

別冊 1

平成25年5月

事務事業概要

防災対策部

事務事業概要

項目	概要
<p>(防災対策総務課) 課長 別所喜克 (059-224-2181)</p> <p>1 防災気象情報等の収集・伝達</p>	<p>1 防災気象情報の収集・伝達 災害の予防・軽減を図るため、各種の気象情報や地震情報等の各種情報を収集し、関係機関に伝達する。</p> <p>2 防災情報提供プラットフォームの管理・運営 防災情報システムにより、災害発生時、迅速・的確に被害情報を収集するとともに、「防災みえ.jp」により、県が収集した気象情報、ライフライン情報、被害情報等を県民に提供する。</p> <p>3 防災行政無線の管理・運営 気象警報・注意報をはじめとする防災気象情報について、防災行政無線（地上系・衛星系）やインターネット等を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努める。</p> <p>4 衛星系防災行政無線の整備 衛星系防災行政無線について経年劣化により障害が頻発していることや、災害対策に求められる情報が多様化・大容量化していることから、衛星系設備の更新・次世代化を進める。</p>
<p>(消防・保安課) 課長 辻 司 (059-224-2108)</p> <p>2 消防対策</p>	<p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を進めるとともに、消防救急デジタル無線（共通波）の県域整備を進める。</p> <p>2 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用を行うとともに、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。（健康福祉部地域医療推進課と共管）</p>

項目	概要
	<p>3 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の訓練の支援や三重県隊の応受援計画の見直し等、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>4 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の気管挿管や薬剤投与に係る講習や病院実習等を進め、救急救命士等の知識や技術の向上を図る。</p> <p>5 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進などの対応方針に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p>
3 予防・保安対策	<p>1 高圧ガスの保安 (1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。また、高圧ガス保安担当者に対する保安講習やハザード低減対策研修等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。 (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>2 火薬類の保安 火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>3 猟銃製造販売の適正管理 武器等製造法に基づき、獵銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施するとともに、警察本部と協働して、盗難、不正流通等を防止し、保管、管理の徹底を進める。</p>

項目	概要
	<p>4 電気関係の保安</p> <p>(1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p>
	<p>5 住宅防火及び火災予防の推進啓発</p> <p>火災による被害を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民及び事業所等の防火意識を高める。</p>
	<p>6 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施</p> <p>危険物取扱者及び消防設備士に対する講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p>
	<p>7 石油コンビナート防災対策</p> <p>石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p>
(防災企画・ 地域支援課)	
課長 加太竜一 (059-224-2184)	発生が危惧されている南海トラフ沿いを震源域とする巨大地震等の大規模地震や、広域に甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等に風水害に備え、市町や関係機関と連携して総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図る。
4 防災・減災対策 の推進	<p>1 三重県防災対策推進条例の推進</p> <p>防災意識の高揚と、県・県民・事業者等の責務の明確化を目的に制定した三重県防災対策推進条例の普及啓発を図るとともに、「自助」「共助」「公助」の取組を推進する。</p> <p>2 三重県新地震・津波対策行動計画等の策定</p> <p>東日本大震災で明らかになった課題や問題点をふまえ、新たな防災・減災対策を計画的に推進するため、国の被害想定をふまえた県内の地震被害想定調査を実施し、地域防災計画を見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定する。</p>

項目	概要
3 緊急避難体制の整備	大規模災害時における避難体制を整備するため、「津波避難に関する三重県モデル」「避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開を図る。
4 市町の防災・減災対策支援	市町が実施する津波避難対策、洪水・土砂災害避難対策、災害時要援護者避難対策、強震動対策、孤立化防止対策、避難所緊急整備に係る防災・減災対策を支援する。
5 市町防災力の向上	地域防災力向上の重要な役割を担う市町が、自らの防災力の強み・弱みを認識し、効果的な防災対策をより一層推進するために、災害対策本部の設置に伴う図上訓練等の取組を支援する防災技術専門員・指導員を派遣する。
6 防災人材の育成	災害に強い地域づくりを進めるため、女性を中心とした防災人材の育成に取り組むとともに、地域防災力の核となる自主防災組織リーダーやみえ防災コーディネーターの活動を支援する。
7 自主防災組織の促進	県内全地域において自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、地域特性に応じた訓練等の防災活動を促すための事業を展開する。
8 企業防災力の向上	地域防災力の向上には、地域の一員である企業・事業所の防災力向上が必要であることから、企業防災力診断を実施するとともに、企業自らの取組を促進するため、業務継続計画の作成促進などをテーマとした研修会を実施する。 また、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動支援を通じて企業防災力の向上を図る。
9 地域防災対策の普及啓発	東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした防災意識の高まりを実際の行動へつなげ、「防災の日常化」の定着を図るため、「備える・逃げる」に重点を置いたメディアによる広報活動や、「白い小箱」の啓発事業を実施する。

項 目	概 要
(災害対策課) 課長 田中貞朗 (059-224-2189)	<p>5 防災体制の整備</p> <p>1 災害対策本部体制の整備 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう訓練等を通じて、災害対策本部体制を定期的に検証するとともに、体制の精度向上を目指す。</p> <p>2 県と市町の広域支援体制の整備 平成24年度に改訂した「三重県市町災害時応援協定」、同協定の実施に必要な事項を定めるため策定した「実施細目」に基づき、県と市町の広域支援体制の充実を図る。</p> <p>3 広域防災拠点施設の整備 平成24年度に改訂した「三重県広域防災拠点施設等基本構想」に基づき、残る北勢地域の広域防災拠点施設の整備を進める。</p> <p>4 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、防災研修会、情報伝達訓練及び非常収集訓練等の実施により、防災に対する職員の意識向上など災害対応力の向上を図る。</p> <p>5 防災訓練の実施 東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、即応型のより実践的な訓練を実施し、地域住民、県職員及び防災関係機関職員の防災意識の高揚、防災対応力の向上を目的として、地域の特性を考慮した県民主体のより実践的な総合防災訓練や平成24年度に完成した伊賀広域防災拠点を活用した訓練及び発災後の様々な段階と局面を想定した応急対策活動の図上訓練等を実施する。</p> <p>6 防災ヘリコプターの運航管理 消防防災体制の充実強化を図るため、県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、平成5年4月に導入した防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急活動、救助活動、災害応急対策活動、山林火災消火活動等を実施する。</p>

項 目	概 要
<p>(危機管理課) 課長 上村一弥 (059-224-2734)</p> <p>6 危機管理の推進</p> <p>7 国民保護の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。</p> <p>三重県地域防災計画の見直しや、国の国民の保護に関する基本指針の改正を踏まえ、県国民保護計画等を見直し、より実効性のあるものにしていく。</p>

平成25年度予算主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位:千円)
《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》	
〈施策名：（111）防災・減災対策の推進〉	
1 地域減災対策推進事業 【緊急課題解決1】 【（11101）新たな防災・減災対策の計画的な推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 南海トラフを震源とする巨大地震や内陸活断層による地震、台風等の風水害から県民の皆さんの命を守るために、市町が実施する避難対策や強震動対策、孤立化防止対策等の減災対策を支援します。（地域減災力強化推進補助金の交付）	(321,300) 321,300
2 緊急避難体制整備事業 【緊急課題解決1】 【（11101）新たな防災・減災対策の計画的な推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 避難所運営マニュアル策定指針や津波避難に関する三重県モデルを活用した市町及び地域の取組が促進されるよう支援します。	(3,186) 3,186
3 新たな防災・減災対策推進事業【緊急課題解決1】 【（11101）新たな防災・減災対策の計画的な推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 安全で安心できる災害に強い三重づくりに取り組むための共通指針とするため、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」や「三重県新地震・津波対策行動計画」を県民、事業者、地域、関係機関へ周知し、防災対策を促進します。また、紀伊半島大水害での課題をふまえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」等の見直しを進めます。	(21,633) 23,974
4 防災訓練費 【（11102）災害対応力の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) より実践的な災害対応力の強化を図るため、市町や防災関係機関、地域住民と連携した総合防災訓練（実動訓練）、平成24年度に完成する伊賀広域防災拠点を活用した訓練、発災後のさまざまな段階や局面を想定して行う図上訓練などを実施します。	(6,765) 8,385

※予算額の（ ）は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位:千円)
5 広域防災拠点施設整備事業 【緊急課題解決1】 【(11102) 災害対応力の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 東日本大震災の発生や紀伊半島大水害で明らかとなった課題をふまえ、平成24年度に見直す「三重県広域防災拠点施設等構想(仮称)」に基づき、広域防災拠点施設に備えるべき資機材の整備を行います。	(7,251) 7,952
6 地域防災広報事業 【緊急課題解決1】 【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 県民の防災意識の向上を図るため、メディアを活用し、「防災の日常化」を意図した啓発を実施するとともに、各家庭や地域において防災意識の向上・定着を図るため、災害用備蓄物資を活用した啓発活動(白い小箱運動)と連携した取組を県内各地域で実施します。	(6,623) 6,623
7 防災関連人材活動強化事業 【緊急課題解決1】 【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 災害に強い地域づくりを進めるため、特に女性を中心とした防災人材の育成に取り組み、男女共同参画の視点に配慮した防災・減災対策の推進や災害時要援護者を支援する体制整備を進めます。	(16,836) 16,836
8 防災行政無線整備事業 【(11104) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 災害発生時に防災情報を共有化し、迅速な対応を実現するため、老朽化している衛星系防災行政無線の計画的な更新を進めます。また、新たに指定された災害拠点病院に防災行政無線を配備するための設計業務に着手します。	(4,447) 280,054
9 消防広域化等推進事業 【(11108) 消防力向上への支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 県内の消防力の向上を促進するため、消防広域化に取り組んでいる関係消防本部を引き続き支援するとともに、他の消防本部についても広域化に向けた情報提供等を行います。また、国の動向をふまえて、県の「消防広域化推進計画」の見直しを検討します。	(2,888) 2,888

※予算額の()は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位:千円)
10 消防救急デジタル無線整備事業 【(11108) 消防力向上への支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2消防指導費) 電波法の改正に基づく消防救急無線のデジタル化を進めるとともに、無線の広域化、共同化による消防力の向上を図るため、全県域を1ブロックとした無線の共同整備・共同利用に向けた市町の取組を支援します。	(1,281) 1,264,681
11 高圧ガス指導事業 【(11109) 高圧ガス等の保安の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3銃砲火薬ガス等取締費) 高圧ガス製造事業所等における適正な保安を確保するため、許認可審査、保安検査等を実施します。	(△13,861) 23,592
(新)12 コンビナート防災対策推進事業【緊急課題解決1】 【(11109) 高圧ガス等の保安の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3銃砲火薬ガス等取締費) 「石油コンビナート等防災計画」の見直しについて検討するため、石油コンビナート防災アセスメント（被害想定）を実施します。	(14,612) 14,612
《政策名：命を守る～健康な暮らしと安心できる医療体制～》	
〈施策名：(121) 医師確保と医療体制の整備〉	
1 救急救命活動向上事業 【(12102) 救急・へき地等の医療の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2消防指導費) 救急救命士による気管挿管や薬剤投与の措置拡大を円滑に推進するために講習やセミナーを実施し救命率の向上を図るとともに、救急活動の質を保障する体制（メディカル・コントロール体制）を整備します。	(8,863) 8,863
《施策の推進を支えるために》	
〈行政運営2：行財政改革の推進による県行政の自立運営〉	
1 危機管理推進事業 【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第2項 企画費 5危機管理費) 危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修や危機管理リーダー研修などを行います。	(2,567) 3,005

※予算額の（ ）は県費

「3 三重県の地震・津波対策について」
「8 地域防災力向上に向けた取組について」
関 係 資 料

- 資料 1 : 三重県緊急地震対策行動計画の取組結果
- 資料 2 : 南海トラフ巨大地震の被害想定(内閣府)
- 資料 3 : 三重県被害想定調査 被害想定項目(案)
- 資料 4 : 三重県地域防災計画(H25 修正：地震津波対策編)構成案
- 資料 5 : 三重県新地震・津波対策行動計画について
- 資料 6 : 津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書(概要版)
- 資料 7 : 三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定について
- 資料 8 : H25 年度当初予算資料 (緊急避難体制整備事業費)
- 資料 9 : H25 年度当初予算資料 (地域減災対策推進事業費)
- 資料 10 : H25 年度当初予算資料 (地域防災広報事業費)
- 資料 11 : H25 年度当初予算資料 (防災関連人材活動強化事業費)

三重県緊急地震対策行動計画の取組結果



生きるために
備えよ！！



生きるために
逃げろ！！



平成25年5月

○ 行動項目別の取組結果（平成25年3月末時点）

行動1 避難計画・避難訓練	1
行動2 避難場所（施設・設備）	1
行動3 避難方法	2
行動4 避難基準	3
行動5 情報提供体制	3
行動6 住宅の耐震化等	3
行動7 重要施設の耐震化	4
行動8 防災教育と人材の育成	4
行動9 避難場所（運営）	4
行動10 避難者支援	5
行動11 災害医療業務	6
行動12 応急体制の充実・災害対策本部の機能強化	6
行動13 広域応援体制	6

三重県緊急地震対策行動計画の取組結果について

平成 23 年 10 月、県民の生命を守ることを最優先とし、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に、「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策として策定した「三重県緊急地震対策行動計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 24 年度）の取組結果と今後の取組方向について報告します。

行動項目別の主な取組結果（平成 25 年 3 月末時点）

行動 1 避難計画・避難訓練

「最大クラスの津波」への住民避難対策として、県独自の津波浸水予測調査を活用した避難計画づくりと、避難訓練が実施されるように取組を進めました。

津波浸水が予測される 19 市町へハザードマップの作成支援を行った結果、10 市町が新たなハザードマップを作成しました。

また、沿岸部の地域において津波避難訓練を進め、50 地区で訓練が実施されました。また、鳥羽市では、平成 24 年 11 月の「三重県・鳥羽市合同防災訓練」において全市民を対象とした大規模な避難訓練が実施されました。



平成 25 年度以降の主な取組

平成 25 年度に県が行う被害想定をふまえ、ハザードマップ未作成の 9 市町についても、作成を促進していきます。

平成 24 年度に実施した「津波避難に関する三重県モデル事業」の取組を進め、県内沿岸の各地域に、住民一人ひとりの津波避難計画「My まっぷラン」の普及を図っていきます。

行動 2 避難場所（施設・設備）

津波等に対し、適切な避難場所及び必要な資機材を確保するための取組を進めました。

津波避難に適した避難施設については、地域の状況に応じ検討が進められた結果、例えば、津波避難ビルの指定が 105 件から 393 件と大幅に増加しました。

なお、衛星携帯電話や非常用発電機の整備支援も行いましたが、全市町の避難所の防災機能の点検では、避難所としてのさらなる機能強化の必要性が明らかになりました。

平成 25 年度以降の主な取組

被害想定結果をふまえた避難所のさらなる見直しとともに、避難所等の機能強化や必要な資機材の早期整備を促進するため、地域減災対策推進事業による市町支援を行っていきます。

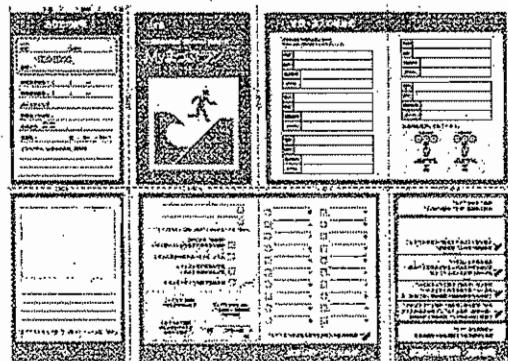
また、津波に関する統一標識の設置促進については、設置指針の改訂や地域減災対策推進事業により市町支援を行いました。



行動3 避難方法

適切な避難行動が行われるよう、避難方法の検討や避難路の整備を支援し、また、児童生徒や災害時要援護者の避難についても、重点的に検討が行われました。

住民避難対策として、「津波避難に関する三重県モデル事業」の取組において、伊勢市二見町と熊野市有馬町にて、「Myまっぷラン」と地域の津波避難計画を作成し、避難訓練による検証を行いました。この結果を基に、「『Myまっぷラン』を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」を作成しました。



平成25年度以降の主な取組

上記「手引き」が沿岸部の市町及び地域の自主防災組織等で活用されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局との連携、地域防災人材の活用等を通じて、取組を進めていきます。

避難路整備については、地域減災対策推進事業により市町支援を行いました。東日本大震災後、地域住民が整備した避難路に対して、公的支援により手すりを設置するなど住民主体の先進事例も出てきました。また、学校等での避難経路の点検や、災害時要援護者の個別避難計画の作成に全市町が着手するなど、取組が着実に進みました。

平成25年度以降の主な取組

市町が作成する災害時要援護者個別避難計画の取組を支援するため、平成25年度に実施する地域減災対策推進事業において、災害時要援護者避難対策推進事業を新たに設けるなど、早期に計画が策定されるよう支援を行っていきます。

津波被害が予想される社会福祉施設については、各施設の位置情報を整理し、地図上で把握できるようにしました。障がい者の避難対策においては、関係団体に訓練参加を働きかけ、平成24年度に実施した「三重県・鈴鹿市総合防災訓練」と「三重県・鳥羽市合同防災訓練」では視覚障がい者、聴覚障がい者など災害時要援護者が訓練に参加し、課題を検証しました。

平成25年度以降の主な取組

市町や地域で行われる避難訓練に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者が参画するよう引き続き働きかけを行っていきます。

行動4 避難基準

住民の迅速な避難のために避難勧告・指示の発令基準の見直しや、避難支援に携わる防災関係職員等の行動ルールの周知などの取組を進めました。

防災関係職員の避難行動について、陸閘等の操作委託の操作要領を改訂し、全市町と協定を結び直すことで、水防団（消防団）、自治会等の津波避難に関するルールの周知を図りました。

行動5 情報提供体制

迅速な避難に向けて、必要な正しい情報が提供される体制の構築等を進めました。

県・市町の防災行政無線の総点検を実施し、県防災行政無線の機器や非常用電源の配置を見直しました。その他、緊急速報メールの全市町導入や、市町の防災行政無線（戸別受信機）の整備、海拔表示の配置などの取組を進めました。

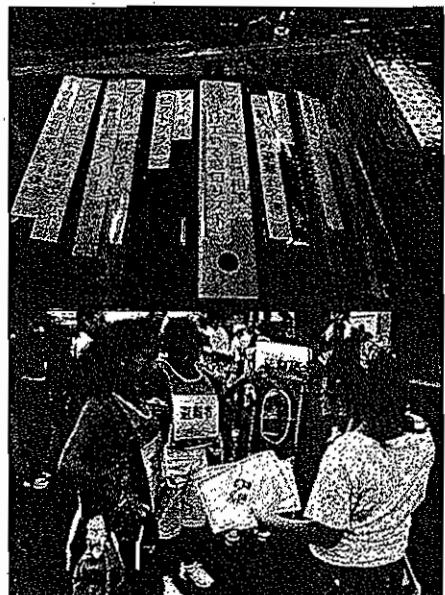
平成25年度以降の主な取組

情報提供体制の強化のため、市町に対し、孤立化防止対策など地域減災対策推進事業による支援を行っていきます。

また、避難所での外国人への情報提供の支援ツールとして「避難所情報伝達キット 一絵表示・多言語一つ・た・わ・るキット」を作成し、平成24年9月に実施した「三重県・鈴鹿市総合防災訓練」における避難所運営訓練において、外国人住民に参加いただき、キットの検証を行いました。

平成25年度以降の主な取組

今後はキットの配布だけでなく、研修と組み合わせ普及を進めていきます。



行動6 住宅の耐震化等

住宅の耐震化や家具固定について取組を進めました。耐震診断数は、平成23年度から平成24年度の2か年で計7,000件を目標として進めた結果、6,929件の耐震診断が行われるなど、ほぼ目標を達成しました。

平成25年度以降の主な取組

木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計や補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していきます。

家具固定については、啓発と市町への財政支援を行いましたが、「平成24年度防災に関する県民意識調査」によると、依然として家具を固定していない人が45.8%とな

るなど、今後も取組を継続していく必要があります。

平成 25 年度以降の主な取組

家具固定を促進するため、市町に対し地域減災対策推進事業による支援を行っていきます。

行動 7 重要施設の耐震化

県庁舎が機能を果たすことができるかを緊急点検し、非常用発電機の位置や冷却方法など、設備改修の方向性を定めました。

また、学校の耐震化、非構造部材の耐震化、災害拠点病院等の耐震化を進めました。

平成 25 年度以降の主な取組

県立学校については、平成 25 年度完了に向け引き続き耐震化に取り組むほか、非構造部材の耐震対策を進めます。私立学校においても、耐震化を促進するために引き続き助成を行います。また、医療施設の耐震化についても引き続き取り組んでいきます。

行動 8 防災教育と人材の育成

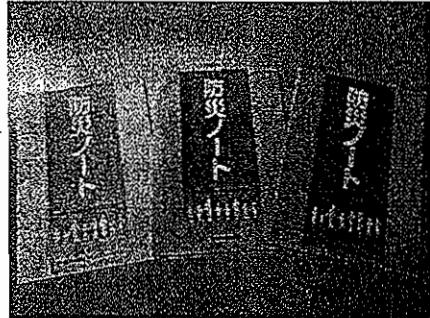
高い防災意識の定着に向けて、学校や地域での防災教育の実施や、防災人材の育成・活用を図る取組を推進しました。

例えば、三重県教育委員会が作成した「防災ノート」等を活用して、全ての学校で防災教育が実施されました。

また、新たな啓発コンテンツを利用し、地域での啓発事業にも取り組みました。しかし、啓発コンテンツを一度に利用できる数に限りがある等の課題により、目標とする活動地域には達しませんでした。

三重大学と協働で行った「さきもり塾」による防災人材の育成については、目標とする育成人数を達成しました。

学校における「学校防災リーダー養成事業」は平成 24 年度から始まり、2 年で公立小中学校及び県立学校に 1 名ずつ学校防災リーダーを育成する予定です。



平成 25 年度以降の主な取組

「防災ノート」等を活用した学校での防災教育のほか、女性防災人材の育成、これまでに育成した地域防災人材の活用等を進めています。

行動 9 避難場所（運営）

東日本大震災時の避難所運営について、女性や災害時要援護者への配慮の必要性が指摘されたことから、適切な避難所運営ができるよう、検討を行いました。

例えば、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」については、学識経験者や N P O 等、様々な分野の委員から構成される策定委員



会の設置、震災被災地の避難所運営等についてのヒアリング調査（看護協会、イコールネット仙台、岩手県国際交流協会）の実施などを経て、平成25年1月に改定し、市町に提供しました。また、地域での活用を図るために「避難所運営マニュアル基本モデル」を併せて作成しました。

平成25年度以降の主な取組

避難所運営マニュアルが実際に現場で活用されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局との連携、地域防災人材の活用等を通じて、取組を進めていきます。

県立学校の資機材の整備については、非常用発電機・簡易トイレ・毛布等を全校に整備し、加えて、孤立が想定される学校に衛星携帯電話等の整備を進めました。

平成25年度以降の主な取組

今後、津波浸水が予想される県立学校に新たにライフジャケットを配布するほか、公立小中学校の補助にも加えます。また、課題であった、災害対応にあたる職員の食料等備蓄等についても検討を行っていきます。

また、福祉避難所未指定の市町に働きかけを行った結果、未指定の17市町のうち8市町において福祉避難所が新たに確保されました。

平成25年度以降の主な取組

引き続き、福祉避難所の指定等の状況等を確認するとともに、未指定の9市町に対し、確保に向けた働きかけを実施していきます。

行動10 避難者支援

避難者に適切な備蓄物資が配付できるようにするとともに、円滑な避難者支援の取組について検討を行いました。

例えば、津波等により孤立した地域への救援ルートを確保する道路啓開作業を迅速に取り組むことができるよう道路啓開マップの作成を行いました。また、広域防災拠点の備蓄のあり方や、市町の備蓄のあり方について検討に着手しました。

平成25年度以降の主な取組

道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組んでいきます。

また、災害ボランティア支援センターのマニュアルの見直しや運営訓練を実施し、避難者支援で重要な役割を担うボランティア支援体制の強化を図りました。

平成25年度以降の主な取組

みえ災害ボランティア支援センターの運営について、見直しを行うとともに、市町における災害ボランティア受入体制の強化のために、研修や訓練を実施します。

行動 1.1 災害医療業務

東日本大震災では、津波被害による病院機能の麻痺等があったため、災害時にも適切な医療が受けられるように対策の検討を行いました。

県独自の津波浸水予測調査を基にした災害拠点病院及び二次救急医療機関の緊急点検を実施し、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを行いました。

平成 25 年度以降の取組

点検結果を受け、災害拠点病院が被災した場合に備え、県全体及び各地域での災害拠点病院の補完・連携体制を構築し体制強化を図るために、三重県医療審議会災害医療対策部会において議論を行っていきます。

「三重県災害医療対策マニュアル」に沿って行動できるか検証するため、県の総合防災訓練と合わせて訓練を行います。

行動 1.2 応急体制の充実・災害対策本部の機能強化

東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓をもとに、災害対策本部の機能強化のため、本部組織の見直しを行うとともに、図上訓練や実動の防災訓練を実施し、検証を行いました。

災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等と 35 の協定や覚書を（見直しを含めて）締結しました。また、「防災関係機関連絡会議」等の開催により、防災関係機関との連携強化も図りました。

平成 25 年度以降の取組

今後も、図上訓練や地域住民の参加・連携強化に主眼を置いた実践的な防災訓練を行っていきます。

また、東日本大震災の課題・教訓をふまえて、「三重県地域防災計画（震災対策編）」の抜本的な見直しを行うほか、「石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施します。

行動 1.3 広域応援体制

大規模災害に対応した、広域応援（受援）体制について、検討を進めました。

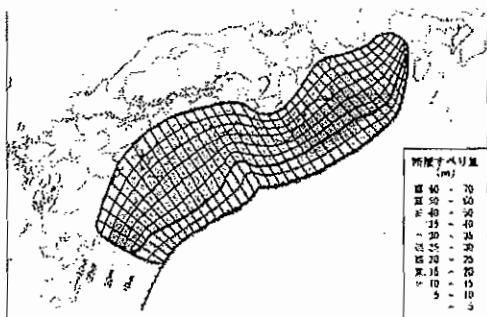
中部圏及び近畿圏応援協定の見直しを行うとともに、広域防災拠点や緊急消防救助等広域応援活動拠点について、「三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、北勢地域の拠点整備を検討するとともに、広域防災拠点等のあり方について検討しました。



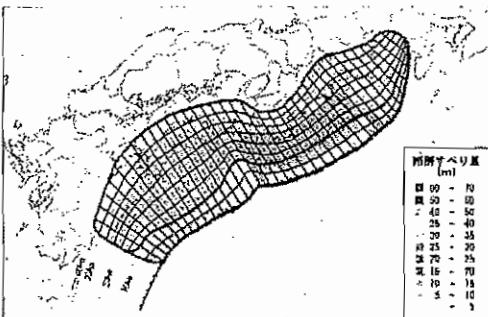
平成 25 年度以降の取組

「三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会」の検討結果に基づき、北勢拠点の整備や必要な資機材整備を進めていきます。

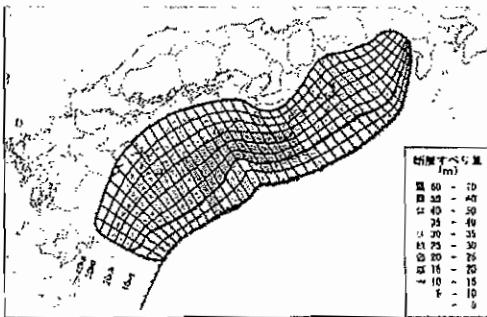
津波断層モデルのすべり量の設定



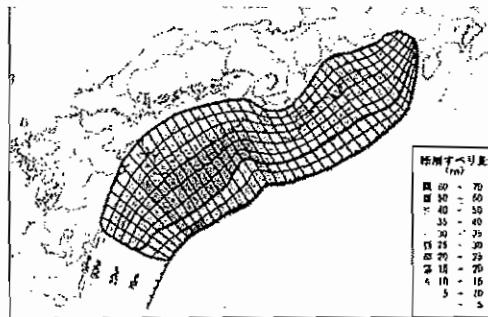
【ケース① 駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域を設定】



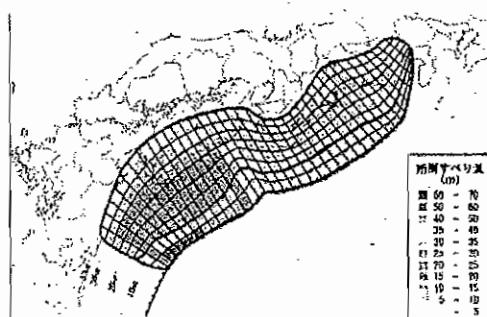
【ケース② 紀伊半島沖に大すべり域を設定】



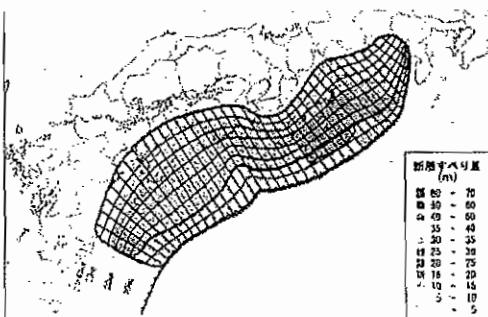
【ケース③ 紀伊半島沖～四国沖に大すべり域を設定】



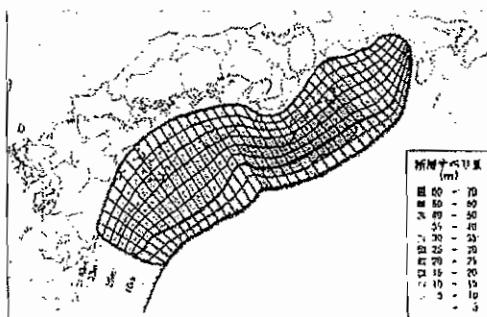
【パターン④ 四国沖に大すべり域を設定】



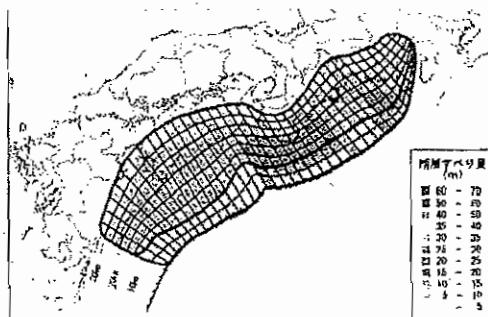
【パターン⑤ 四国沖～九州沖に大すべり域を設定】



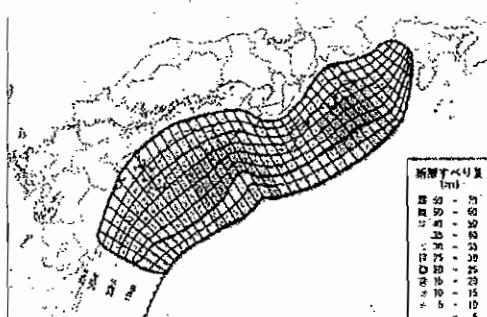
【ケース⑥ 駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域＋分歧断層】



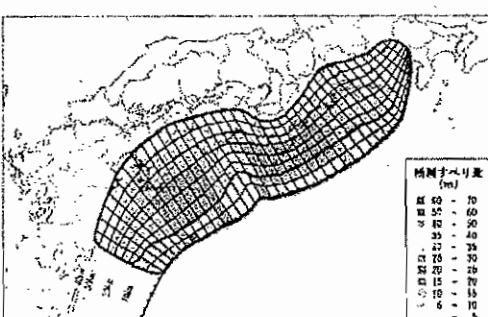
【ケース⑦ 紀伊半島沖に大すべり域＋分歧断層】



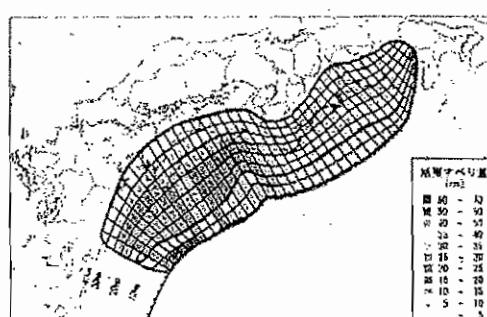
【ケース⑧ 駿河湾～愛知県東部沖、三重県南部沖～徳島県沖に大すべり域を設定】



【ケース⑨ 愛知県沖～三重県沖、室戸岬沖に大すべり域を設定】

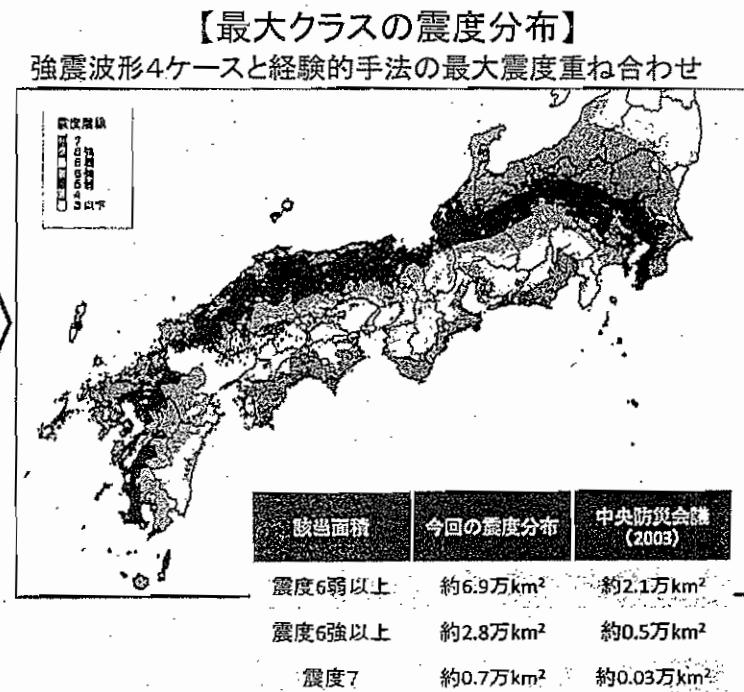
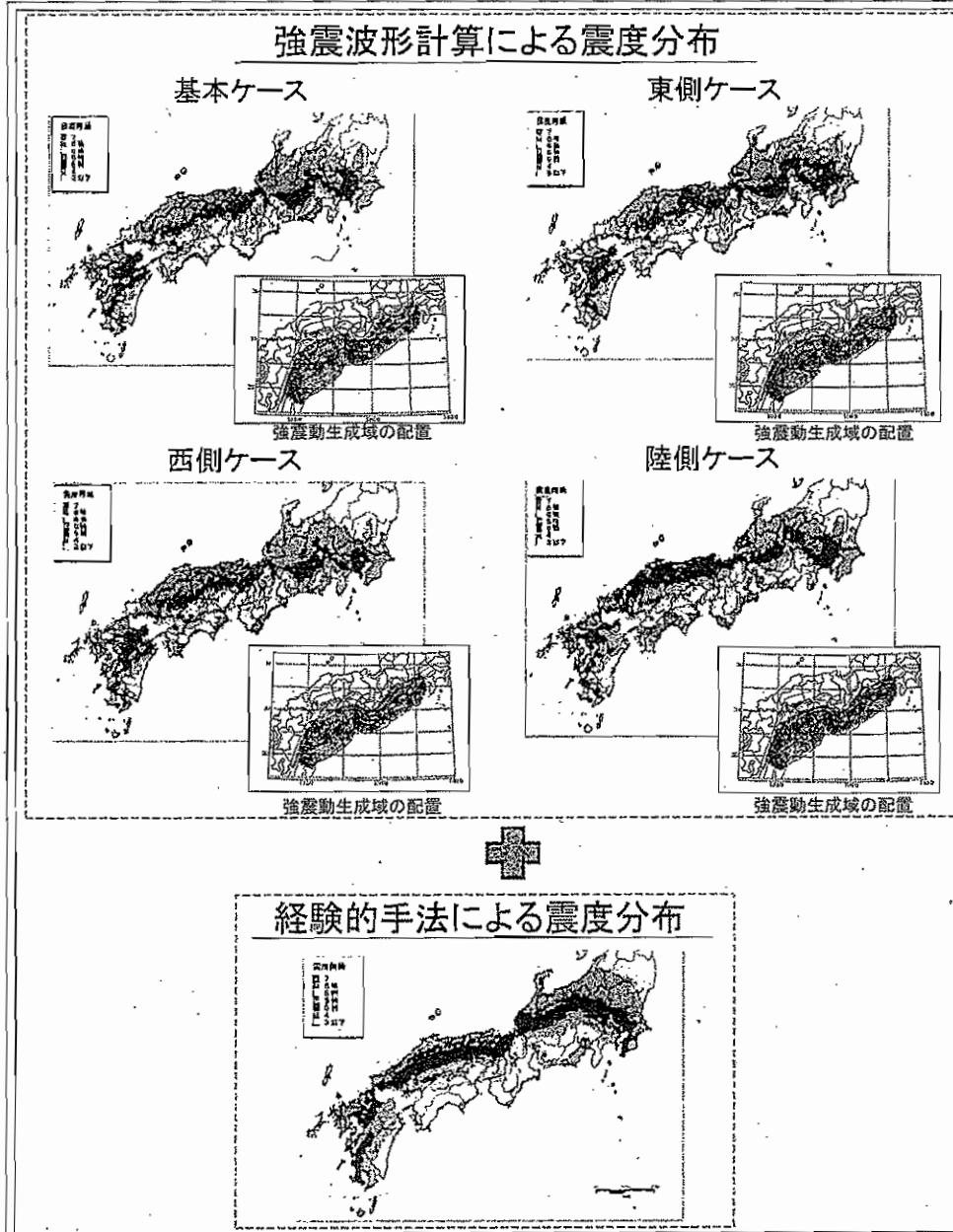


【ケース⑩ 三重県南部沖～徳島県沖、足摺岬沖に大すべり域を設定】

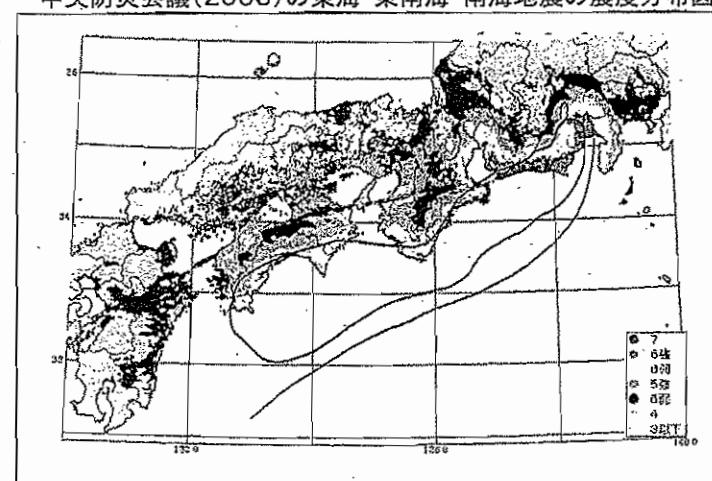


【ケース⑪ 室戸岬沖、日向灘に大すべり域を設定】

南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布



【参考】
中央防災会議(2003)の東海・東南海・南海地震の震度分布図



南海トラフの巨大地震による震度及び津波について

※ 「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等について（第二次報告）」（平成24年8月29日、南海トラフの巨大地震モデル検討会）に基づき作成。

表1 市町別最大震度

市町名	最大震度	市町名	最大震度
津市		木曾岬町	6強
四日市市	6強	東員町	6強
伊勢市		菰野町	6強
松阪市		朝日町	6強
桑名市	6強	川越町	6強
鈴鹿市		多気町	
名張市	6弱	明和町	
尾鷲市		大台町	6強
龜山市	6強	玉城町	
鳥羽市		度会町	
熊野市		大紀町	
いなべ市	6弱	南伊勢町	
志摩市		紀北町	
伊賀市	6強	御浜町	
		紀宝町	

表2 市町別最大津波高、平均津波高、津波到達時間、津波浸水面積

市町名	津波高（m） 【上段：最大津波高】 【下段：平均津波高】	津波高+1.0m 最短津波到達時間 (分)	津波浸水面積 (ヘクタール)	市町名	津波高（m） 【上段：最大津波高】 【下段：平均津波高】	津波高+1.0m 最短津波到達時間 (分)	津波浸水面積 (ヘクタール)
津市	7	66	1,960	木曾岬町	5	89	20
	6				4		
四日市市	5	77	320	川越町	4	84	70
	4				4		
伊勢市	9	36		明和町	8	55	1,150
	6				6		
松阪市	7	63	2,840	大紀町	16	8	110
	6						
桑名市	5	85	20	南伊勢町	22	8	1,450
	4				12		
鈴鹿市	6	69	160	紀北町	19	8	1,090
	5				12		
尾鷲市	17		680	御浜町	16	6	370
	10						
鳥羽市	7	11	820	紀宝町	11	5	220
					9		
熊野市	17		310	三重県内 最大	~27	4	15,700
	11				13		
志摩市	26	6	2,250				
	8						

南海トラフの巨大地震による建物被害及び人的被害

※ 「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成24年8月29日、中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）に基づき作成。

表3 全壊棟数

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	(棟)
三重県	約163,000	約6,500	約24,000	約800	約45,000	約239,000	
全国	約1,346,000	約134,000	約146,000	約6,500	約750,000	約2,382,000	

※ 三重県内の建物全壊棟数が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

表4 死者数

	建物倒壊（うち屋内収容物転倒等）	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等 屋外落下物	合計	(人)
三重県	約9,800 (約600)	約32,000	約60	約900	—	約43,000	
全国	約82,000 (約6,200)	約230,000	約600	約10,000	約30	約323,000	

※ 三重県内の死者数が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の深夜」、風速「8m／秒」、津波発生時の早期避難率「低」の場合である。

表5 負傷者数

(人)

	建物倒壊（うち屋内収容物転倒等）	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等 屋外落下物	合計	
三重県	約64,000	(約12,000)	約1,400	約80	約600	約30	約66,000
全 国	約587,000	(約141,000)	約24,000	約800	約11,000	約1,100	約623,000

※ 三重県内の負傷者数が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の深夜」、風速「8m／秒」、津波発生時の早期避難率「低」の場合である（死者数に同じ）。

表6 摆れによる建物被害及び津波被害に伴う要救助者数 (人)

	揆れによる要救助者数	津波による要救助者数
三重県	約33,000	約1,600
全 国	約311,000	約36,000

※ 三重県内の要救助者数が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の深夜」の場合である（死者数に同じ）。

南海トラフの巨大地震による施設等の被害及び経済的な被害

※ 「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」（平成25年3月18日、中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）に基づき作成。

表7 上水道（断水人口）

(人)

	給水人口	断水人口			
		被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後
三重県	約1,800,000	約1,700,000	約1,700,000	約1,300,000	約390,000
東海	約13,000,000	約9,900,000	約11,800,000	約6,900,000	約2,200,000
全国	約109,600,000	約34,400,000	約28,400,000	約17,400,000	約4,800,000

※ 三重県内の断水人口が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

※ 「東海」は、静岡県、愛知県、三重県の合計値、「全国」は、40都府県の合計値である（以下同じ）。

表8 下水道（支障人口）

(人)

	処理人口	支障人口			
		被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後
三重県	約830,000	約770,000	約720,000	約170,000	約20,000
東海	約8,100,000	約7,400,000	約6,900,000	約1,400,000	約170,000
全国	約82,700,000	約32,100,000	約10,400,000	約2,300,000	約310,000

※ 三重県内の支障人口が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

表9 電力（停電軒数）

(軒)

	電灯軒数	停電軒数			
		被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後
三重県	約1, 200, 000	約1, 100, 000	約970, 000	約110, 000	約94, 000
東 海	約7, 800, 000	約6, 800, 000	約6, 200, 000	約480, 000	約400, 000
全 国	約65, 600, 000	約27, 100, 000	約12, 200, 000	約1, 400, 000	約880, 000

※ 三重県内の停電軒数が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

表10 通信（固定電話）（不通回線数）

(回線)

	回線数	不通回線数			
		被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後
三重県	約440, 000	約390, 000	約360, 000	約60, 000	約22, 000
		約380, 000	約350, 000	約69, 000	約36, 000
東 海	約2, 600, 000	約2, 300, 000	約2, 100, 000	約290, 000	約110, 000
全 国	約23, 700, 000	約9, 300, 000	約4, 600, 000	約610, 000	約230, 000

※ 三重県内の停電軒数が最大となるのは、被災直後については、地震動「陸側ケース」、津波「ケース③」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合であり、被災1週間後以降については、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

表11 通信（携帯電話）（停波基地局率）

	停波基地局率（カッコ内：不通ランク）			
	被災直後	被災1日後	被災4日後	被災1週間後
三重県	11%	82% (A)	10%	9%
	13%	81% (A)	13%	12%
東海	8%	81%	8%	8%
全国	3%	16%	2%	2%

※ 三重県内の停波基地局率が最大となるのは、被災1日後については、地震動「陸側ケース」、津波「ケース③」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合であり、被災4日後以降については、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

※ 不通ランク A：非常につながりにくい

表12 都市ガス（供給停止戸数）

(戸)

	対象需要家数	供給停止戸数			
		被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後
三重県	約110,000	約91,000	約87,000	約63,000	わずか
	約83,000	約83,000	約81,000	約71,000	約30,000
東海	約2,400,000	約980,000	約960,000	約830,000	約320,000
全国	約20,100,000	約1,800,000	約1,800,000	約1,600,000	約500,000

※ 三重県内の供給停止戸数が最大となるのは、被災直後については、地震動「基本ケース」、津波「ケース③」、想定シーン「冬深夜」、風速「平均風速」の場合であり、被災1ヶ月後については、地震動「陸側ケース」、津波「ケース③」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

表13 避難者

(人)

	避難者数	1日後	1週間後	1ヶ月後
		約560,000	約690,000	約680,000
三重県	うち避難所	約350,000	約390,000	約200,000
	うち避難所外	約210,000	約300,000	約470,000

※ 三重県内の避難者数が最大となるのは、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合である。

表14 被害額

(兆円)

	資産等の被害				経済活動への影響 生産・サービス低下に 起因するもの
	合計	民間部門	準公共部門	公共部門	
三重県	16.9	15.2	0.16	1.63	-
全国	169.5	148.4	0.9	20.2	44.7

※ 上記の被害額は、地震動「陸側ケース」、津波「ケース①」、想定シーン「冬の夕方（18時）」、風速「8m／秒」の場合で推計されている。

三重県被害想定調査 被害想定項目一覧(案)

1. 建物被害

- 1.1 摆れによる被害
- 1.2 液状化による被害
- 1.3 山・がけ崩れによる被害
- 1.4 津波による被害

2. 火災被害

- 2.1 出火による被害
- 2.2 延焼による被害
- 2.3 津波火災による被害

3. 屋外転倒・落下物の発生

- 3.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒
数
- 3.2 屋外落下物の発生

5. ライフライン被害

- 5.1 上水道
- 5.2 下水道
- 5.3 電力
- 5.4 電話
- 5.5 都市ガス
- 5.6 L P ガス

7. 危険物

- 7.1 危険物施設

9. 廃棄物

- 9.1 災害廃棄物(瓦礫)
- 9.2 一般廃棄物(生活ごみ)

11. その他

- 11.1 長周期地震動による被害
- 11.2 エレベーター閉じ込め
- 11.3 災害時要援護者の被災
- 11.4 孤立集落の発生
- 11.5 震災瓦礫漂着に伴う漁業被害(漁業支障)

4. 人的被害

- 4.1 建物倒壊による被害
- 4.2 火災による被害
- 4.3 山・がけ崩れによる被害
- 4.4 津波による被害
- 4.5 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害
- 4.6 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害
- 4.7 自力脱出困難者(要救助者)

6. 交通被害

- 6.1 道路施設
- 6.2 鉄道施設
- 6.3 港湾施設
- 6.4 ヘリポート

8. 生活支障等

- 8.1 避難者
- 8.2 帰宅困難者
- 8.3 物資不足
- 8.4 医療機能支障
- 8.5 保健衛生、防疫、遺体処理等
- 8.6 教育・就労等
- 8.7 住機能(応急仮設住宅等)

10. 経済被害

- 10.1 直接的経済被害
- 10.2 間接的経済被害

三重県地域防災計画(H25修正:地震・津波対策編)構成案

計画の構成案			
第1部 総則	第1章 計画の目的・方針	第1節 本県の地震・津波対策の考え方 第2節 計画の位置づけ及び構成	
	第2章 計画関係者の責務等	第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割 第2節 県・市・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害	第1節 三重県の特質 第2節 本県における既往の地震・津波災害	
	第4章 被害想定等	第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定 第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進	

計画の構成案				主担当部局等
第2部 災害予防・減災対策	第1章 県民・事業者等に対する予防・減災対策(自助・共助を育む予防対策)	第1節 県民や地域の防災対策の促進 第2節 防災人材の育成・活用 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 第4節 ボランティア活動の促進 第5節 企業・事業所の防災対策の促進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 第7節 避難対策等の推進 第8節 建築物等の防災対策の推進		防災対策部
		第9節 公共施設等の防災対策の推進 第10節 危険物施設等の防災対策の推進 第11節 地盤災害防止対策の推進 第12節 輸送態勢の整備		防災対策部 農林水産部・県土整備部
		第13節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第14節 災害対策機能の整備及び確保		農水・県土・警察・防災 環生・農水・県土・企業庁 戦企・総務・健福・環生・地域・農水・雇用・県土・警察・防災
	第3章 輸送機能、ライフラインに対する予防・減災対策	第15節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第16節 医療・救護体制及び機能の確保 第17節 受援・応援体制の整備 第18節 物資等の備蓄・調達・供給態勢の整備 第19節 防災訓練の実施		戦企・警察・防災 健福・県病・防災 警察・防災 地域・環境・農水・雇用・防 警察・防災
	第4章 防災態勢整備による予防・減災対策			

計画の構成案				主担当部隊(班)
第3部 発災後対策	☆発災後対策タイムスケジュール ①津波被害想定あり ②津波被害想定なし			
	※各節の代表的な活動内容を担当部隊(班)、関係機関等を添えて時系列で記載 発災後72時間以内は、細かく日時を分けて記載する			
	第1章 総括的な応急対策	第1節 活動態勢の整備 第2節 通信機能の確保 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用 第5節 学校・園における児童生徒等の安全確保 第6節 ボランティアの確保と活用 第7節 災害救助法の適用及び運用		総括部隊 (総括班、派遣班、総務班) 総括部隊(総務班) 総括部隊(総括班) 総括部隊 (情報班、広聴広報班) 被災者支援部隊 (教育対策班) 被災者支援部隊 (ボランティア班) 保健医療部隊 (保健衛生班)
	第2章 救助・救援及び医療・救護にかかる応急対策	第8節 救助・救急及び消防活動 第9節 医療・救護活動 第10節 緊急輸送態勢の確保 第11節 広域的な受援・応援体制の整備		総括部隊 (救助班) 保健医療部隊 (医療活動支援班) 総括部隊(総括隊) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 総括部隊 (総括班)
	第3章 社会基盤に対する応急対策	第12節 水防活動 第13節 緊急の交通・輸送機能の確保 第14節 ライフライン施設の復旧・保全 第15節 公共施設の復旧・保全		社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊 社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)(上水道・工業用水道・電気班) (廃棄物対策隊) 被災者支援部隊 (水道応援班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)(農林水産対策班)

第4章	被災者に対する応急対策	第16節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	総括部隊 (総括班、情報班) 被災者支援部隊 (避難者支援班)
		第17節	災害時要援護者対策	被災者支援部隊 (避難者支援班)
		第18節	給水活動	被災者支援部隊 (水道応援班)
		第19節	食料及び生活必需品等の供給	救援物資部隊 (物資調整班)
		第20節	清掃活動	社会基盤対策部隊 (公共土木班) (廃棄物対策隊)
		第21節	防疫・保健衛生活動	保健医療部隊 (保健衛生班)
		第22節	社会秩序の維持	警察部隊
		第23節	遺体の取り扱い	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊
		第24節	海上災害への対策	総括部隊 (総括班)
		第25節	危険物施設等の保全	総括部隊 (総括班)
第5章	特定災害に対する応急対策	第26節	住宅の保全・確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)
		第27節	文教等対策	被災者支援部隊 (教育対策班)
		第28節	災害義援金等の受入・配分	生活・経済再建支援部隊 (義援金受入・配分班)
第6章	復旧に向けた応急対策			

計画の構成案				主担当部局
第4部 復旧・復興 対策	第1章 復旧対策	第1節 激甚災害の指定		
		第2節 民生安定のための措置		
	第2章 復興対策	第3節 被災者の生活再建支援		
		第4節 復興支援態勢の整備		
		第5節 震災復興計画の策定		

計画の構成案		主担当部隊(隊)	
特別対策 東海地震に 関する緊急 対策	第1章 対策の目的等	第1節 対策の目的及び関係機関の役割	
	第2章 緊急対策	第2節 地震災害警戒本部の設置等(活動態勢の整備・災害対策要員の確保・通信機能の確保・自衛隊及び海上保安庁との連携体制の確保)	総括部隊 (各部隊)
	<p>※この章では、東海地震注意情報が発令された場合、第3部「発災後対策」のうち、・事前の予防措置が可能な取り組み ・対策の前倒しや準備が可能な取り組み のみに絞って記載する</p> <p>※節の()は、「発災後対策」における該当の節を転記したもの</p>		総括部隊 (総括隊) (総務広報隊) 被災者支援部隊 (被災者支援隊)
	第3節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保(災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用・避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営)	被災者支援部隊 (教育対策隊)
	第4節	医療・救護活動態勢の確保(消防・救急活動・救助活動)	総括部隊 (総括隊)
	第5節	医療・救護活動態勢の確保(医療・救護活動)	保健医療部隊
	第6節	緊急輸送態勢の確保	総括部隊 (総括隊)
	第7節	広域的な応援・受援体制の整備	総括部隊 (総括隊)
	第8節	水防活動	社会基盤対策部隊 (施設整備隊)
	第9節	緊急の交通・輸送機能の確保	社会基盤対策部隊 (施設整備隊)
	第10節	ライフライン施設の安全対策(ライフライン施設の復旧・保全)	社会基盤対策部隊 (施設整備隊)
	第11節	公共施設の安全対策(公共施設の復旧・保全)	社会基盤対策部隊 (施設整備隊)
	第12節	危険物施設等の安全対策(危険物施設等の保全)	社会基盤対策部隊 (施設整備隊)
	第13節	食料及び生活必需品等の確保(給水活動・食料及び生活必需品等の確保)	生活・経済再建支援部隊 救援物資部隊
	第14節	社会秩序の維持対策(災害警備活動)	警察部隊

三重県新地震・津波対策行動計画について

1 計画の基本的な考え方

(1) 趣旨

- 東日本大震災の経験、反省、教訓をふまえた「新たな地震・津波対策計画」
- 津波避難や防災教育など「三重県緊急地震対策行動計画」において実施してきた取組に加え、緊急輸送道路や海岸保全施設の整備など「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組を含めた「総合的な地震・津波対策計画」。

(2) 目的（三重県の決意）

- 予防策に加え、発災直後の対応を的確に行うことにより、「人々の命を守ること」、また、災害が長期化することを念頭に置き、「人々の生活の回復を図ること」まで視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考える
- 最大クラスの南海トラフ巨大地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置き、対策の優先順位を見極めつつ、対応すべき対策について行動を起こす
- それぞれの取組主体が、地震・津波対策を非日常的な特別な活動として取り組むのではなく、日々の業務や生活と一緒に密接不可分なものとして取り組まれること、いわゆる「防災の日常化」の定着を図る

(3) 計画の性格

- 「三重県防災対策推進条例」第10条第2項に基づく事業計画
- 「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を推進するための行動計画



見直し後の「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」と合わせて、これからのが「災害に強い三重づくり」の共通指針となるもの

(4) 計画期間

平成25年度～平成29年度

(5) めざすべき姿

南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が今世紀前半にはほぼ確実視されている中、その発生までの残された期間において、以下に示した3つのあるべき姿が実現できている状態をめざす

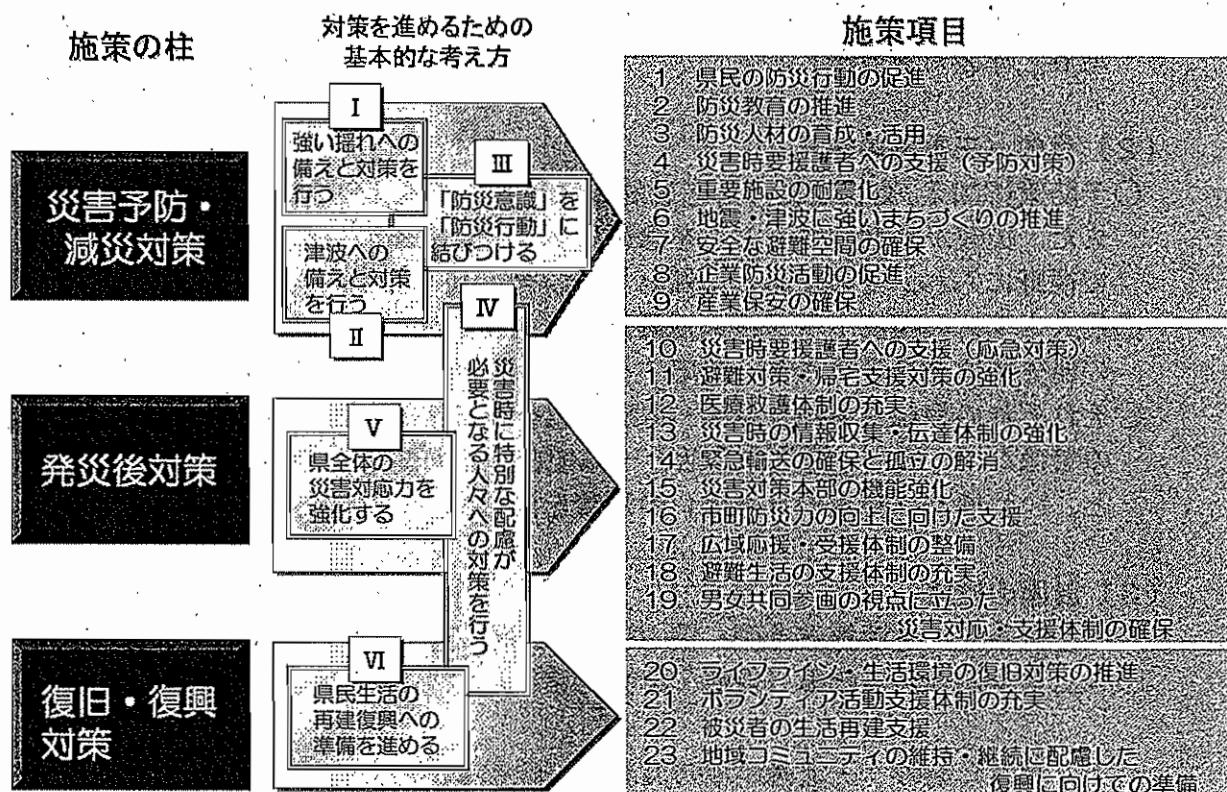
- 東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている状態
- 防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している状態
- 「自助」「共助」「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている状態

2 施策体系と行動計画

(1) 施策体系

災害対応の時間軸が伸びることを想定に入れ、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」を、「施策の柱」として設置

<施策体系（中間案）>



(2) 行動計画

中間案では、23の「施策項目」のもとに、「住宅の耐震化の促進」、「防災ノート等の活用による防災教育の推進」、「津波避難に関する三重県モデルの促進」など、144の「行動項目」を設定

津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書 概要版

第1部 「Myまっぷラン」による避難体制の整備

第1部では、「津波避難に関する三重県モデル」を実践するために、その中核となる「Myまっぷラン」による避難体制の整備を中心に、これを進める意義、そして課題・問題点の洗い出し、それらの解決のための検討について述べています。

第1章 Myまっぷランの意義

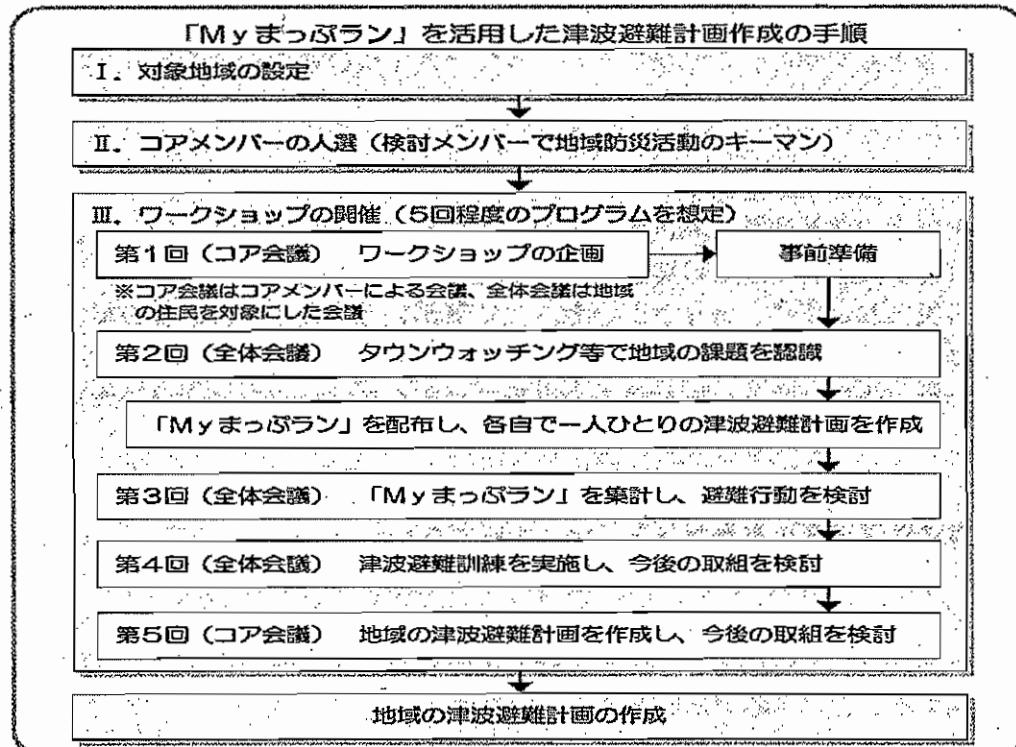
津波避難の現状や、目指すべき方向を述べるとともに、「Myまっぷラン」について紹介しています。

○この「Myまっぷラン」には、次のような意義があります。

- ◆自ら津波避難を考えるツール（道具）になるとともに、家族等で津波避難に関する話し合いをするきっかけにもなり、「自助」の意識向上に大きな効果が期待できます。
 - ◆地域にとっては、地域住民が作成した「Myまっぷラン」を持ち寄って集計し、お互いの考え方を話し合うワークショップ等を実施することにより、津波避難に関する地域の課題を明確にし、住民の間で共有することができるとともに、課題を解決するための検討をスムーズに進めることができます。
 - ◆行政や防災関係機関にとっては、地域内の住民への配布・回収等を通して、地域の津波避難に関する関心、防災意識等を把握することができるとともに、津波避難ビル等の避難場所の確保、避難路、避難施設の整備目標設定ができ、計画的な整備を図ることが可能となります。
- 「Myまっぷラン」を活用した取組においては、「住民一人ひとりの津波避難計画を住民自らが作成することから始め、ワークショップを通じて、地域全体の津波避難計画づくりに繋げていく」というプロセスが重要です。

第2章 「Myまっぷラン」の作成

「Myまっぷラン」を活用した津波避難計画作成の手順について示すとともに、「Myまっぷラン」を活用した伊勢市と熊野市の取組事例を紹介しています。



《伊勢市と熊野市の取組》

- 伊勢湾岸地域と熊野灘沿岸地域のなかで避難の条件が厳しい（津波到達までの時間が短い、避難場所までの距離が長い等）と考えられる伊勢市二見町今一色地区・西地区と熊野市有馬町芝園地区で、「Myまっぷラン」を活用した地域における津波避難計画策定の実証のための取組を行いました。

第3章 「Myまっぷラン」の活用と課題

伊勢市と熊野市の取組を踏まえ、「Myまっぷラン」の長所を整理し、県内に普及していくための留意点を述べています。

《Myまっぷランの課題》

- 「Myまっぷラン」を自ら作ることが困難な方もいるでしょうし、個人情報保護の観点から、この取組を敬遠される方もいるかも知れず、全員の参加を確実なものとすることは容易ではありません。
- 個人それぞれの体力差等から、避難が可能な場所が異なったり、自力では避難行動を取ることが困難なケースもあります。

《「防災ノート」との連携》

- 「Myまっぷラン」は全ての住民を対象としていますので、児童生徒一人ひとりの津波避難計画の作成から学校も含めた地域の津波避難計画づくりを行ううえで、「防災ノート」と関連させることが大切になってきます。
- 「防災ノート」を活用して、学校や家庭において防災意識を向上させ、正しい知識と行動力を身に付けることができた子ども達が、引き続き、地域住民の一員として「Myまっぷラン」に取組むことによって、次世代の防災の担い手として育つことを期待しています。
- 「防災ノート」と「Myまっぷラン」の取組が、学校、家庭、地域へつながり、かつ継続していくよう、県としても支援していきたいと考えています。

第2部 災害時要援護者の避難対策

災害時要援護者の避難対策として、過去の災害を教訓として、いろいろな方向から検討した結果を選択肢として示し、これまで取組まれてきた「災害時要援護者避難支援プラン」の個別計画の策定と「Myまっぷラン」との関係についても述べています。

第1章 災害時要援護者の避難

災害時要援護者の津波避難における支援の必要性や在り方を整理するとともに、東日本大震災での災害時要援護者の避難の実態について述べています。

- 東日本大震災においては、聴覚障がい者、視覚障がい者、肢体不自由者の災害時要援護者の死亡率は、人口全体の死亡率の約2倍となっており、死亡率が高くなっています。
- 死者の年齢構成をみると、60歳以上の高齢者の死者が約65%を占め、非常に多くなっています。

第2章 災害時要援護者の避難対策と「Myまっぷラン」

「Myまっぷラン」を活用した災害時要援護者の避難対策の取組の方向性や課題について整理しています。

- 「Myまっぷラン」を作成できない災害時要援護者が住民と同じペースで「Myまっぷラン」を作成することは困難であると考えています。
- 個人の障がいの状況や個別避難支援計画の詳細な内容までを網羅する災害時要援護者用の

「Myまっぷラン」を開発することができれば、個別避難支援計画にもなり得るものであり、現時点におけるベストな津波避難計画が策定できるものと考えています。

第3部 自動車による避難

国での検討を参考にしつつ、伊勢市と熊野市での取組を踏まえ、県として自動車による避難についての考え方を取りまとめました。

第1章 東日本大震災における自動車による避難の実態

東日本大震災における自動車による避難の実態について述べています。

○国の調査によると、東日本大震災においては、自動車で避難した人の割合が約6割を占め、多くの人が自動車により避難しています。

○平成24年12月7日に東北地方で発生した地震により津波警報が発令された際には、自動車により避難する人が相次ぎ、各地で渋滞が発生したとされ、東日本大震災の教訓が活かされているとは言えない状況です。こうした実態は、自動車が重要な財産であり、また生活の中で不可欠のものとなっていることによるものかもしれません、大きな危険もはらんでいるものと考えられます。

第2章 自動車による避難と「Myまっぷラン」

自動車による避難についての考え方と「Myまっぷラン」との関係について述べています。

○三重県においても、津波の到達までの時間が短く、避難場所となる高台まで距離がある等の地形条件や災害時要援護者の避難を考えると、自動車による避難を始めから否定することは適当ではないと考えられます。

○自動車による避難を模索する際には、地域で話し合いを行い、結論を得る必要があります。

- ・誰（災害時要援護者）を自動車で避難させるのか。
- ・誰（支援者）が災害時要援護者を自動車に乗せ、運転するのか。
- ・道路や橋梁の予想される被害状況（耐震改修の状況、液状化の危険性等）
- ・交通量や渋滞発生の恐れのあるポイント
- ・具体的な避難ルートにおける通行の障害等
- ・避難場所又はそこに至るまでの道路における自動車の駐車可能場所、台数

○自動車による避難については、可能と判断した場合には、「Myまっぷラン」に避難場所と避難経路に加えて自動車により避難すること等を明示します。

○「Myまっぷラン」を地域で集約する際に、実際に避難が可能か、避難に用いる自動車の数量がその地域の限界量を超えていないか、運転者である支援者が不足していないか等について検証し、地域の限界量を超えている場合等は「Myまっぷラン」を改める必要があります。

第4部 津波からの避難のための新たな施設・設備等

様々な備えを行ったとしても、津波から逃れきれない場合があります。それでもなお、かけがえのない命を最後まであきらめずに守り抜くための取組は必要です。こうした観点から一つの解決策となりうる、各地で開発・検討が進められている津波からの避難のための新たな施設・設備等を調査しました。

第1章 国と他の自治体の状況

国と他の自治体の状況について述べています。

○国は、津波避難タワーといった施設では対応できない地域において、津波避難に関する新たな施設・設備等の技術開発を進め、それらも踏まえた対応策の検討が必要とする報告を取りまとめています。

○四国運輸局が実施したアンケートによれば、他の多くの自治体においても、津波からの避

難に関して、「高齢者、幼児、身体障がい者、病人等の徒歩で素早く避難できない弱者の避難(75.8%)」や「避難場所として指定する高台やビルが近くにない地域での対応(62.7%)」に苦慮しており、三重県と同様の課題に直面しています。

第2章 新たな施設・設備等

新たな施設・設備等として、津波対応型救命艇、津波避難シェルター、津波避難マウンドについて紹介しています。

《津波対応型救命艇》

- 少人数(25人)用で、設置に要するスペースが少なく、比較的低価格(数百万円程度)であることから、複数の津波対応型救命艇を分散して設置することが可能です。津波の到達までの時間的余裕がない地域、保育所、病院等の避難に時間を要する災害時要援護者が多い施設、海岸に近い漁港等での有効な避難手段となりうるものと考えられます。
- 他方で、出入口が津波避難タワー等に比べて小さく、訓練により乗り込みに慣れておく必要があることや出入口のドアをどのタイミングで閉めるかといったルールをあらかじめ決めておく必要がある等の課題があります。

第3章 新たな施設・設備等と「Myまっぷラン」

新たな施設・設備等についての考え方と「Myまっぷラン」との関係について述べています。

- 新たな施設・設備等の導入を検討しようとする際には、地域での話し合いで「Myまっぷラン」にそれを位置づけ、避難経路や避難時間が新たな施設・設備等を整備した場合にどのように変化するか、津波避難タワー等と比べてその地域での津波からの避難に有効か検証することが重要です。

【ライフジャケット】

- ライフジャケットの津波への有用性については様々な意見があり、科学的に検証され結論が出ているわけではありません。しかしながら、少しでも救命率を向上させる観点からは、効果がありうるものと考えられます。
- 「最後の最後の砦」としてライフジャケットを用意しておくことは、かけがえのない命を最後まであきらめずに守り抜くとの心構えに繋がるものと考えています。

三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定について

1 改定の経緯

県内の市町や地域における避難所運営マニュアルの基準となっていた「三重県避難所運営マニュアル策定指針」ですが、平成15年度の策定から8年以上が経過しました。

東日本大震災をはじめとする災害により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者、外国人への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するため、策定委員会の開催、ヒアリング調査による意見聴取を行い、所要の改定を行いました。

2 改定過程

改定に当たっての検討を、次のとおり行いました。

- (1) 「三重県避難所運営マニュアル策定指針策定委員会」を設置、富士常葉大学社会環境学部の阿部郁男准教授を委員長として、学識者、地域、NPO、教育関係者、行政から構成する委員（次頁参照）により、検討を進めました。
- (2) 石巻市役所、多賀城市役所、岩手県国際交流協会、日本看護協会看護研修学校、NPO法人イコールネット仙台など、被災地での避難所運営に携わった方々へのヒアリング調査を実施し、ご意見をいただきました。
- (3) 県内の学校関係者へのヒアリング調査として、県立四日市高等学校、県立聾学校からご意見をいただきました。
- (4) 主に要援護者対応に関して、三重県社会福祉審議会、「災害時においても障がい者への合理的配慮が確立される三重をつくる研究会」（自閉症協会、知的障害者育成会、身体障害者福祉連合会、精神保健福祉会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、NPO法人ピアサポートみえ、NPO法人ステップワン）からもご意見をいただきました。

3 改定のポイント

- (1) 「はじめに」として、改定の背景や、県としての避難所運営についての方針を示すとともに、「序章」で、本指針を活用する対象者や、対象とする災害を記載しました。
- (2) 女性や、障がい者、高齢者、子ども、外国人等の要援護者対応を、第6章「避難所運営における配慮すべき点」として追加修正するとともに、既存の章については、運動する部分のみの修正を行いました。
- (3) 地域で活用できるものとして、地域での取組の手順を示した「避難所運営マニュアルづくりの手引き」に加え、指針を具体的なレベルに噛み砕いて示した「避難所運営マニュアル基本モデル」を今回併せて作成しました。

4 第6章「避難所運営における配慮すべき点」の主な内容

東日本大震災での事例を多く取り入れ、県としての対応方針を下記の例のように提示しました。

- (1) 避難所内のルールを決定する運営委員会に、女性や障がい者を入れることを明記しています。
- (2) 避難者を収容するだけの避難所ではなく、地域の支援拠点としての役

- 割を担うことを明記しています。
- (3) さまざまな障がいを持った方が安心して過ごせる避難所となるよう、障がいの種類に応じ、必要な対応・物資等を下記の例のように明記しています。
- ・視覚障がい：音声による情報伝達が必要となる。点字器、ラジオ、携帯電話、歩行介助のための白杖等。
 - ・聴覚障がい：補聴器の使用や手話、文字、絵図等を活用した情報伝達が必要となる。補聴器、補聴器用の電池、メモ用紙、筆記用具、笛・ブザー、携帯電話等。
 - ・肢体不自由：歩行の補助や車いす等の補助器具が必要となる。杖、歩行器、車いす、バリアフリー仕様の避難所・トイレ、担架等。
 - ・精神障がい：気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続する必要がある。必要とする薬剤、身分証明書等。
- (4) 外国人の対応として、避難所における円滑なコミュニケーションを目的として、三重県国際交流財団が作成した「災害時外国人支援キット（通称：つ・た・わ・る キット）」を紹介しています。
- (5) 介助・介護が必要な高齢者について、その症状ごとの対応についての基本的な考え方を明記しています。
- (6) 子どもの対応について、ヘルスケアに加えて、メンタルケアの重要性を明記しています。

5 今後の対応方針

市町の行政職員や、地域の自主防災組織のリーダー等を対象として、三重県避難所運営マニュアル策定指針、基本モデルの研修を行い、実践での活用を促進するとともに、「三重のさきもり」や「みえ防災コーディネーター」などの防災人材の協力を得て、市町や地域の支援を行います。

また、多くの学校が避難所に指定されていることから、避難所運営に支障が出ないよう、教職員への研修を、教育委員会と連携して進めています。

三重県避難所運営マニュアル策定指針策定委員会（敬称略 50 音順）

阿部 郁男	（委員長）富士常葉大学社会環境学部 准教授
磪和 勅子	三重大学医学系研究科看護学科 教授
大形 治	三重県社会福祉協議会 事務局次長兼総務企画部長
川口 明則	尾鷲市 防災危機管理室 室長
川本 孝司	津市教育委員会学校教育課 副主幹
小林 修博	三重県防災対策部防災企画・地域支援課 課長
武田 多一	三重大学附属病院 准教授
鳥井 早葉子	三重県環境生活部男女共同参画・N P O 課 課長
中村 保親	津市南が丘地区自主防災協議会 会長
丹羽 健	三重県健康福祉部 人権・危機管理監
紅谷 昇平	人と防災未来センター 研究主幹
松田 慎二	ピアサポートみえ 理事長
宗片 恵美子	イコールネット仙台 代表理事
山本 康史	みえ防災市民会議 議長

緊急避難体制整備事業費

(平成25年度当初予算額 3,186千円)

平成24年度（検討）

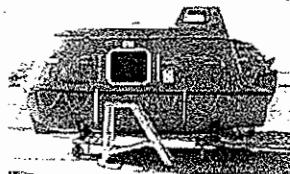


避難体制整備の推進



避難に関する三重県モデルの検討

- ・伊勢市二見町、熊野市有馬町の2つのモデル地域を選定し、検討を行いました。
- ・「Myまっぷラン」により、住民一人一人が自らの避難計画を作成しました。
- ・車による避難について、住民によるワークショップで検討を行いました。
- ・地理的な条件や要援護者等、避難しきれない場合の救命艇等の検討を行いました。



避難所運営マニュアル策定指針の改定

- ・避難所の運営委員会等には、女性や障がい者を入れる必要があることを示しました。
- ・障がいの種類に応じた対応例を明示しました。
- ・外国人への支援がスムーズに行えるためのツールとして、「た・わ・るキット」を紹介しています。



H24年度事業の
水平展開を図る！

三重県モデルによる避難計画、避難所運営マニュアルの策定について、地域防災総合事務所ごとに実施支援を行う

地域防災総合事務所（地域活性化局）

市町への実施支援

市町

各地域における計画・
マニュアルの作成の推進

三重のさきもり、みえ
防災コーディネーター
等の活用

市町と連携して、各地域における計画・
マニュアルの作成の促進

県内各地域

地域減災対策推進事業費 平成25年度当初予算額 321,300千円

資料9

事業目的

南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、東日本大震災で浮き彫りになった災害時要援護者への対応など多くの課題に対応するため、津波避難対策や災害時要援護者避難対策、強震動対策などを実施し、地域における防災・減災に向けた体制づくりを加速促進します。また、地震だけではなく、紀伊半島大災害などの課題も踏まえ、風水害についても、避難対策や孤立化防止、避難所整備対策を実施し、三重県の防災・減災対策を、あらゆる災害から県民の尊い『命』を守る、総合的なものとしていきます。

津波避難対策推進事業

○津波避難施設整備

津波危険地域に対して命を守るために、津波浸水想定に対応した、安全な避難施設整備や高台の整備など、市町の行う津波避難場所の整備に対して支援を行います。



○津波避難路整備

津波避難施設整備に加えて、避難体制を強化するため、市町の行う津波避難路整備、避難誘導標識・誘導灯、海拔表示標識、停電時対応照明設備等の整備に対して支援を行います。



○津波ハザードマップの作成

大幅な避難意識の向上を図るため、市町の行う津波ハザードマップの作成や津波避難計画の策定を支援します。



○防災倉庫等整備

津波一時避難場所における避難者の安全を確保するため、必要な資機材を保管する防災倉庫等の整備に対して支援を行います。

洪水・土砂災害避難対策推進事業

○洪水・土砂災害ハザードマップ作成

住民による迅速で安全な避難行動の参考とし、避難訓練の促進を図るため、市町が行う洪水・土砂災害ハザードマップの作成を支援します。



○防災倉庫等整備

避難所の円滑な運営を図るために、避難施設の整備が必要であることから、一時避難場所等で活用される資機材を保管する防災倉庫等の整備を支援します。



避難所緊急整備推進事業

○設置時緊急必要資機材整備

避難所開設時における電源確保、照明、トイレ、間仕切り(エマージェンシーテント含む)など、緊急に整備が必要な市町の実施する資機材整備に対して支援を行います。



災害時要援護者避難対策推進事業

○災害時要援護者個別避難計画作成、訓練実施

地区単位等での、住民が参加した災害時要援護者の個別避難支援計画づくり、避難訓練を支援し、災害時に地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。



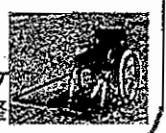
○耐震シェルター

強震動から命を守るために、災害時要援護者世帯に対して市町が実施する、耐震シェルター整備に対して支援を行います。



○家具転倒防止対策

家具転倒による死者、負傷者を軽減するため、要援護者世帯への家具固定事業に対して支援を行います。



○災害時要援護者対策用資機材整備

避難の際、または、避難所生活での要援護者に配慮した対策として、簡易ベッド、担架、折りたたみ式リアカー、けん引式車いす補助装置、ライフジャケット、外国人避難支援セットなど市町の行う災害時要援護者対策の資機材整備に対して支援を行います。

強震動対策推進事業

○避難所耐震化

災害時最も重要な施設のひとつである、市町の実施する公民館等の避難所や一時避難場所の耐震化に対して支援を行います。



○避難所飛散防止対策

強い揺れによる、窓ガラスの飛散防止対策事業に対して支援を行います。

孤立化防止対策推進事業

○衛星携帯電話整備

災害時に情報連絡手段を確保するため、市町の実施する、孤立が想定される地域の避難所等への整備に対して支援を行います。



○防災行政無線戸別受信機整備

的確な情報を発信し、避難の遅れなどによる被害を軽減するため、市町の実施する防災行政無線戸別受信機の整備に対して支援を行います。



地域防災広報事業費

(平成25年度当初予算額 6,623千円)

資料10

事業概要

県民の防災意識の向上を図るため、メディアを活用し、「防災の日常化」を意図した啓発を実施するとともに、各家庭や地域において防災意識の向上・定着を図るため、災害用備蓄物資を活用した啓発活動（白い小箱運動）と連携した取組を県内各地域で実施します。

メディアによる啓発

【防災啓発番組の放送（三重テレビ レツツ防災）】
住宅の耐震化や家具の固定、津波避難など防災情報のほか、自主防災組織やボランティア団体の活動事例など、県民の危機意識の向上・継続を図る内容を啓発し、「防災の日常化」の定着を図ります。



白い小箱による啓発

【白い小箱チラシ印刷】
災害用物資「白い小箱」を活用した「白い小箱運動」を紹介したチラシを作成し、県内各地域で配布して啓発活動を展開します。



「防災の日常化」　防災は特別に意識して実施するものではなく、日常生活の実践である。

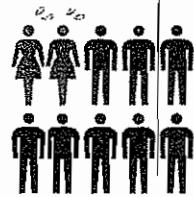
防災関連人材活動強化事業費

(平成25年度当初予算額 16,836千円)

事業目的

地域における防災計画の策定や避難所運営等において、女性の参画を促進し、女性の発言力向上を目的として、「女性を中心とした人材育成」を実施し、地域や職場における防災に取り組む女性の割合を向上させる。

みえ防災コーディネーター【認定者557名、うち女性108名(H24. 12時点)】



課題1

女性比率は2割弱に留まるため、女性の視点での取組が不足。

課題2

これまで育成した人材の活躍の場が限られている。

質的展開

量的展開

コーディネーター連絡会を活用した展開

女性を中心とした専門職防災研修
災害時に即戦力としての活動が期待できる専門職を対象として、医療系、福祉系、教育系、行政系に分けて防災研修を実施。

女性コーディネーター活性化
平成26年度までに女性比率を2割から4割へと倍増。
連絡会を通じて、女性が中心となった防災取組を県内で展開。

各団体の取組の水平展開



教育委員会との連携



学校と連携し、防災学習を行う「かめやま防災ネットワーク」(亀山市在住のみえ防災コーディネーター)

【平成24年度みえの防災大賞受賞団体】

このような優れた自主的活動が、他の地域でも取り組まれるよう、連絡会・市町と連携してコーディネーターの活動を支援。

育成から活用へ！

三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕



平成23年9月 紀伊半島大水害 東紀州拠点

平成25年3月

三重県

《 目 次 》

はじめに	1
第1章 これまでの広域防災拠点の整備について	2
(1) 広域防災拠点整備の意義と求められる機能	2
①県の役割と広域防災拠点整備の意義	2
i) 県の果たすべき防災上の役割	2
ii) 広域防災拠点整備の意義	3
②広域防災拠点に求められる機能と施設	4
③広域防災拠点の位置づけ	5
(2) 広域防災拠点の整備状況	6
①旧構想における広域防災拠点の整備の考え方	6
②広域防災拠点の整備状況	8
第2章 社会情勢の変化と既往災害からの教訓	12
(1) 社会情勢の変化	12
①広域防災拠点を取り巻く社会情勢の変化	12
②基本構想への反映	15
(2) 東日本大震災等からの課題	16
①東日本大震災における応急体制等の課題	16
②その他の災害における課題	17
③基本構想への反映	18
第3章 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論等	19
(1) 広域防災拠点施設等構想検討委員会の設置	19
(2) 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論の経過	21
①第1回検討委員会	21
②第2回検討委員会	22
③第3回検討委員会	23
④第4回検討委員会	23

第4章 広域防災拠点のあり方	24
(1) 広域防災拠点の役割と機能	24
①東日本大震災等を踏まえた新たな役割と機能	24
②広域防災拠点に求められる役割と機能	26
i) 全県的な視点からの役割と機能	26
ii) 地域支援の視点からの役割と機能	29
(2) 既存の広域防災拠点の強みと弱み	32
①広域防災拠点に求められる機能に対する強みと弱み	32
②弱みを補完するための周辺施設との連携	35
(3) 広域防災拠点のあり方	37
①広域防災拠点のあり方	37
②広域防災拠点の運用イメージ	38
第5章 北勢地域における広域防災拠点の整備	45
(1) 北勢拠点に求められる役割と機能	45
①求められる役割と機能	45
②北勢拠点の形成イメージ	46
i) 機能分担の考え方	46
ii) 広域防災拠点の形成イメージ	47
(2) 拠点候補地の選定	48
①役割や機能から必要となる条件	48
i) 選定条件の設定	48
②拠点候補地の評価と選定	50
i) 拠点候補地の評価の流れ	50
ii) 前提条件による評価	51
iii) 評価項目（必要条件）による選定	52
iv) 候補地の選定	53
第6章 今後の検討事項	55
むすび	58



はじめに



三重県では、平成9年3月に「三重県広域防災拠点基本構想」を策定し、広域防災拠点についての基本的な方針や整備のあり方等を定め、以後、この基本構想に基づいて、中勢地域、東紀州地域、伊勢志摩地域、伊賀地域の各地域において広域防災拠点施設の整備を進めてきた。

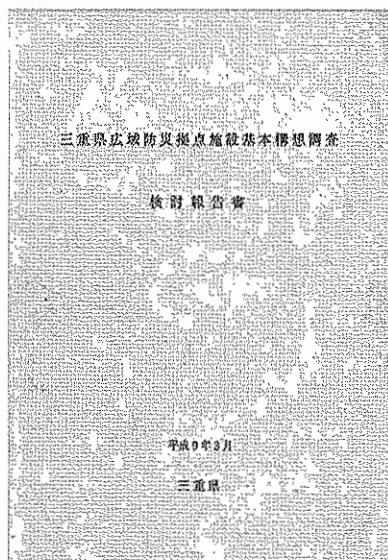
しかしながら、現行の基本構想策定から約16年が経過し、道路網など社会基盤施設の整備も大きく進捗する等、社会情勢は大きく変化している。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、広域的な大規模災害への応急対策について、新たな課題も浮き彫りになった。こうしたことから、今後発生が危惧される南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、大規模災害に対する応急対策の体制整備が急がれているところである。

三重県の広域防災拠点については、基本構想の中で整備が必要とされた5地域のうちすでに4地域で整備が完了し、今や、北勢地域の拠点整備を残すのみとなっているが、北勢拠点の整備にあたっては、社会情勢の変化はもとより、東日本大震災の教訓を踏まえる必要があることは言うまでもない。そこで、このことを前提に、既に整備済の広域防災拠点の検証を行うとともに、北勢拠点のあり方を含めた三重県全体の広域防災拠点のあり方について見直すこととした。

今後、三重県では、この見直し後の基本構想に基づき、北勢拠点の整備を進め、整備済の広域防災拠点についても機能拡充を図っていくこととする。そして、大規模災害に迅速かつ効率的に対応すべく災害対応体制を充実させ、安全・安心で災害に強い三重県づくりを強力に推進していくこととする。

平成25年3月

三重県防災対策部



三重県広域防災拠点施設基本構想（平成9年3月 策定）

第1章 これまでの広域防災拠点の整備について

本章においては、平成9年3月に策定された「三重県広域防災拠点施設基本構想」（以下、「旧構想」という。）における基本的な考え方とその後の広域防災拠点施設の整備状況について整理する。

（1）広域防災拠点整備の意義と求められる機能

防災における県と市町の役割については、災害対策基本法や地域防災計画において指針が示されている。そこでの基本的な考え方は、市町は当該市町にかかる業務を遂行し、県は市町が独力で対応しにくい事項について広域的な対応を行うとともに、各市町や防災関係機関の総合調整を行うこととなっている。

①県の役割と広域防災拠点整備の意義

i) 県の果たすべき防災上の役割

災害対策活動は、大きく「平常時における予防対策活動」、「災害発生後の災害応急対策活動」、「復旧・復興期の対策活動」の3つの段階に分けることができる。

それぞれの段階における県の果たすべき役割については、次のように整理されるが、これらを、国をはじめとする防災関係機関、周辺府県、県内各市町等と十分な協力体制を構築し、連携や役割分担を明確にしながら、連携して対策を実施することが求められる。

表1-1 県の果たすべき防災上の主な役割

	基本的な県の役割	災害の規模等に応じて変化する役割
平常時	<ul style="list-style-type: none">・県民に対する防災知識等の普及啓発・防災訓練の実施・通信手段の整備・公共施設の耐震化、不燃化・医療、備蓄、輸送等災害応急対策活動体制の整備・応援要員等の受入、搬送体制の整備・ヘリコプターの活動拠点の整備 <p>など</p>	
災害発生後	<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策等に関わる意思決定、関係機関の総合調整・災害情報の収集、提供・国をはじめ関係機関への応援要請・緊急輸送ルートの確保・公共施設等の応急復旧・防災ヘリコプターによる災害応急対策の支援・応援要員等への宿泊施設、食糧の用意・ボランティアの受入 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・食糧、生活必需品の調達、供給・救援物資の受入及び市町への搬送・ボランティアの需給調整・避難所衛生対策 <p>など</p>
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none">・被災者への財政援助 <p>など</p>	

ii) 広域防災拠点整備の意義

東日本大震災や阪神・淡路大震災でも明らかとなったように、災害応急対策活動を迅速に行うためには、事前にその活動拠点を確保することが重要である。

表 1-2 活動拠点が必要な災害発生時の県の役割

活動拠点が必要な県の役割	必要となる拠点
被災地における意思決定や情報収集	現地災害対策本部の活動拠点
広域応援の要請及び活動支援	応援要員等の活動拠点及び宿泊所
県防災ヘリコプターによる情報収集、救急搬送、物資輸送等	ヘリコプターの活動拠点 (臨時ヘリポート)
食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の調達、供給	物資の受入・輸送拠点
緊急物資、救助資機材、応援要員用物資等の保管	保管拠点

また、平常時における県の役割として、防災知識の普及啓発や防災訓練の実施などが挙げられる。これは、平常時における訓練・教育等により、防災関係機関等の職員や自治体の職員、さらには県民一人ひとりが、災害発生時に取るべき行動等について理解し、災害発生時に適切に判断・行動できることを目標とするものである。災害時の活動拠点を確保することは、このような平常時の防災活動を支援する活動拠点を確保することにもつながる。

このように、災害発生時には応急対策活動の活動拠点となり、平常時には、防災活動を支援する機能を備えた拠点である「広域防災拠点」は、総合的な防災対策の推進及び防災体制の整備を図っていく上で、有効に活用できるものである。

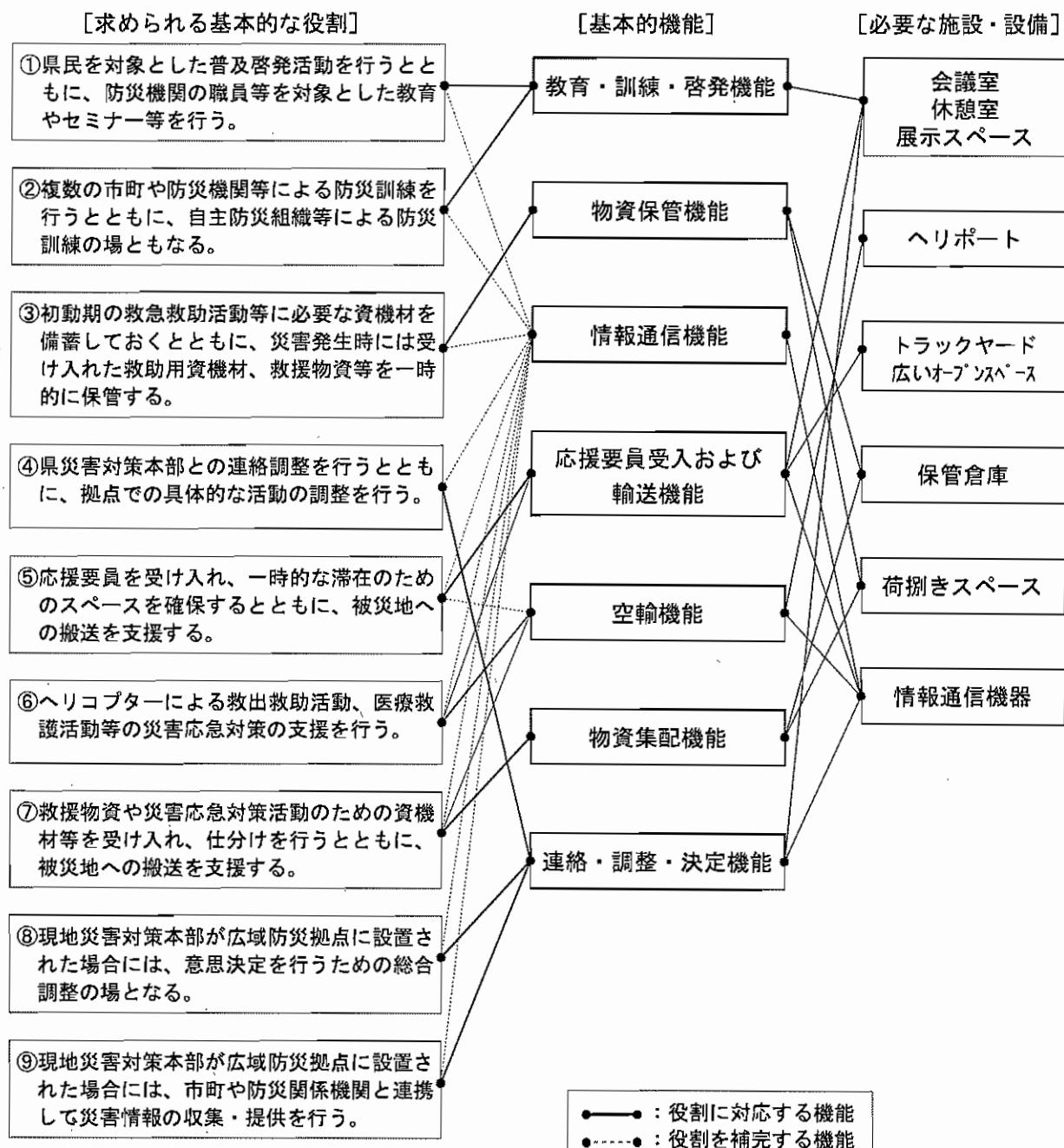
さらに、地形的に南北に長い三重県全体を、確実かつ効果的に災害応急対策活動を展開するためには、複数の広域防災拠点によって被災地の内外から支援可能な仕組みを構築することが必要である。

②広域防災拠点に求められる機能と施設

災害発生時に、広域防災拠点が担う役割は、物資や人員の輸送・活動拠点、ヘリコプターの活動拠点としての役割が挙げられ、その役割を果たすために、「情報通信機能」や「物資集配機能」「空輸機能」などを有することが求められる。

また、機能を発揮するために、ヘリポートや保管倉庫、荷捌きスペースなどの施設が必要となる。旧構想では下図のとおり、広域防災拠点に求められる基本的な役割と機能が示されている。

図 1-1 広域防災拠点に求められる役割や機能と必要な施設



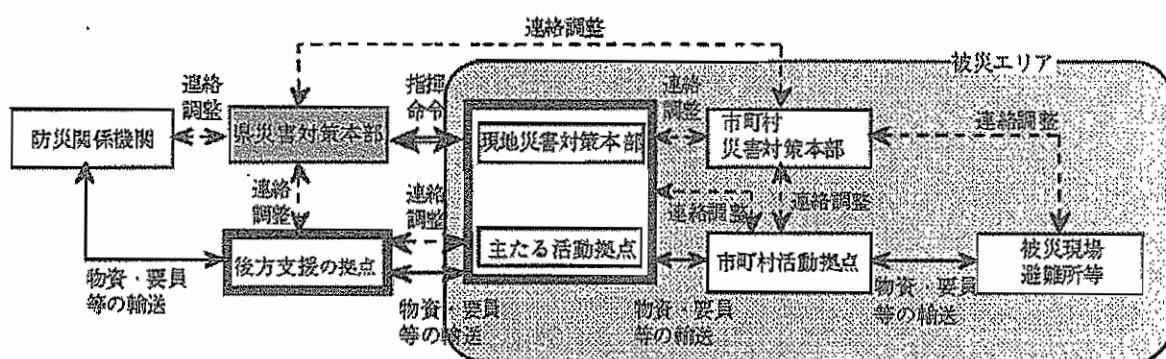
③広域防災拠点の位置づけ

災害発生時には、地域の道路等の被災状況により、被災地内にある広域防災拠点がその役割を果たすことが可能かどうかをまず判断する必要がある。被災地内の広域防災拠点施設及びその周辺の道路等が利用可能な場合には、主たる活動拠点として利用されるが、被災地内の広域防災拠点施設の利用が困難な場合には、被災地に近接した広域防災拠点施設を主な活動拠点として利用することとなる。そのため旧構想では、被災地内の広域防災拠点施設が利用できる場合と利用できない場合について整理している。

[被災地内の広域防災拠点施設が利用できる場合]

被災地内の広域防災拠点施設及びその周辺の道路等が利用可能な場合には、被災地内にある広域防災拠点施設を救援物資や応援要員等の受入・搬送拠点として利用する。また、被災地に隣接した後方の広域防災拠点施設を後方支援の拠点として位置づけ、救援物資や応援要員等の集積・備蓄基地とする。

図 1-2 広域防災拠点の位置づけ（被災地内・外使用ケース）



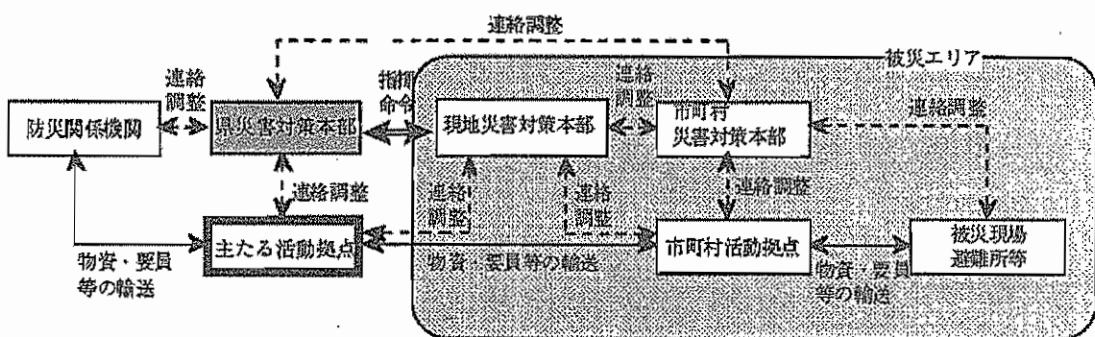
注) □は広域防災拠点施設を表す

※被災地内で現地災害対策本部を設置する場合は、基本的には地方災害対策部に設置される。

[被災地内の広域防災拠点施設が利用できない場合]

被災地内の広域防災拠点施設及びその周辺の道路等が利用できない場合には、被災地外の最適な広域防災拠点施設を救援物資や応援要員等の受入・搬送拠点として利用する。

図 1-3 広域防災拠点の位置づけ(被災地外使用ケース)



注) □は広域防災拠点施設を表す

(2) 広域防災拠点の整備状況

①旧構想における広域防災拠点の整備の考え方

広域防災拠点を整備するにあたって、その配置については、

○平成7~8年度に実施された「三重県地域防災計画被害想定調査」より設定する被災パターンに対応できること

○地理的条件・気象条件による孤立化に対応できること

○災害時、ヘリコプターによって効果的に全県域をカバーできること

の3つの要件について、配置に関する考え方と広域防災拠点の適正な配置エリアを整理した上で、配置エリアを設定している。

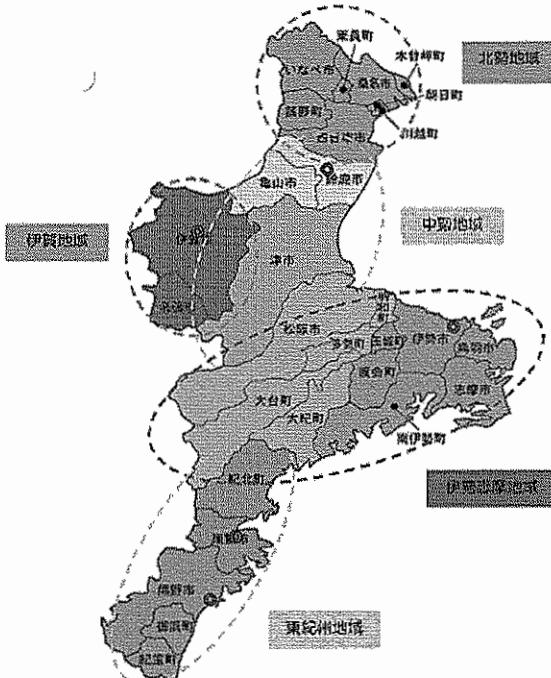
表1-3 配置に関する3つの要件と広域防災拠点の配置エリア

配置に関する要件	広域防災拠点の配置に関する考え方	広域防災拠点のエリア
被害想定調査に基づく被災パターンへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定調査結果に基づく被災パターンと被災エリアに配慮する ・広域防災拠点の配置エリアは、後方支援が行いやういう被災エリアの外延部に設定する ・人員や物資等の受入及び搬送は、主に緊急輸送ネットワークが利用されるため、広域防災拠点は緊急輸送ネットワークの近傍に配置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域中部に1カ所 ・北勢地域南部～中南勢地域北部に1カ所 ・伊勢志摩地域北部～中南勢地域東部に1カ所 ・伊賀地域に1カ所 ・東紀州地域に1カ所
地理的条件・気象条件等による孤立化の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に地理的条件や気象条件等により孤立化する可能性が高いエリア外部から災害応急対策活動を支援することが困難になるケースが想定されるため、エリア内部に広域防災拠点を配置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域に1カ所 ・東紀州地域に1カ所 ・伊勢志摩地域に1カ所
災害時のヘリコプターの航行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災用拠点ヘリポート整備適地調査（平成8年3月、三重県）」結果に基づき、ヘリコプターの適正なカバーエリアは、救急患者への効果や消火活動の効率等を考慮して、往復30分圏（R=40km）内と設定し、県全域を網羅できるよう配置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域に1カ所 ・伊賀地域に1カ所 ・伊勢志摩地域に1カ所 ・東紀州地域に1カ所

上記の考え方及び配置エリアを踏まえ、次の5地域に広域防災拠点を配置することとなっている。

- ・北勢地域北中部（北勢拠点）
- ・北勢地域南部～中南勢地域北部（中勢拠点）
- ・伊勢志摩地域北部～中南勢地域東部（伊勢志摩拠点）
- ・伊賀地域（伊賀拠点）
- ・東紀州地域（東紀州拠点）

三重県広域防災拠点の配置とカバーエリア



拠点の名称	カバーエリア
北勢拠点 (3市5町)	桑名市、四日市市、いなべ市、木曽岬町、朝日町、川越町、栗原町、菰野町
中勢拠点 (3市)	鈴鹿市、龜山市、津市
伊勢志摩拠点 (4市7町)	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀拠点 (2市)	伊賀市、名張市
東紀州拠点 (2市3町)	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

※三重県広域防災拠点施設基本構想調査（平成9年3月）

図 1-4 三重県広域防災拠点の配置とカバーエリア

以上のとおり、県内 5 地域に広域防災拠点を配置することについて基本構想で定め、その後、下記のとおり各広域防災拠点毎に具体的な整備箇所、整備内容・規模等の検討を行い、順次施設整備を行ってきた。

平成 10 年 3 月 「三重県広域防災拠点施設整備実施計画」策定

→中勢拠点施設の整備実施

平成 16 年 3 月 「東紀州防災拠点施設基本構想調査」

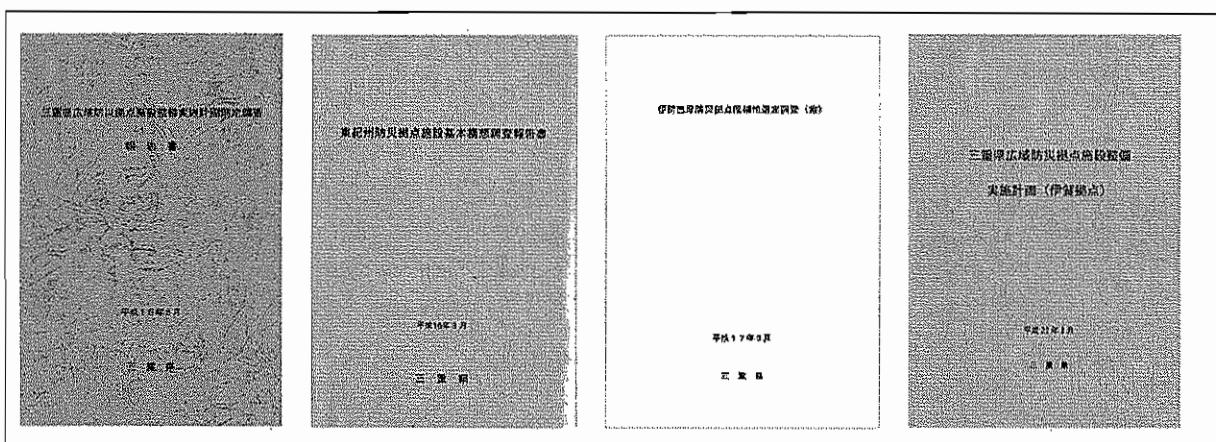
→東紀州〔紀北拠点、紀南拠点〕施設の整備実施

平成 17 年 3 月 「伊勢志摩防災拠点候補地選定調査」

→伊勢志摩拠点施設の整備実施

平成 22 年 3 月 「三重県広域防災拠点施設整備実施計画（伊賀拠点）」策定

→伊賀拠点施設の整備実施



②広域防災拠点の整備状況

広域防災拠点の配置の考え方及び施設整備の考え方等を踏まえ、現在、4地域5カ所に広域防災拠点施設が整備されている。

整備済の広域防災拠点施設の位置及び諸元は次のようにになっている。

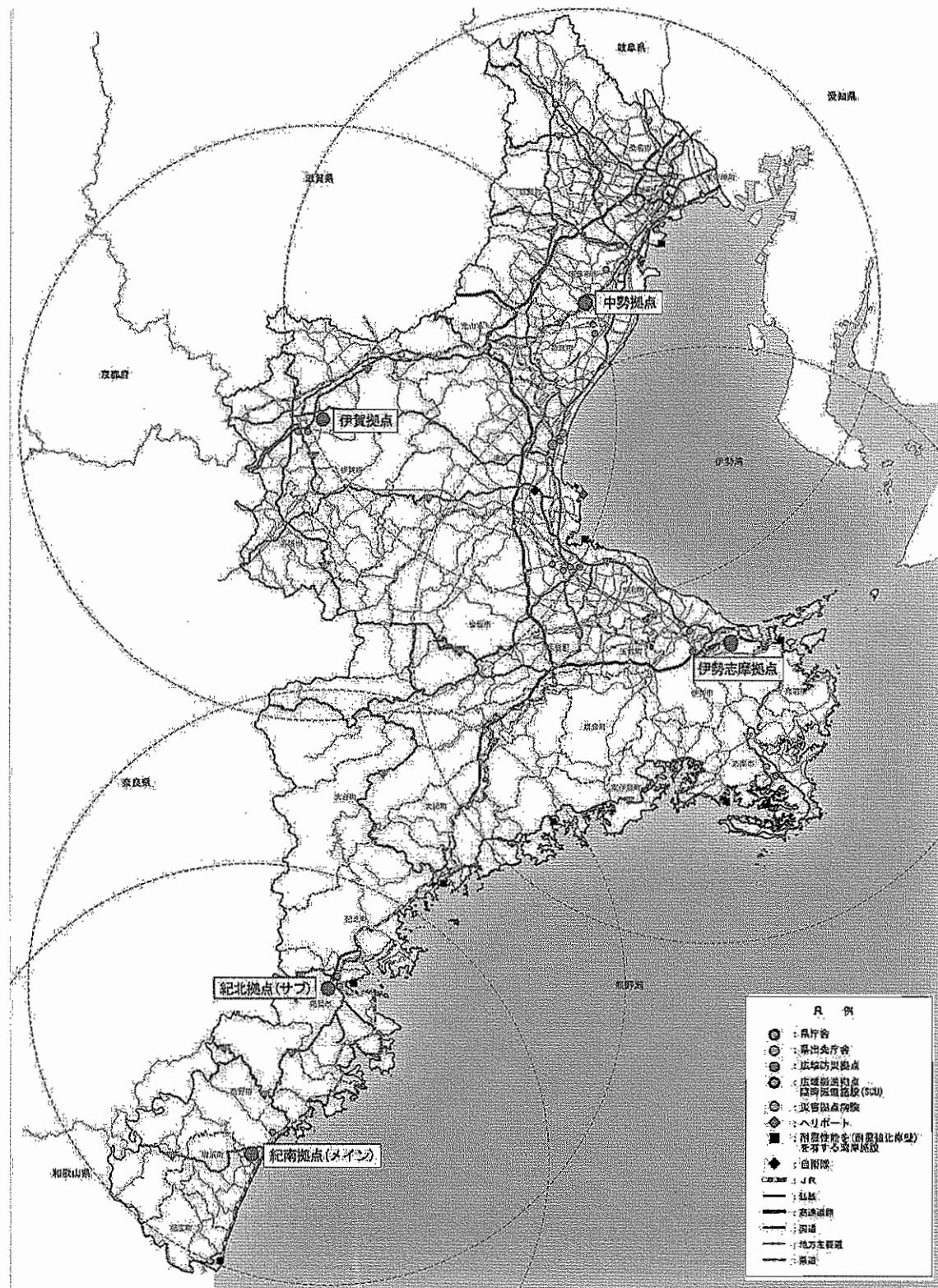


図 1-5 広域防災拠点位置図

表 1-4 広域防災拠点施設の諸元（その1）

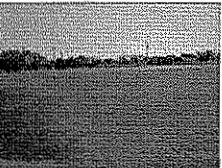
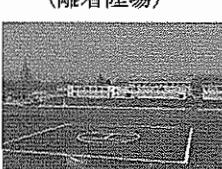
名 称		中勢拠点 (H13年度完成)
住 所		三重県鈴鹿市石薬師町
規模	面積	5,658 m ²
	ヘリポート	駐機場・離着陸場 : 4,260 m ² 利用可能ヘリコプター : 中型3機
	物資集配所	三重県消防学校敷地を利用
	備蓄倉庫	構造: 鉄骨平屋建 (面積: 1,398 m ²)
施設 ・ 設備	会議室	三重県消防学校施設を利用
	仮眠室	三重県消防学校施設を利用
	無線設備	県防災行政無線 (消防学校内に設置)
	発電設備	自家用発電機 (消防学校、備蓄倉庫)
その他		県営鈴鹿スポーツガーデンを補助的施設として位置づけ
施設等現況の写真		(備蓄倉庫) (離着陸場)  
名 称		伊賀拠点 (H24年度完成)
住 所		伊賀市荒木 1856
規模	面積	32,282 m ²
	ヘリポート	駐機場・離着陸場 : 18,833 m ² 利用可能ヘリコプター : 大型1機, 中型3機
	物資集配所	12,333 m ²
	備蓄倉庫	面積: 608 m ² (※既存校舎を改築して活用)
施設 ・ 設備	会議室	既存校舎を改築して活用
	仮眠室	既存校舎を改築して活用
	無線設備	県防災行政無線装置
	発電設備	自家用発電機
その他		—
施設等現況の写真		(備蓄倉庫) (離着陸場)  

表 1-4 広域防災拠点施設の諸元（その2）

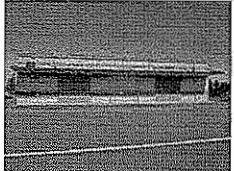
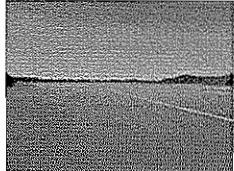
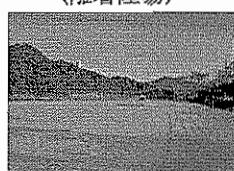
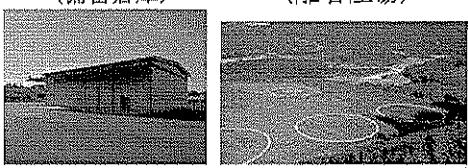
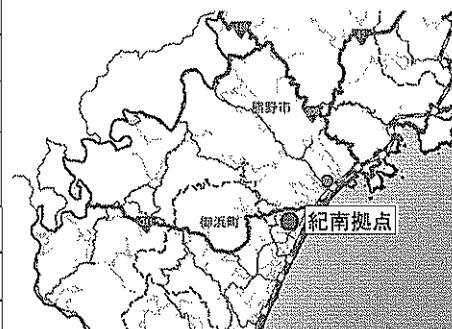
名 称		伊勢志摩拠点 (H21年度完成)
住 所		三重県伊勢市朝熊町
面積		35,732 m ²
規模	ヘリポート	駐機場・離着陸場 : 19,315 m ² 利用可能ヘリコプター : 大型1機, 中型5機
	物資集配所	15,233 m ²
施設	備蓄倉庫	構造: 鉄骨平屋建 (面積: 1,184 m ²)
	会議室	※県営サンアリーナ施設内を利用
	仮眠室	※県営サンアリーナ施設内を利用
設備	無線設備	県防災行政無線(備蓄倉庫)
	発電設備	自家用発電機(サンアリーナ・備蓄倉庫)
	その他	※本部・宿泊施設は県営サンアリーナ施設内を利用
施設等現況の写真		(備蓄倉庫) (離着陸場)  
		
名 称		東紀州〔紀北〕拠点 (H18年度完成)
住 所		尾鷲市光が丘28-61
規模	面積	20,086 m ²
	ヘリポート	駐機場・離着陸場 : 17,670 m ² 利用可能ヘリコプター : 大型1機, 中型2機
施設	物資集配所	2,280 m ²
	備蓄倉庫	面積: 136 m ² (くろしお学園尾鷲分校校舎を活用)
	会議室	※くろしお学園尾鷲分校(2階)を活用
設備	仮眠室	※くろしお学園尾鷲分校(2階)を活用
	無線設備	県防災行政無線装置
	発電設備	自家用発電機
施設等現況の写真		(備蓄倉庫) (離着陸場)  
		

表 1-4 広域防災拠点施設の諸元（その3）

名 称	東紀州【紀南】拠点 (H19 年度完成)
住 所	熊野市久生屋町 1330-2
規模	面積 12,280 m ²
	ヘリポート 駐機場・離着陸場 : 10,260 m ² 利用可能ヘリコプター : 中型 3 機
	物資集配所 1,525 m ²
施設・設備	備蓄倉庫 構造 : 鉄筋平屋建 (面積 : 495 m ²)
	会議室 熊野市活性化施設 里創人熊野俱楽部施設を活用
	仮眠室 熊野市活性化施設 里創人熊野俱楽部施設を活用
	無線設備 県防災行政無線装置
	発電設備 自家用発電機
	その他 ※本部施設は熊野市活性化施設を活用
施設等現況の写真	(備蓄倉庫) (離着陸場) 



以上のとおり、県内 5 地域のうち 4 地域まで既に施設整備が完了している。

整備が完了した広域防災拠点施設は、拠点の運営訓練をはじめ、ヘリコプターの離着陸訓練や三重県の総合防災訓練等に活用され、三重県の災害応急対策活動能力の向上に寄与している。

また、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害では、被災地で多数の孤立地区が発生し、主要道路である国道 42 号が土砂災害等により部分的に遮断されたことにより、陸路による物資の搬送等に大きな支障が発生したことから、東紀州拠点の空輸機能を活用し、ヘリコプターによる孤立者の救出救助活動及び物資搬送活動を行うなど、実際の災害でも広域防災拠点の効果が発揮されている。

このように、旧構想の基本方針である空輸機能を用いた支援については、十分に機能を発揮しており、三重県にとって広域防災拠点施設の整備を推進してきたことが、災害応急対策活動等を行う上で非常に良い結果を生み出している。

さらに、平常時からヘリコプターの臨時離着陸場にもなっていることから、緊急搬送を必要とする傷病者を空輸するドクターへリの離着陸場としても活用されている。

しかし、旧構想が策定されてから約 16 年が経過し、社会情勢の変化とともに、東日本大震災という大災害において新たな課題が発生していることから、現在未整備である北勢拠点の整備については、これら状況の変化や課題を反映させる必要がある。

第2章 社会情勢の変化と既往災害からの教訓

本章においては、社会情勢の変化、及び東日本大震災やその他災害からの課題を抽出し、それらを広域防災拠点の基本的な方針を策定している基本構想へと反映させていくこととする。

(1) 社会情勢の変化

① 広域防災拠点を取り巻く社会情勢の変化

旧構想の策定以降、広域防災拠点に関わる社会基盤施設等の変化の主なものとして、高速道路等の延伸整備が挙げられるとともに、後述の防災拠点が新たに指定されたことにより、災害時において拠点間を結ぶ緊急輸送ルートとなる緊急輸送道路については 191 路線、266km が新たに指定された。

また、港湾施設では、海上輸送の拠点となる耐震強化岸壁を有する港湾・漁港について、旧構想時点では未整備であったが、現在 8 カ所（整備中 1 カ所）の整備が行われている。さらに、災害時に人・物を運ぶ有効な手段であるヘリコプターの臨時離着陸場の指定についても 65 カ所増加している。

災害医療や広域搬送の面では、災害拠点病院が 6 カ所から 12 カ所に増え、広域医療搬送拠点（SCU）や災害派遣医療チーム（DMAT）の創設が行われている。また、災害時に広域応援部隊とともに活動するボランティアについても、東日本大震災発生時には、みえ災害ボランティア支援センターが設置されるなど、組織的なボランティア活動も活発に行われてきている。

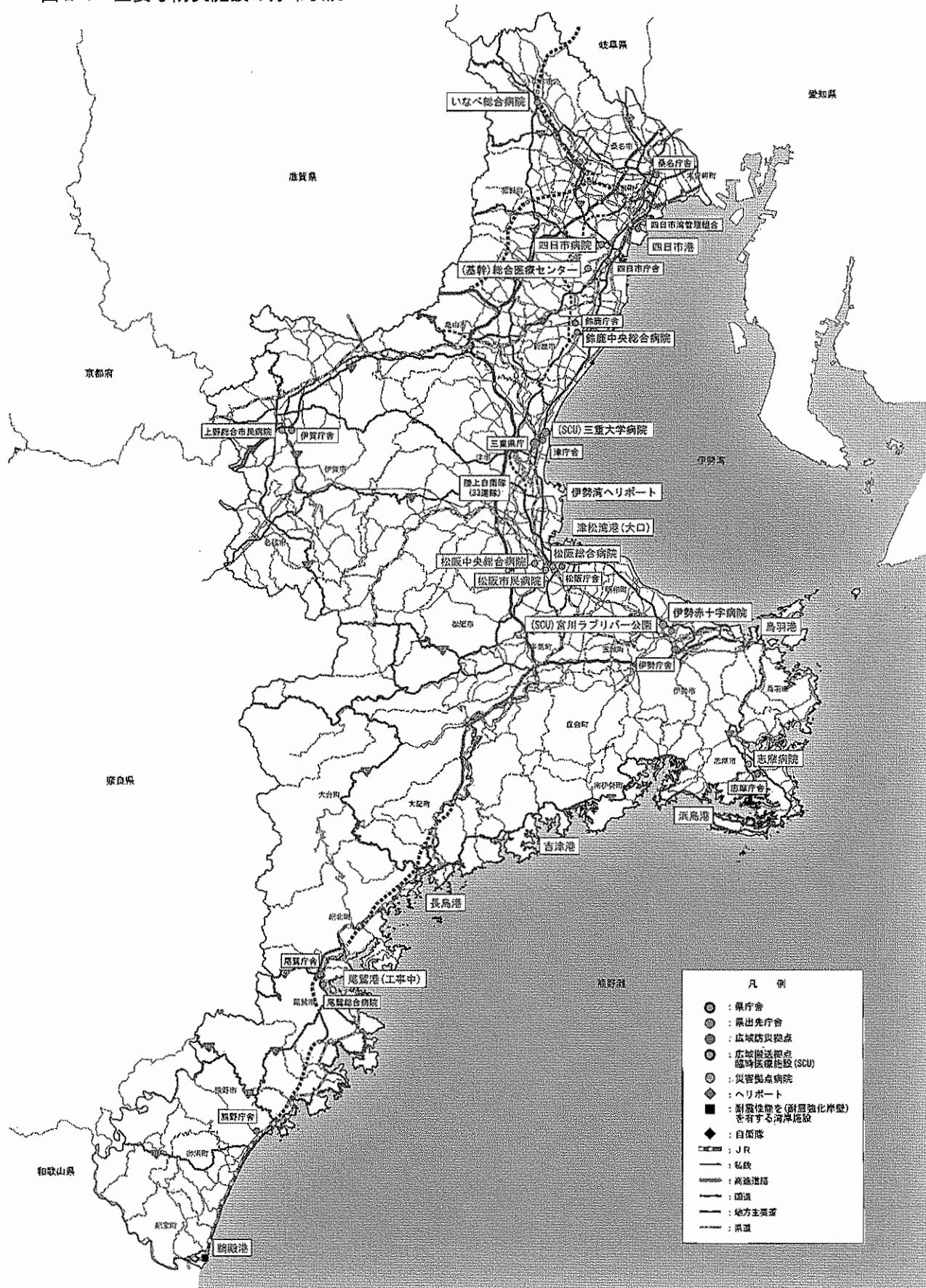
そして、国においても、「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成 16 年 6 月 中央防災会議幹事会）、「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成 19 年 3 月 中央防災会議幹事会）が策定され、三重県においては、三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画（平成 20 年 3 月 三重県）の策定など、各種災害時の活動計画の策定に伴い、活動拠点や物資拠点、進出拠点といった各種防災拠点施設の指定がなされている。

さらに、広域的な相互支援では、県内市町の災害時応援協定が改訂されたほか、全国的な応援に関する協定の締結が進められている。

表 2-1 広域防災拠点を取りまく社会情勢の変化

	H8年 旧構想 前後	H25年3月 現在
①緊急輸送道路	175 路線 総延長 L=1,448km	366 路線 総延長 L=1,714km
②港湾施設	耐震強化岸壁を有する港湾・漁港 なし	耐震強化岸壁を有する港湾・漁港 8 ※整備中 1 (尾鷲港)
③ヘリポート等	公共 津市伊勢湾ヘリポート 非公共 三重県立総合医療センター 臨時 404 カ所	公共 津市伊勢湾ヘリポート 非公共 三重県立総合医療センター 三重県立志摩病院 臨時 469 カ所
④医療機関	災害拠点病院 6 カ所	災害拠点病院 12 カ所 広域医療搬送拠点 (SCU) の創設 災害派遣医療チーム (DMST) の創設
⑤ボランティア	阪神大震災にて注目	みえ災害ボランティア支援センター ※大規模災害の発生時に設置
⑥各種活動 計画等		<ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 ・三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画
⑦広域応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・中部9県1市災害応援に関する協定 ・近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県市町災害時応援協定 ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 ・中部9県1市災害時等の応援に関する協定 ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 ・紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

図 2-1 主要な防災施設の分布状況



*図中赤字が旧構想策定以降に整備又は指定等が行われた施設
*高速道路における赤線区間は旧構想策定以降に整備された区間

②基本構想への反映

以上の社会情勢の変化を踏まえて、下記の事項について基本構想の方針に反映していくことが必要である。

イ) 道路交通網の変化への対応

旧構想においては、ヘリコプターを活用した孤立地区への対策に主眼がおかれていたが、道路ネットワークが拡充されたことを受けて、孤立地区への対策に加えて、広域防災拠点施設と広域道路ネットワークとの連携についても考慮することが必要である。

ロ) 防災関連施設の充実への対応

旧構想においては、広域防災拠点施設による災害対応に特化して考えられてきたが、緊急輸送道路や耐震強化岸壁を有する港湾施設、災害拠点病院など、防災に関わる施設整備が進展してきたことを受けて、広域防災拠点施設と様々な防災関連施設との連携を踏まえた災害対策における運用等を考慮することが必要である。

ハ) 災害医療体制の充実への対応

災害拠点病院の新たな指定、また SCU や DMAT が創設されたことを踏まえて、広域防災拠点を活用した医療搬送支援などの連携、また DMAT の受入、医療施設や災害医療体制との連携についても考慮することが必要である。

ニ) ボランティア組織の確立と活動への対応

災害時においてボランティアは広域応援部隊とともに災害復旧等の活動に主要な役割を果たすこととなることから、災害時における受入体制や活動支援などについて、検討することが必要である。

ホ) 広域応援協定の充実への対応

広域的な相互支援の協定が充実されたことを踏まえて、県外からの物資や人的支援の受け入れ体制を構築するとともに、受入体制の整備、また、地域内での活動支援などについて検討することが必要である。

(2) 東日本大震災等からの課題

①東日本大震災における応急体制等の課題

平成23年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード(Mw)9.0で、日本周辺における観測史上最大の地震であり、最大震度は宮城県栗原市で観測された震度7で、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmのおよそ10万km²という広範囲に及んだ。この地震により、場所によっては波高10m以上、最大週上高40.1mにも上る巨大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、巨大津波以外にも、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道南岸から東北を経て東京湾を含む関東南部に至る広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインが寸断された。

災害応急体制の視点からみると、

- 通信の途絶や庁舎の被災等により被災状況の把握や報告・発信等への支障が生ずる
- 被災地への物資の調達・輸送における混乱や国民の不安心理の増大により全国的に生活必需品の入手が困難になる
- 製油所等が多数被災するとともに、被災地外からの物流網が途絶したことにより被災地への燃料供給が途絶し、災害応急対策活動に支障をきたした

などの課題が浮き彫りになった。

表2-2 東日本大震災における災害応急対策課題の整理

応急対策項目	課題
①情報収集・伝達	応急対策は地方自治体からの情報が前提。しかし、自治体の庁舎や職員が被災したことにより自治体の機能が低下し、政府は情報が来ない中で応急対策をせざるを得ない状態が発生した。
②救助・救助	救助・救助活動の各実働機関間等の連携が一部で困難であった。
③災害医療	被災地における入院患者等への継続的な医療サービスに支障が生じた。
④緊急輸送体制	緊急交通路の確保等緊急輸送体制に混乱が生じた。
⑤物資輸送・調達	燃料をはじめ、必要な物資を必要なタイミングで届けることが必ずしも十分ではなかった。
⑥避難所運営・管理	避難所運営において日々のニーズに応じた各種支援・サービスが十分ではなかった。
⑦広域連携体制の構築	被災自治体への支援調整が困難であった。
⑧広報	政府の対応に関する広報(災害応急活動等の広報、帰宅困難者の混乱を防止する目的の広報や海外への広報)が不足していた。
⑨海外からの支援	海外支援受け入れにおいて混乱が生じた。
⑩女性や災害時要援護者への配慮	男女共同参画、障がい者、高齢者等への配慮が不足した。

出典) 内閣府「東日本大震災における災害応急対策等について」(防災対策推進検討会議(第2回))

②その他の災害における課題

「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」(平成24年3月,中央防災会議)より、近年発生した大規模な地震発生時における災害応急体制の課題について、下表のとおり整理することができる。

表2-3 近年発生した地方都市等における直下型地震で発生した災害応急対策課題

地震名	課題
新潟県中越地震 (H16.10.23)	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の被災・停電により、防災行政無線が停止するなど通信機能が損傷。 ○指定避難所以外へ分散して避難したケースがあり、避難状況の把握や物資の配布の円滑な実施に時間を要した。 ○被災地支援のための援助物資が大量に送られたが、受け入れ側の場所・人員不足により、管理・配分上の混乱につながった。
福岡県西方沖を震源とする地震 (H17.3.20)	<ul style="list-style-type: none"> ○半島部で道路被害による通行止めが発生したほか、漁業や海上交通の要である玄海漁港等も大きな被害を受けた。
能登半島地震 (H19.3.25)	<ul style="list-style-type: none"> ○輪島市門前町等で、避難路の地すべりによる埋塞などにより、車両の通行が困難になり、孤立地域等が発生。 ○能登有料道路が大規模崩落等で通行できなくなり、別所岳SAに観光バス等が孤立。
岩手・宮城内陸地震 (H20.6.14)	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県栗原市・岩手県一関市の山間部で、集落住民及び温泉等への来訪者が孤立。 ○被害確認や救助活動に際して、各機関からのヘリコプターが活動。効率的な運用のために運用調整会議を開催。

③基本構想への反映

東日本大震災やその他災害において明らかとなつた課題に対して、基本構想において反映すべき事項は次のように整理される。

イ) 平常時における教育・訓練の充実

遠野市の後方支援活動では、平常時の訓練の実施が、災害時にうまく機能した一つの理由となっており、平常時からの教育・訓練の重要性が改めて明らかとなっている。

ロ) 支援のための物資の確保

車両・燃料不足等から救援物資の輸送に困難をきたす状況が見られたことから、後背地からの支援物資が届くまでの間、救援活動や避難所等への支援のための十分な物資の確保についての検討が必要である。

ハ) 通信基盤施設の整備

行政関連施設の被災などにより情報通信機能が喪失し、被災状況や避難状況の把握に時間を要し、災害応急対策活動にも支障をきたしたことから、電力確保を含んだ災害に強い通信基盤整備についての検討が必要である。また、自治体庁舎が被災し、災害対応のための自治体の機能が損傷したことから、自治体庁舎の連絡・調整・決定機能を補完可能な防災拠点整備についても検討が必要である。

ニ) 応援要員の輸送体制の構築

初期の情報不足の段階では、応援部隊や各自治体からの応援は、後方支援拠点からの応援要員の振り分け投入が効果的であったことから、これらの応援要員の受け入れや振り分けのできる輸送体制の整備についての検討が必要である。

ホ) 陸上（海上）輸送ネットワークの確保

天候不良等により空輸が行えず、物資の輸送の多くが陸上輸送に頼ったことから、空輸機能に特化した拠点整備ではなく、高速道路ネットワークとの連携など陸上輸送機能も含めた拠点整備についての検討が必要である。さらに、海洋に面しているという三重県の特徴を活かし、航路啓開の状況に応じて、港湾施設との連携による海上輸送機能の活用についても検討が必要である。

ヘ) 十分な物資集配能力の確保

救援物資が、仕分け能力不足となり滞留してしまったことから、救援物資等を適時・適量で輸送するための集配機能を有した拠点整備について検討が必要である。

ト) 広域防災拠点での燃料の確保

燃料不足により、応援活動が滞った部分があり、活動支援のための最低限の燃料貯蔵について、拠点における施設整備の検討が必要である。

以上のとおり、今後の三重県の広域防災拠点の整備には、これら社会情勢の変化や既往災害の教訓を反映させる必要があり、整備のための基本方針である基本構想の改訂は必要不可欠である。

そこで、広域防災拠点の具体的な運用手法をイメージしながら、三重県の広域防災拠点のあり方を検討していくこととした。

第3章 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論等

本章においては、三重県の広域防災拠点のあり方について検討するために設置した「広域防災拠点施設等構想検討委員会（以下、「委員会」という。）」における議論の概要について整理する。

（1）広域防災拠点施設等構想検討委員会の設置

三重県では平成9年3月に策定された三重県広域防災拠点施設基本構想に基づき、順次広域防災拠点を整備してきたところである。しかし、広域防災拠点を取り巻く社会情勢の変化や、東日本大震災において顕在化した応急体制等の課題を踏まえて、各地域の特徴に応じた広域防災拠点のあり方や追加すべき役割・機能などを考慮した、新たな広域防災拠点施設等基本構想を策定する必要が生じたことから、平成24年7月20日、三重県防災会議のもとに広域防災拠点施設等構想検討委員会を設置して、三重県の広域防災拠点のあり方や北勢拠点の候補地について検討を進めることとした。

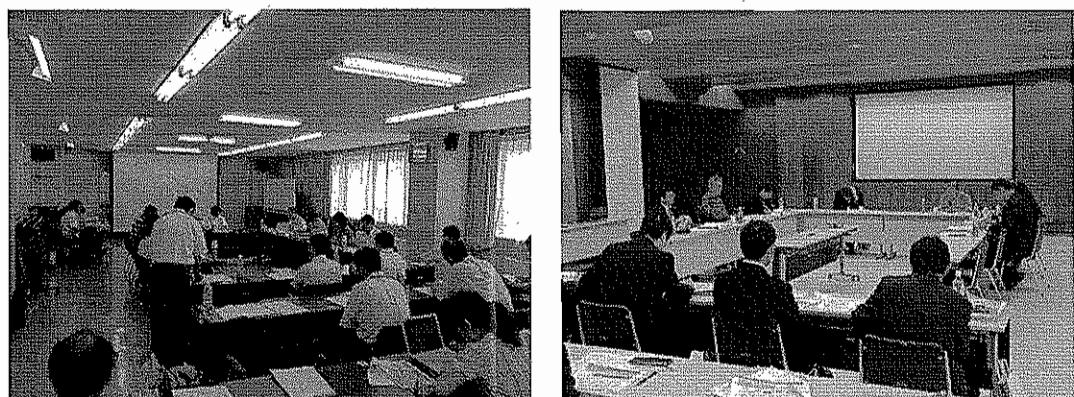
表3-1 広域防災拠点施設等構想検討委員の委員名簿

職名	氏名	所属・職名
委員長	室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
委 員	小川雄二郎	BOSAI International 代表
〃	川口 淳	三重大学大学院 工学研究科准教授
〃	若林千枝子	みえ災害ボランティア支援センター事務局長
〃	山口 英樹	消防庁国民保護・防災部防災課課長
〃	川北 悟司	三重県消防長会会长
〃	竹内 啓佳	陸上自衛隊久居駐屯地第33普通科連隊第3科長
〃	中谷 佳人	三重県警察本部警備二課長
〃	奥田 美香	地方独立行政法人三重県立総合医療センター看護師長
〃	稻垣 司	三重県防災対策部部長

委員長には関西学院大学総合政策学部教授の室崎益輝氏が就任し、委員会は計4回開催されることとなった。

表3-2 委員会の開催状況

開催年月日	協議事項等
第1回委員会 (平成24年7月20日)	○三重県における災害対応の現状と課題について ○三重県広域防災拠点の整備状況について ○三重県広域防災拠点の課題と展望について
第2回委員会 (平成24年9月5日)	○三重県における広域防災拠点のあり方について ○広域防災拠点施設候補地の検討について ・北勢拠点の役割と機能について ・北勢拠点候補地選定に必要となる条件について ○北勢拠点候補地について
北勢拠点候補地現地視察 (平成24年11月)	○北勢拠点の候補地について現地視察を実施
第3回委員会 (平成25年2月5日)	○北勢拠点の候補地について ○広域防災拠点のあり方について
第4回委員会 (平成25年3月19日)	○広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕(案)について



(2) 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論の経過

①第1回検討委員会

事務局から三重県における災害対応の現状と課題、三重県の広域防災拠点施設の整備状況を説明した後、次の提案を行った。

1) 三重県における広域防災拠点のあり方について

- ・各地域の特徴に応じた広域防災拠点の役割を明確にし、他の防災拠点との連携を含めた運用計画が必要。
- ・県外からの物資や人的支援の受入機能、広域応援部隊の後方支援活動を補完する機能が必要。

《今後の検討にあたって出された意見》

- 広域災害時における県と基礎自治体との関係（役割分担）の明確化が必要。
- 受入口となる拠点において、情報や燃料補給などが提供できることが必要であり、ワンストップで利用できる機能も考えることが必要。
- 地域別の被災状況に応じた機能を整理した上で、どのような機能を持たせるべきか考えることが必要。

2) 北勢拠点の候補地について

- ・北勢地域は人口密集地域であり多くの被災者への対応が予想されることから、効果的な救援物資の配分が可能となる機能が必要。
- ・三重県への広域応援部隊の主力は主に東日本の部隊であるため、三重県への玄関口である北勢地域には、受入れ機能及び後方支援機能が必要。

《今後の検討にあたって出された意見》

- 北勢拠点に関しては、後方支援拠点としての機能と、他の拠点とのネットワークの考え方を持って検討すること。
- 北勢地域では土地の確保など困難な問題が予想されることから、既存の防災施設との連携や分散配置なども考慮に入れて検討すること。

②第2回検討委員会

1) 三重県における広域防災拠点のあり方について

第1回委員会で出された意見を踏まえて、三重県における広域防災拠点のあり方について、北勢拠点と伊賀拠点を県外からの広域応援部隊や救援物資等の最初の受入れ拠点として位置づけ、北勢拠点及び伊賀拠点を含む三重県の全拠点が各地域の支援を行うといった役割の階層化を事務局から提案した。

《今後の検討にあたって出された意見》

- 1つの拠点で同時に様々な機能を発揮することは困難であるため、運用手法を臨機応援にして防災拠点を活用するという考え方を持って検討すること。
- 広域災害が発生した場合の各拠点の役割分担を明確にイメージしておくことが必要。
- 広域防災拠点での燃料確保については、燃料の劣化の問題があることから、関係機関と連携することが必要。
- 緊急輸送ネットワークが災害時に機能を発揮できるように、ソフト・ハード両方の整備を考えながら、その信頼性を高めることが必要。
- 全体の役割分担やネットワークに着目していくためには、既存拠点の再評価が必要。

2) 北勢拠点の候補地について

北勢拠点の役割と機能を整理した上で、最初に候補地選定要件について審議され、事務局が提案した候補地の要件について検討を行った。

(候補地の要件) ア 高速道路へのアクセス性 (ICからの距離)

　イ アクセス道路の状況 (道路幅員、高さ制限、橋梁耐震性、沿道状況等)

　ウ 候補地の状況 (敷地面積、活動の制限等)

　エ 候補地周辺の状況 (連携可能な施設の有無、人口密集の状況等)

続けて、北勢地域の候補地として、東海・東南海・南海地震応急対策活動計画における拠点候補地、関係市町からの推薦箇所等の合計61カ所の中から、前提条件及び必要条件によって、5カ所に絞り込まれた。

(前提条件) ・公有地であること

　・拠点での活動が円滑に進められること (避難所指定なし)

　・拠点が安全であること (津波や土砂災害等の災害危険区域外)

(必要条件) ・(アクセス道路) 最低道路幅員 (5.5m以上: 大型車両の通行可能)

　・(最低面積) 10,000m²以上 (搬送用ヘリコプター離着陸可能)

(選定された候補地)

「アイリスパークグランド(桑名市)」、「桑名市多度町地内 (桑名市推薦)」

「桑名市陽だまりの丘地内 (桑名市推薦)」

「四日市市寺方町地内 (四日市市推薦)」、「四日市東IC周辺 (県有地)」

《今後の検討にあたって出された意見》

- 北勢拠点の役割として広域応援部隊や救援物資を受け入れることとなるため、高速道路との位置関係とともに、拠点周辺道路についても考慮すること。
- 北勢拠点の周辺施設との連携や、中勢拠点との連携についても考慮すること。

③第3回検討委員会

1) 三重県における広域防災拠点のあり方について

第2回委員会で出された意見を踏まえて、既に整備を行ってきた広域防災拠点の現状について整理し、各地域の想定される被災状況から、広域防災拠点に求められるニーズを抽出した上で、既存の広域防災拠点の機能の過不足の検証を行った。その結果、広域災害である場合には、広域防災拠点施設単独での災害対応は不可能であることが確認されたため、周辺施設との連携について事務局から提案した。

《今後の検討にあたって出された意見》

- 拠点単体の機能から連携機能に広がったことは良いが、連携するのは施設だけでは無いため、県と市町が一体となって広域的な支援を行うことができる体制の構築が必要。
- 連携施設の活用のためには協定を結ぶことが重要。
- 人・物・情報の動きについて、様々な被災パターンを考慮したシミュレーションを行っておくことが重要。

2) 北勢拠点の候補地について

北勢拠点に必要となる役割や機能から、候補地は「四日市東IC周辺（県有地）」を優先候補とし、民有地を公有地化するという課題が解決できれば「四日市市寺方町地内（四日市市推薦）」についても候補地となり得ることから、四日市市内のこれら2ヵ所が拠点候補地として選定された。

しかし、各々の候補地については調整事項があるため、最終的な候補地の決定については、県と四日市市との協議に委ねられることとなった。

《今後の検討にあたって出された意見》

- 高速道路 IC からの距離やアクセス道路の整備状況を考慮すると、四日市市内の 2 カ所の候補地のいずれか（あるいは、いずれも）が望ましいか、これらはともに比較的中勢拠点に近い位置にあるため、その役割分担について検討が必要。

④第4回検討委員会

○三重県広域防災拠点施設等基本構想（案）について

第3回委員会までに検討された内容を踏まえて、事務局にて基本構想〔改訂版〕（案）を策定し、それについて審議が行われた。

《今後の検討にあたって出された意見》

- 拠点の運営体制については、ボランティアや民間の協力が必要。
- 南海トラフの巨大地震を想定し、三重県が甚大な被害を受け、応援が入ってこないときに、どのように対応するのかイメージしておくことが必要。
- 海路による輸送イメージについても取り入れておくことが重要。
- SCUへの傷病者搬送については、災害医療のオペレーションとの関係について、今後整理が必要。

第4章 広域防災拠点のあり方

本章においては、旧構想策定時からの社会情勢の変化、及び東日本大震災等から明らかとなつた課題を踏まえて、三重県における広域防災拠点の基本的な考え方について述べることとする。

(1) 広域防災拠点の役割と機能

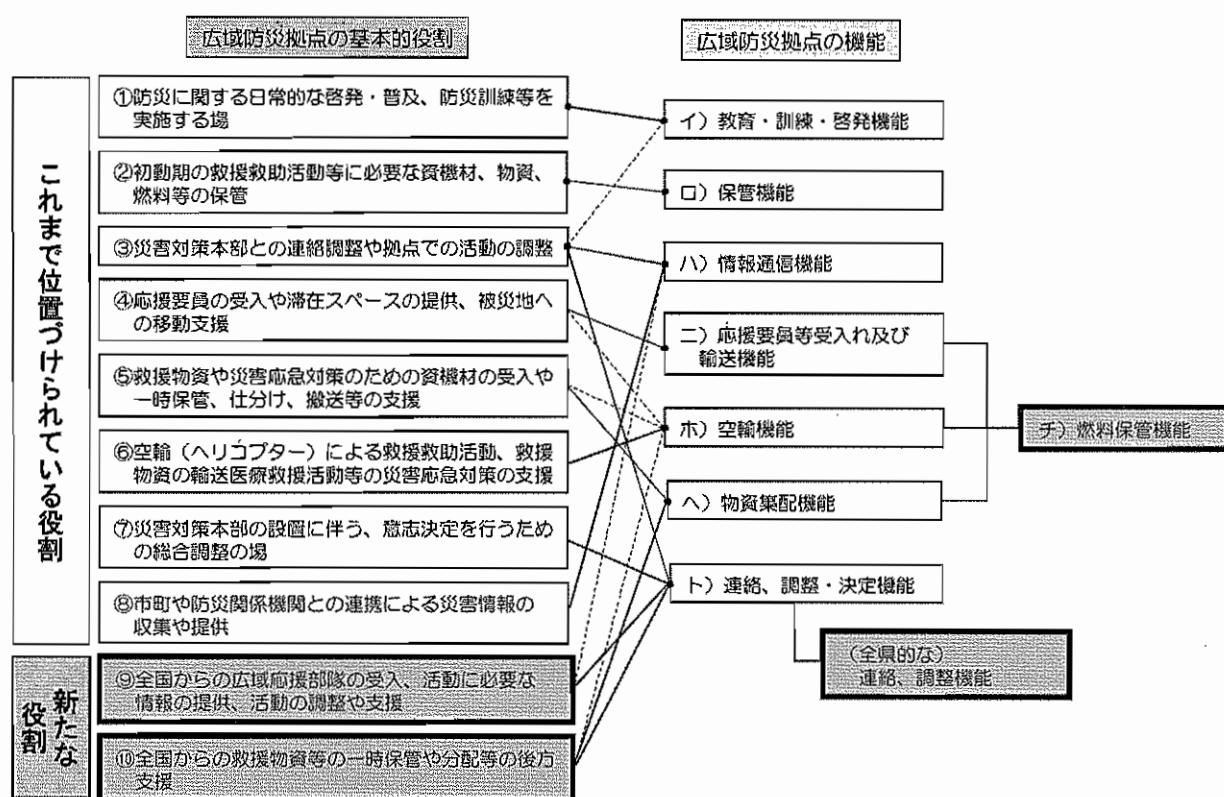
① 東日本大震災等を踏まえた新たな役割と機能

広域防災拠点の基本的役割を踏まえた機能としては、「空輸機能」「保管機能」「情報通信機能」などが位置づけられている。

しかしながら、東日本大震災における災害応急対策活動などを通じて明らかとなつた教訓・課題等を踏まえると、新たに既往機能の強化・充実を図るとともに、全国からの応援部隊や物資の受入、活動部隊への情報提供、また、燃料保管や自立型の電源設置による防災拠点としての自立性の強化、後背地域との陸上輸送ルートの充実などが必要となつてゐる。

これらのことから、旧構想において検討された従来の役割に加えて、「全国からの広域応援部隊の受入、活動に必要な情報の収集・提供、活動の調整や支援」「全国からの救援物資等の一時保管や分配等の後方支援」の役割を追加し、新たな機能として「燃料保管・補給機能」「全県的な連絡・調整機能」を位置づける。

図 4-1 広域防災拠点の基本的役割と有すべき機能の関係



さらに、既往の機能に対して、次の視点から充実を行うことが必要である。

イ) 教育・訓練・啓発機能

遠野市の後方支援拠点では、後方支援拠点施設整備構想に基づいて、訓練等が実施されており、このことが広域防災拠点としてうまく機能した理由の一つとなっていることから、広域防災拠点施設の運用上の課題として、拠点運用に関する訓練の充実が必要である。

ロ) 保管機能

東日本大震災の初動対応における教訓では、外部からの支援が届くまでに約3日間を要した。このことから、被災地内の支援拠点としては、後背地からの支援物資が届くまでの間、救援活動や避難所等への支援のための物資の備蓄が必要である。

ハ) 情報通信機能

東日本大震災では、庁舎の被災などにより情報通信機能が喪失し、被災状況や避難状況の把握に時間を要し、応援活動にも支障をきたした。このことから、災害に強い通信基盤（衛星電話等）の設置とともに、それを運用するための自立電源（太陽光・蓄電池・EV等）の準備が必要である。

ニ) 応援要員受入及び輸送

各自治体からの応援は、カウンターパート方式等によるものもあったが、初期の情報不足の段階では、各地からバラバラに応援に入るのではなく、後方支援拠点からの応援要員の投入が効果的であった。このことから、広域応援部隊の部隊活動の相互調整や、ボランティアの効果的な被災地への展開を図るために、被災地に関する情報の提供を行う事が必要である。

ホ) 空輸機能

東日本大震災では、船舶、ヘリコプターも活用されたが、天候不良等もあり、物資の輸送の多くは、陸上交通によって行われた。物資等の輸送量を考慮すると陸上輸送が主要な輸送手段であり、空輸機能は物資輸送の主要な手段とはなり難いが、道路啓開が未完了の地域など孤立地区への支援において空輸機能が重要な役割を果たす事を考慮する必要がある。

ヘ) 物資集配機能

後方支援拠点として被災地への救援物資の集配拠点となる場合には、救援物資を一時的に貯蔵・仕分け・搬送するための活動・一時保管スペースが必要である。

ト) 連絡、調整・決定機能

連絡・調整・決定機能を有するためには、通信基盤の保持・拡充とともに、行政・消防・警察・自衛隊等の被災地支援活動を行う主要な関係機関が協議するための会議スペースが必要である。

チ) 燃料保管機能

東日本大震災では、燃料不足により、支援活動が滞った部分があり、災害支援のための最低限の燃料貯蔵が求められる。

②広域防災拠点に求められる役割と機能

Ⅰ) 全県的な視点からの役割と機能

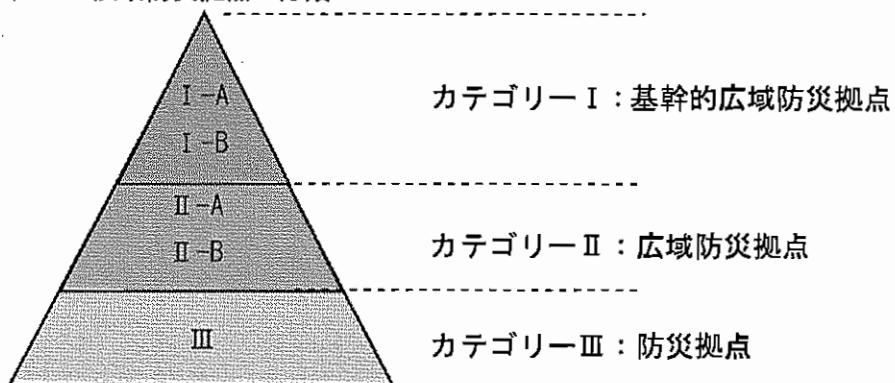
これまでの広域防災拠点整備においては、広域的な災害が発生した場合に、隣接する広域防災拠点が被災地の広域防災拠点を支援するとされているが、全県的に被災した場合に、全国からの広域応援部隊や救援物資の受入、活動調整などをどのように行うのかなど、相互の役割分担が不明確であった。

東日本大震災での活動においてみられたように、迅速かつ効率的な救助・救援・復旧等の活動を行うためには、各広域防災拠点間や県外の広域防災拠点、また市町の防災拠点などとの連携が重要であり、また、それぞれの広域防災拠点や防災拠点が担うべき役割を明確にしておくことが必要である。

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議の検討部会である「防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会」において、広域防災拠点のカテゴリーについて次のとおり定義されている。

- ①基幹的広域防災拠点と連携し、県域を越えた、また全県域をカバーする応急復旧活動の展開拠点や、被災地内への救援物資の中継拠点となる役割（Ⅱ-A）
- ②市町村の防災拠点と連携し、広域行政圏における応急復旧活動の展開拠点としての役割（Ⅱ-B）

図 4-2 広域防災拠点の分類



分類	定義	
基幹的広域防災拠点	I - A	指令本部機能、首都機能支援機能を有する拠点
	I - B	広域防災拠点を支援する機能(高次支援機能)を有する拠点
広域防災拠点	II - A	高次支援基地と連携した物資の受け取り、国の広域支援部隊の一次参集拠点。国と県が協力して活動する拠点
	II - B	市町村を越えた広域行政圏における応急復旧活動の展開拠点
防災拠点	各市町村に設けられる地域のための防災拠点	

出典) 防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会 資料、中部地方整備局

このように、役割に応じたカテゴリーによって分類することによって、各広域防災拠点の役割が明確化される。広域的な災害が発生した場合の全国からの広域応援部隊や救援物資等は、三重県の道路事情を考慮すると、北部及び西部から入ってくることが想定されることから、三重県における広域防災拠点の階層化にあたっては、全県を統括する拠点として北勢拠点をメインとし、北勢拠点をサポートするサブ拠点として伊賀拠点を位置づけ、その下に他の広域防災拠点を階層的に位置づけることとする。

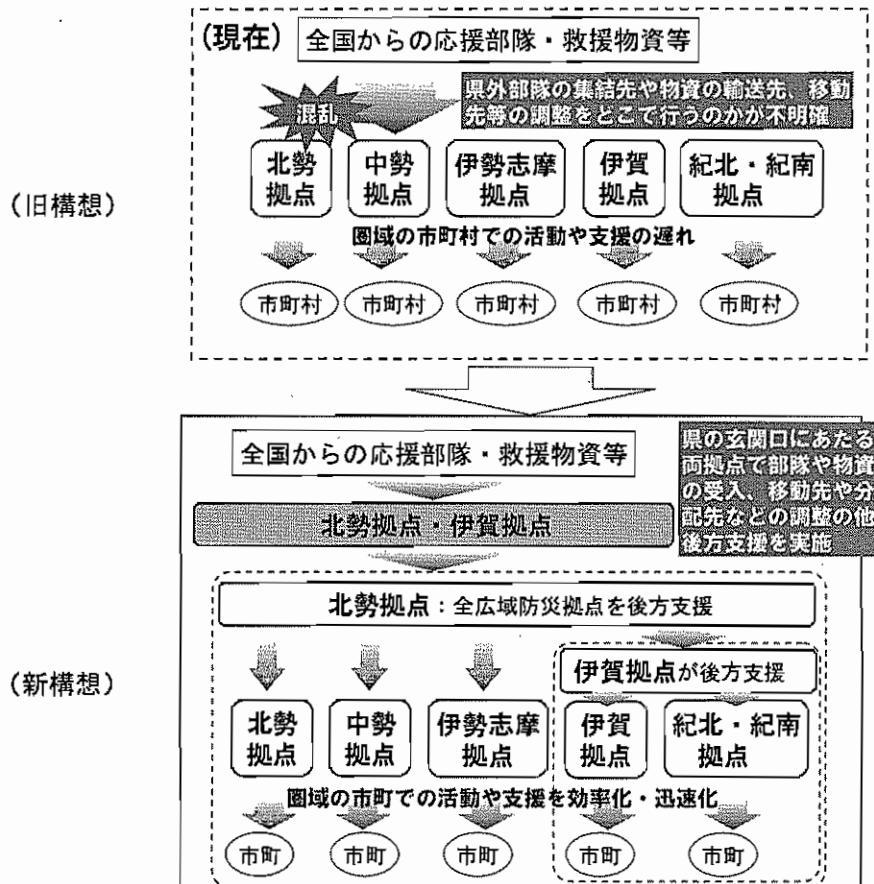
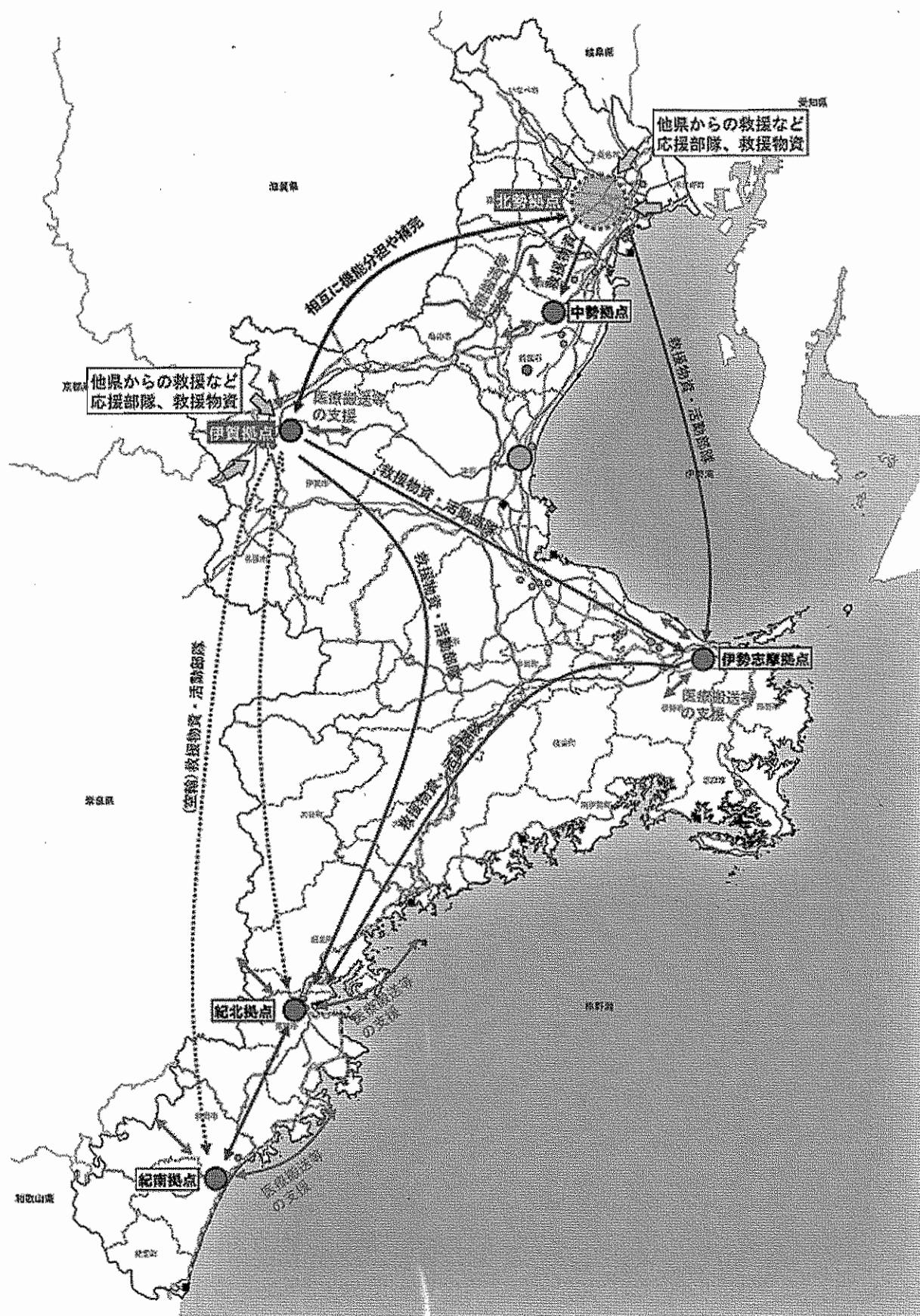


表 4-1 全県的にみた広域防災拠点の役割

全県的な視点からみた場合の各防災拠点の役割		
対応 カテゴリー (II-A)	北勢拠点 (メイン拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 全国からの救援物資の受入と集配、各拠点への輸送及び調整 応援部隊の受入と情報提供及び活動調整や活動の支援 北勢地域における傷病者等の医療搬送の支援
	伊賀拠点 (サブ拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 主に西日本方面からの救援物資の受入と集配、各拠点への輸送、また、応援部隊の受入と情報提供及び活動の支援
対応 カテゴリー (II-B)	中勢拠点	<ul style="list-style-type: none"> 北勢及び伊賀拠点で受け入れた救援物資の集配や余剰分の一時保管等をサポート 北勢拠点を全県対応に特化させるために、北勢地域の支援を代替。
	伊勢志摩 拠点	<ul style="list-style-type: none"> 県外及び北勢拠点等からの救援物資の受入や集配、東紀州拠点への救援物資等の搬送支援 SCUと一体となって医療搬送を支援
東紀州拠点		<ul style="list-style-type: none"> 東紀州地域における傷病者等の医療搬送を支援 紀北・紀南拠点が相互に連携して地域を支援

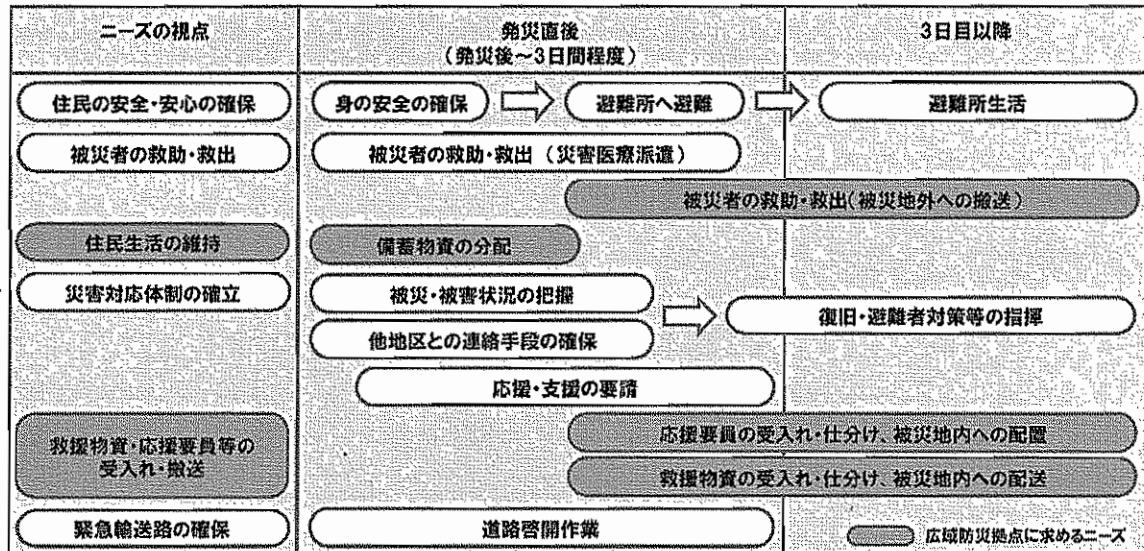
図 4-3 全県的にみた場合の広域防災拠点の活用イメージ



ii) 地域支援の視点からの役割と機能

広域防災拠点では、被災地に対して救援物資の分配等の支援を行うこととなるが、発災後の経過時間に応じて被災地からの支援等のニーズの変化や、道路等の応急・復旧状況の変化により、広域防災拠点が担う役割も変化する。

図 4-4 フェーズ（経過時間）毎の被災地ニーズの変化



上記被災地ニーズ等を踏まえ、フェーズ毎の広域防災拠点の役割としては、

- 発災から 24 時間以内：拠点施設内備蓄物資の分配
応援部隊等の活動拠点としての受入準備
- 道路啓開完了まで：空輸を中心として、被災地の救援物資分配による支援
救援・復旧等の前線基地としての活動拠点の形成
- 道路啓開完了後：陸上輸送を中心として被災地の救援物資等分配による支援
※航路啓開の進捗状況に応じて、海上輸送も含めた複数の輸送手段による支援を行う。

が位置づけられる。

上記のようにフェーズを区分する理由は次のとおりである。

まず、発災直後の 24 時間にについては、広域防災拠点施設を立ち上げるために施設の状態確認を行った後、広域防災拠点施設内に備蓄している資機材を避難所等へ分配し、その後、空いたスペースへ救援物資等を受入れる準備を行うといった活動のみに終始すると考えられるためである。一つ目のフェーズとは区分し、次に道路啓開が完了していない状態では主要な輸送手段である道路が使えないことから、道路啓開の状態によってフェーズを分けることとしたのである。

なお、救援物資等の輸送については、航路啓開の進捗状況に応じて、利用可能な港湾施設と道路ネットワークを活用しながら、複数の輸送手段による支援が想定される。

一方、被災時には、地域の状況や道路復旧等の進捗状況に応じて、各広域防災拠点施設が優先すべき機能も異なってくると考えられる。地域の状況を踏まえた上に、フェーズ毎に、各広域防災拠点施設が優先すべき機能は次のように整理される。

表4-2 フェーズ毎に求められる役割（その1）

地域の特徴	フェーズ毎に求められる役割			
	機能	発災後 24 時間	道路啓開完了まで	
北勢拠点	情報調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・地方灾害対策部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・地方灾害対策部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・地方灾害対策部との連絡調整
	空輸機能	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の輸送 ・救援物資の輸送 ・医療搬送等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資及び人員等の輸送 ・医療搬送等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資及び人員等の輸送 ・医療搬送等の支援
	物資保管機能	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の一時保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の一時保管 	
	物資集配機能	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の分配 ・救援物資受入と集配 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外からの救援物資の受入と集配 	
	応援要員受入機能	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部隊の一時集結 ・部隊への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部隊へ情報提供 ・地域内活動部隊への支援 	
	燃料保管機能	<ul style="list-style-type: none"> ・応援活動部隊への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部隊等への提供 	
伊賀拠点	情報調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・地方灾害対策部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・地方灾害対策部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・地方灾害対策部との連絡調整
	空輸機能	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州への救援物資の輸送 ・医療搬送等の支援 ・地域内孤立地域への救援や輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州への救援物資及び人員等の輸送 ・医療搬送等の支援 ・地域内孤立地域への救援や輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療搬送等の支援
	物資保管機能	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の一時保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の一時保管 	
	物資集配機能	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の分配 ・救援物資受入と集配 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外からの救援物資の集配 ・地域内への物資の集配 	
	応援要員受入機能	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部隊の一時集結 ・部隊への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部隊へ情報提供 ・地域内活動部隊への支援 	
	燃料保管機能	<ul style="list-style-type: none"> ・応援活動部隊への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部隊等への提供 	

※表中網掛けは全県的な視点からみた場合の役割を示している。

表 4-2 フェーズ毎に求められる役割（その2）

地域の特徴		フェーズ毎に求められる役割			
		機能	発災後 24 時間	道路啓開完了まで	道路啓開完了後
中勢拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○県中部に位置し、地域内人口は北勢地域に次ぐ規模を有す。 ○県庁をはじめ、国等関係機関の主要施設が集まる。 ○地震発生時において、地域内の避難者数及び負傷者数が最も多いと想定されている。 	情報調整機能	・地方災害対策部との連絡調整	・地方災害対策部との連絡調整	・地方災害対策部との連絡調整
		空輸(陸上)機能	・北勢・中勢地域管内での備蓄物資の輸送 ・医療搬送等の支援	・救援物資及び人員等の輸送 ・医療搬送等の支援	・救援物資及び人員等の輸送 ・医療搬送等の支援
		物資保管機能	・北勢及び伊賀拠点の余剰物資の一次保管	・北勢及び伊賀拠点の余剰物資の一次保管 ・地域内支援余剰物資の一時保管	
		物資集配機能	・北勢・中勢地域管内での備蓄物資の分配	・救援物資受入 ・北勢および中勢地域管内への物資集配	
		応援要員受入機能	・活動部隊の受入準備	・地域内活動部隊への支援 ・地域内活動部隊へ情報提供	
		燃料保管機能	・応援活動部隊への提供	・活動部隊等への提供	
伊勢志摩拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○県中南部に位置し、地域内人口は、北勢、中勢に次ぐ規模を有している。 ○地震発時の圏域被害は中勢地域について2番目に多いと予想されている。 ○リアス式海岸の沿岸部に人口が各集落へ点在しているため、地震発時には陸上交通の途絶が予想され、ヘリコプターによる救出・救助等が不可欠である。 	情報調整機能	・地方災害対策部との連絡調整	・地方災害対策部との連絡調整	・地方災害対策部との連絡調整
		空輸(陸上)機能	・東紀州への輸送 ・地域内の孤立地域への救援・救助 ・医療搬送等の支援	・東紀州への輸送 ・地域内の孤立地域への救援・救助 ・医療搬送等の支援	・医療搬送等の支援
		物資保管機能	・救援物資の保管	・救援物資の一時保管	
		物資集配機能	・備蓄物資の分配 ・救援物資受入と集配	・県外からの救援物資の集配 ・地域内への救援物資の集配	
		応援要員受入機能	・活動部隊の一時集結 ・部隊への情報提供や活動調整	・活動部隊の受入 ・部隊への情報提供や活動調整、支援	
		燃料保管機能	・応援活動部隊への提供	・活動部隊等への提供	
東紀州拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○県南部に位置し、地域内人口は県内で最も少ない。 ○幹線道路が国道42号のみであり、地震発時には津波や土砂災害などにより、陸上交通の途絶が懸念される。 ○津波による浸水規模が大きい場合には、市街地の大半が浸水することが予想され、市町庁舎や警察、消防などの機能が失われることも懸念される。 	情報調整機能	・地方災害対策部との連絡調整	・地方災害対策部との連絡調整	・地方災害対策部との連絡調整
		空輸(陸上)機能	・伊賀・伊勢志摩からの物資の受入 ・地域内孤立地域への救援や輸送 ・医療搬送等の支援	・伊賀・伊勢志摩からの物資の受入 ・地域内孤立地域への救援や輸送 ・医療搬送等の支援	・医療搬送等の支援
		物資保管機能	・救援物資の一時保管	・救援物資の一時保管	
		物資集配機能	・備蓄物資の分配	・救援物資受入および集配	
		応援要員受入機能	・活動部隊の受入準備	・活動部隊への支援 ・活動部隊へ情報提供	
		燃料保管機能	・応援活動部隊への提供	・活動部隊等への提供	

※表中網掛けは全県的な視点からみた場合の役割を示している。

(2) 既存の広域防災拠点の強みと弱み

① 広域防災拠点に求められる機能に対する強みと弱み

広域防災拠点には、被災地のニーズに応じた基本的役割を果たすために必要な機能を担うことが求められるが、災害規模が大きくなるほど、求められる役割に対して、広域防災拠点施設のみでは不足する機能が発生してくる可能性がある。

そこで、各広域防災拠点施設の強みと弱みを整理し、各広域防災拠点施設で不足する可能性のある機能を洗い出すこととする。

図 4-5 広域防災拠点施設毎の強みと弱み（その1）

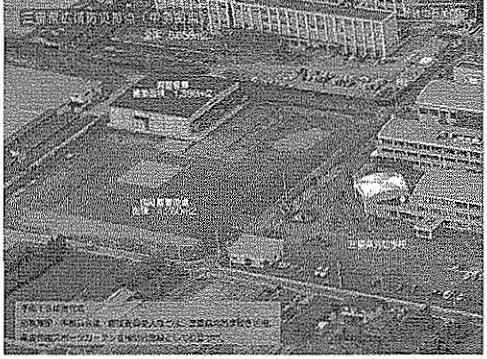
中勢拠点	
<p>【拠点施設の強み】</p> <ul style="list-style-type: none">・平常時における備蓄スペースに余裕があることから、他拠点の備蓄資材等を保管することが可能。・集配・保管スペースの規模が比較的大きいことから他拠点での物資の集配・保管を代替することが可能。・隣接する消防学校施設が主にボランティアの宿泊施設として、グランド等が応援部隊の宿泊・野営地として利用可能。 <p>【拠点施設の弱み】</p> <ul style="list-style-type: none">・ヘリポート規模が中型機対応のため大型機による物資輸送に適していない・高速 IC から距離があることから、陸上ルートによる物資受入や他拠点への輸送時の円滑性に欠ける。・想定される応援要員を全て収容可能な規模には不足する可能性がある。・拠点施設が住宅地内にあり、アクセスルートによっては幅員が 5.5m 未満であり、大型車のすれ違いが困難な箇所がある。	<p>(中勢拠点の概況図)</p> 
<p>伊賀拠点</p>	<p>(伊賀拠点の概況図)</p> 
伊賀拠点	
<p>【拠点施設の強み】</p> <ul style="list-style-type: none">・平常時の備蓄スペースに余裕があることから、他拠点の備蓄資材等を保管することが可能。・集配スペースおよび保管スペースの規模が比較的大きいことから他拠点での物資の集配や保管を代替することが可能である。・隣接する学校施設が主にボランティアの宿泊施設として、学校のグランドや隣接する白鷺公園が大規模な野営地として利用可能。 <p>【拠点施設の弱み】</p> <ul style="list-style-type: none">・東紀州地域への物資輸送を担うことになるが、ヘリコプターでの輸送の場合、山地を越えることから天候不良等による確実性や安全面に対して懸念が発生。	

図 4-5 広域防災拠点施設毎の強みと弱み（その 2）

伊勢志摩拠点										
<p>【拠点施設の強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート規模が大型 1 機および中型 5 機まで対応可能であり、周辺グランドに SCU などを併設した場合でも医療搬送を支援することが可能。 ・平常時の備蓄スペースに余裕があることから、他拠点の備蓄資材等の保管が可能。 ・ヘリポートや集配所の規模が大きいこと、また陸上交通のアクセスがいいことから、県外からの救援物資の直接受け入れが可能。 ・比較的集配スペースが大きく、ヘリポート規模も大きいことから他拠点への物資の集配を補完することも可能。 ・サンアリーナの施設が主にボランティアや応援部隊の宿泊施設として、グランド等が SCU の拠点、また部隊の野営地として利用可能。 <p>【拠点施設の弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大きいと見込まれる伊勢志摩地域への救援物資の一時保管を想定すると、現在の備蓄倉庫では不足する可能性がある。 ・想定以上の津波が発生し、浸水規模が大きい場合には、陸上交通のアクセスルートが途絶する恐れがある。 	 <p>伊勢志摩拠点の概況</p>  <p>(津波による浸水予測)</p> <p>伊勢志摩拠点</p> <table border="1"> <caption>凡例</caption> <tr> <td>最大浸水深(m)</td> </tr> <tr> <td>0.5 ~ 0.9</td> </tr> <tr> <td>1.0 ~ 2.0</td> </tr> <tr> <td>2.0 ~ 3.0</td> </tr> <tr> <td>3.0 ~ 4.0</td> </tr> <tr> <td>4.0 ~ 5.0</td> </tr> <tr> <td>5.0 ~ 6.0</td> </tr> <tr> <td>河川内を溢流が きかねばなると想 定される範囲</td> </tr> </table>	最大浸水深(m)	0.5 ~ 0.9	1.0 ~ 2.0	2.0 ~ 3.0	3.0 ~ 4.0	4.0 ~ 5.0	5.0 ~ 6.0	河川内を溢流が きかねばなると想 定される範囲	
最大浸水深(m)										
0.5 ~ 0.9										
1.0 ~ 2.0										
2.0 ~ 3.0										
3.0 ~ 4.0										
4.0 ~ 5.0										
5.0 ~ 6.0										
河川内を溢流が きかねばなると想 定される範囲										
<p>東紀州拠点（紀北拠点・紀南拠点）</p> <p>【拠点施設の強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(紀北) 隣接する学校施設が主にボランティアの宿泊施設として利用可能。 <p>【拠点施設の弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(紀南) 想定以上の津波が発生し、浸水規模が大きい場合には、陸上ルートが利用できない可能性があり、他拠点からの物資等の受入、また被災地への輸送が空輸に依存することになり、医療搬送等を含め円滑な空輸機能を発揮することができない可能性がある。 ・(紀北) 被害が大きいと見込まれる東紀州地域への救援物資の一時保管を想定すると、現在の備蓄倉庫では不足する可能性がある。 ・(紀北) 比較的集配スペースが小さいため、想定以上の物資を受け入れた場合には物資の集配が間に合わず、物資の滞留や拠点内活動に支障が出る恐れがある。 ・(紀南) 陸上ルートが途絶した場合、拠点運営要員の参集が空輸に依存することになり、早期の拠点運用開始ができない恐れがある。 ・(紀北) アクセスルートの最小幅員が 5.5m 未満の箇所があるため、大型車の通行は可能であるが、すれ違いが困難であり、渋滞等が生じる恐れがある。 ・(紀北・紀南) 応援要員の収容が可能な宿泊施設が少ないことから、全ての応援部隊の活動拠点としての運用は困難。 	 <p>東紀州拠点（紀北拠点）の概況</p>  <p>東紀州拠点（紀南拠点）の概況</p>  <p>(津波による浸水予測)</p> <p>紀南拠点</p> <p>御浜町</p> <table border="1"> <caption>凡例</caption> <tr> <td>最大浸水深(m)</td> </tr> <tr> <td>0.5 ~ 0.9</td> </tr> <tr> <td>0.9 ~ 1.0</td> </tr> <tr> <td>1.0 ~ 2.0</td> </tr> <tr> <td>2.0 ~ 3.0</td> </tr> <tr> <td>3.0 ~ 4.0</td> </tr> <tr> <td>4.0 ~ 5.0</td> </tr> <tr> <td>5.0 ~ 6.0</td> </tr> <tr> <td>河川内を溢流が きかねばなると想 定される範囲</td> </tr> </table>	最大浸水深(m)	0.5 ~ 0.9	0.9 ~ 1.0	1.0 ~ 2.0	2.0 ~ 3.0	3.0 ~ 4.0	4.0 ~ 5.0	5.0 ~ 6.0	河川内を溢流が きかねばなると想 定される範囲
最大浸水深(m)										
0.5 ~ 0.9										
0.9 ~ 1.0										
1.0 ~ 2.0										
2.0 ~ 3.0										
3.0 ~ 4.0										
4.0 ~ 5.0										
5.0 ~ 6.0										
河川内を溢流が きかねばなると想 定される範囲										

前項で整理した広域防災拠点施設毎の強みや弱みを機能別に整理すると、以下のように整理される。

表 4-3 求められる機能に対する広域防災拠点施設の強みと弱みのまとめ

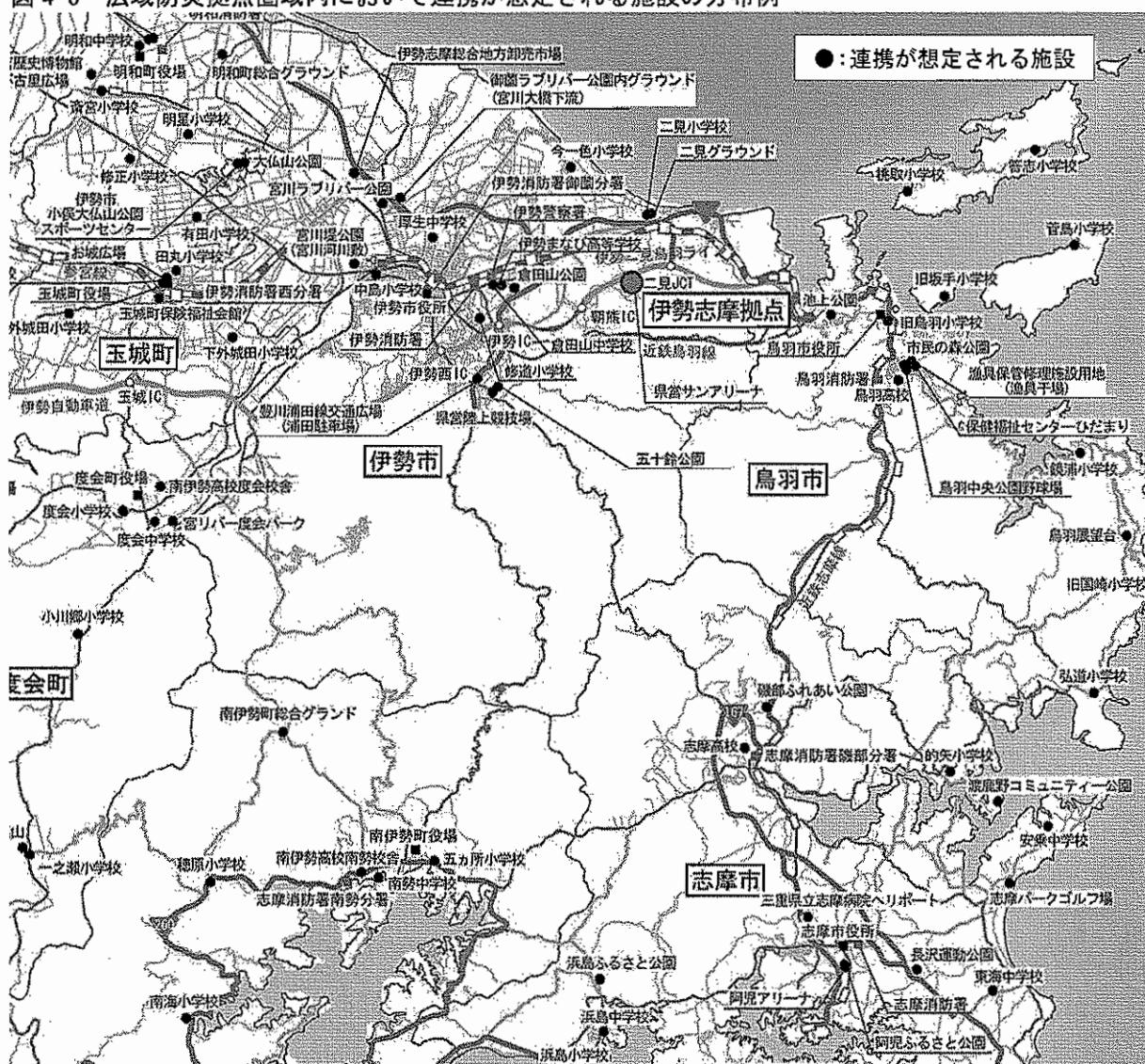
	強み	弱み
空輸機能	<p>(伊勢志摩拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート規模が大型 1 機及び中型 5 機まで対応可能であり、SCU などを併設した場合でも医療搬送拠点として運用可能。 	<p>(中勢拠点・東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート規模が中型機対応のため大型機による物資の大量輸送が困難。 <p>(伊賀拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域への物資輸送が想定されるが、ヘリコプターでの輸送の場合、山地を越えることから安全面や天候不良等による確実性に対して懸念が発生。 <p>(東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定以上の津波が発生し、浸水規模が大きい場合には、陸上ルートが利用できない可能性があり、他拠点からの物資等の受入、また被災地への輸送が空輸に依存することになり、医療搬送等を含め円滑な空輸機能を発揮することができない可能性がある。
物資保管機能	<p>(中勢拠点・伊賀拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時に必要な備蓄規模に対して、備蓄スペースに余裕があることから、他拠点の備蓄資材等の保管が可能。 	<p>(伊勢志摩拠点・東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大きいと見込まれる伊勢志摩・東紀州地域への救援物資の一時保管を想定すると、現在の備蓄倉庫では不足する可能性がある。
物資集配機能	<p>(中勢拠点・伊賀拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的集配スペース及び保管スペースに余裕があることから他拠点への物資の集配・保管を代替することが可能 <p>(伊勢志摩拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的集配スペースが大きく、ヘリポート規模が大きいことから他拠点への物資の集配の補完も可能。 	<p>(東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的集配スペースが小さいため、想定以上の物資が輸送された場合、集配が間に合わず、物資が滞留する恐れがある。
応援要員受入	<p>(中勢拠点・伊賀拠点・東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する学校施設が主にボランティアの宿泊施設として、グランド等が応援部隊の宿泊・野営地として利用可能。 <p>(伊賀拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する白鷺公園が野営可能地となる。 <p>(伊勢志摩拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営サンアリーナの施設が主にボランティアや応援部隊の宿泊施設として、グランド等が SCU の拠点や応援部隊の野営地として利用可能。 	<p>(中勢拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要員を全て収容するには規模が不足する可能性がある。 <p>(東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要員の収容が可能な宿泊施設が少ないとから、全ての応援部隊の活動拠点としての運用は困難。
その他		<p>(中勢拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス路に最小幅員 5.5m未満の箇所があり、大型車のすれ違いが困難 <p>(伊勢志摩拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波による浸水規模が大きい場合に、陸上交通のアクセスルートが途絶する恐れがある。 <p>(東紀州拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上ルートが途絶した場合、人員の集積が空輸に依存し、早期の拠点運用ができない恐れがある。 ・アクセス路に最小幅員 5.5m未満の箇所があり、大型車のすれ違いが困難。

②弱みを補完するための周辺施設との連携

広域防災拠点施設における弱みを補うためには、本来、拠点施設自体の規模の拡張を図ることが必要である。しかし、拠点施設の規模拡張には周囲の土地利用の制約があつたり、多大な費用と時間が必要であり、さらに、経過時間帯毎（フェーズ毎）に求められる機能が異なるように、常時その施設規模が必要となるわけではないため、施設としてムダが生じることも考えられる。

このため、一定の施設規模の拡張について考慮することは必要であるが、むしろ、広域防災拠点施設間、また、広域防災拠点施設周辺において、不足している機能を補うことが可能な施設規模を有している施設との連携を図ることにより、不足している機能を補い、広域防災拠点としての機能を高めることが重要である。

図 4-6 広域防災拠点圏域内において連携が想定される施設の分布例



※対象とする施設は、「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（内閣府）」および「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」において活動（進出）拠点、物資拠点、臨時離着陸場、燃料補給場所に位置づけられている施設・場所

表 4-4 広域防災拠点の圏域における連携可能な施設の状況

		北勢拠点	中勢拠点	伊賀拠点	伊勢志摩拠点	東紀州拠点
情報通信・連絡調整・決定機能	連携施設での機能確保	※市庁舎等で機能分担は可能であるが、防災拠点に有しておくことが必要である。				
	施設・箇所数					
空輸機能	連携施設での機能確保	○	○	○	○	○
	施設・箇所数	規模A (20,000m ² 以上)	10	5	1	2
		規模B (10,500m ² 以上)	16	19	16	28
物資保管機能	連携施設での機能確保	×	○	○	×	×
	施設・箇所数		1	1		
	連携施設での機能確保	○	○	○	○	○
物資集配機能	施設・箇所数	2	2	1	3	2
	連携施設での機能確保	○	○	○	○	○
応援要員受入機能	施設・箇所数	45	43	23	60	17
	連携施設での機能確保	○	○	○	○	○
燃料保管機能	施設・箇所数	公的施設	6	3	1	3
		民間施設	1	19	35	49
						16

※「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」および「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」において活動(進出)拠点、物資拠点、臨時離着陸場、燃料補給場所に位置づけられている施設・場所を対象

※ ○…連携施設で機能の確保が可能な場合

×…連携施設では機能の確保が出来ない場合（施設が無い場合を含む）

上記の表は、各広域防災拠点の管轄エリア内にある施設を抽出し、連携が可能な機能毎に施設数を整理したものである。

このように、応援部隊の受け入れ機能については、活動計画や受援計画によって予め指定されている施設がある。また、ヘリコプターの臨時離着陸場については、事前に施設利用の調整がなされていることから、これら施設と広域防災拠点施設との連携を図ることが重要である。

しかし、物資の一時保管機能については、荷捌きのための大型車両の進入の可否や、風雨から物資を保護できる屋根付きの施設の有無を考慮すると、連携できる施設は多くないことから、広域防災拠点施設が物資の一時保管機能を担うことが重要であることに加えて、民間施設も含めて連携可能な施設をさらに調査する必要がある。

(3) 広域防災拠点のあり方

①広域防災拠点のあり方

旧構想では、被災地内外にある拠点施設と隣接する拠点施設の相互支援を基本として、自治体の支援や災害対策活動の実施を行うことが想定されていた。

しかしながら、東日本大震災にみられるような大規模災害の発生、また、全国規模での救援・復旧活動等に対する応援・支援に必要となる連携などを踏まえると、従来の担うべき機能を拡充するとともに、新たに『県外からの広域応援部隊や救援物資の受入れ』機能を加えることが必要である。

さらに、災害時の救援・復旧活動などの基本的役割を迅速かつ効率的に果たすために、拠点施設間が相互に連携するとともに、周辺施設との連携による機能補完を図りながら、災害に対応できる仕組みを構築していくことが必要となっている。

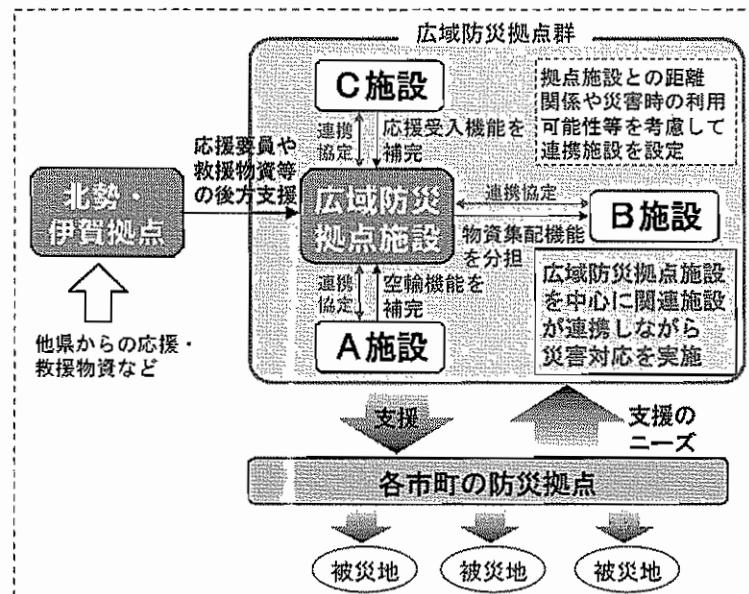
これらを踏まえ、三重県における広域防災拠点のあり方として、

- 北勢拠点を県全体を統括するメイン拠点、伊賀拠点をサブ拠点として拠点を階層化するとともに、各拠点の担うべき役割を明確化する
- 広域防災拠点施設間、また防災拠点周辺の施設との連携を図るとともに、各拠点施設や連携施設の担うべき機能や役割分担を明確化する

を基本的な考え方として、三重県における広域防災拠点施設等の基本構想については、旧構想における孤立化対策を踏まえた県内各地への配置に加え、各広域防災拠点施設の役割の明確化と周辺施設との連携を重視し、下図のイメージのとおり形成していくこととする。

- 広域防災拠点の役割を明確化
- 広域防災拠点の機能の一部を周辺施設と連携
- 広域防災拠点施設と周辺施設とが一体となって広域防災拠点群を形成

図 4-7 広域防災拠点の形成イメージ



②広域防災拠点施設の運用イメージ

広域防災拠点においては、階層化によって位置づけられた役割や、地域の特徴に応じて担うべき役割を果たすために、フェーズ毎に様々な機能を発揮することが必要である。

これらの機能を十分に発揮し、災害時には、迅速かつ効率的に対策活動を行うことができるよう、広域防災拠点施設を中心として、周辺施設との機能分担や相互の役割を明確化していくながら、広域防災拠点を形成し運用していくことが必要である。

- 各広域防災拠点におけるフェーズ毎の役割と運用
- 各拠点のフェーズ毎の連携施設との運用イメージ
- 全県的な広域防災拠点のフェーズ毎の運用イメージ

表 4-5 北勢拠点におけるフェーズ毎の役割と運用



※連携…周辺施設との連携による機能

表 4-6 伊賀拠点におけるフェーズ毎の役割と運用

求められる役割や機能	発災後 24 時間	道路啓開完了まで	道路啓開完了後
○北勢拠点のサポート ○応援部隊の受入と活動部隊への情報提供 ○救援物資の受入と集配拠点への輸送 ○伊賀地域における傷病者等の医療搬送を支援 ○市町の防災拠点への物資輸送等地域支援	情報通信・連絡・調整機能	災害対策本部、地方灾害対策部との連絡調整、各拠点への支援情報提供 物資配分や応援部隊の活動の調整、部隊への情報提供	→
	輸送機能	空輸	↓ 情報伝達・指示 東紀州拠点へ備蓄物資や救援物資の輸送 医療搬送等の支援
			医療搬送等の支援
	輸送機能	陸上輸送	主に伊勢志摩・東紀州拠点へ救援物資を輸送
			地域内の市町防災拠点へ備蓄物資や救援物資を輸送
	物資集配機能	備蓄物資輸送準備	救援物資の受入・拠点分配量に応じて物資を集配
	物資保管機能	物資	↓ 余剰物資
	応援要員受入機能連携	物資保管準備	余剰となる救援物資の一時的な保管
	燃料保管機能連携	受入準備	応援部隊の一時集結・地域情報等の提供・活動支援
			活動部隊等への燃料等の提供

※連携…周辺施設との連携による機能

表 4-7 中勢拠点におけるフェーズ毎の役割と運用

求められる役割や機能	発災後 24 時間	道路啓開完了まで	道路啓開完了後
○北勢拠点及び伊賀拠点で受け入れられた救援物資の集配や余剰分の保管・輸送をサポート ○北勢地域および中勢地域の市町の防災拠点への物資輸送など地域支援を行う	情報通信・連絡・調整機能	地方灾害対策部との連絡調整、部隊への情報提供	→
	輸送機能	空輸	↓ 情報伝達・指示 道路啓開完了地域への備蓄・救援物資の輸送 医療搬送等の支援
			医療搬送等の支援
	輸送機能	陸上輸送	北勢地域および中勢地域の市町防災拠点へ備蓄物資や救援物資を輸送
			↑
	物資集配機能	備蓄物資輸送準備	救援物資の受入、市町防災拠点向けに物資を集配
	物資保管機能	物資	↓ 余剰物資 ↑
	応援要員受入機能連携	物資保管準備	余剰となる救援物資の一時的な保管 北勢・伊賀拠点で受け入れきれない救援物資を一時保管
	燃料保管機能連携	受入準備	地域内活動部隊への地域情報等の提供・活動支援
			活動部隊等への燃料等の提供

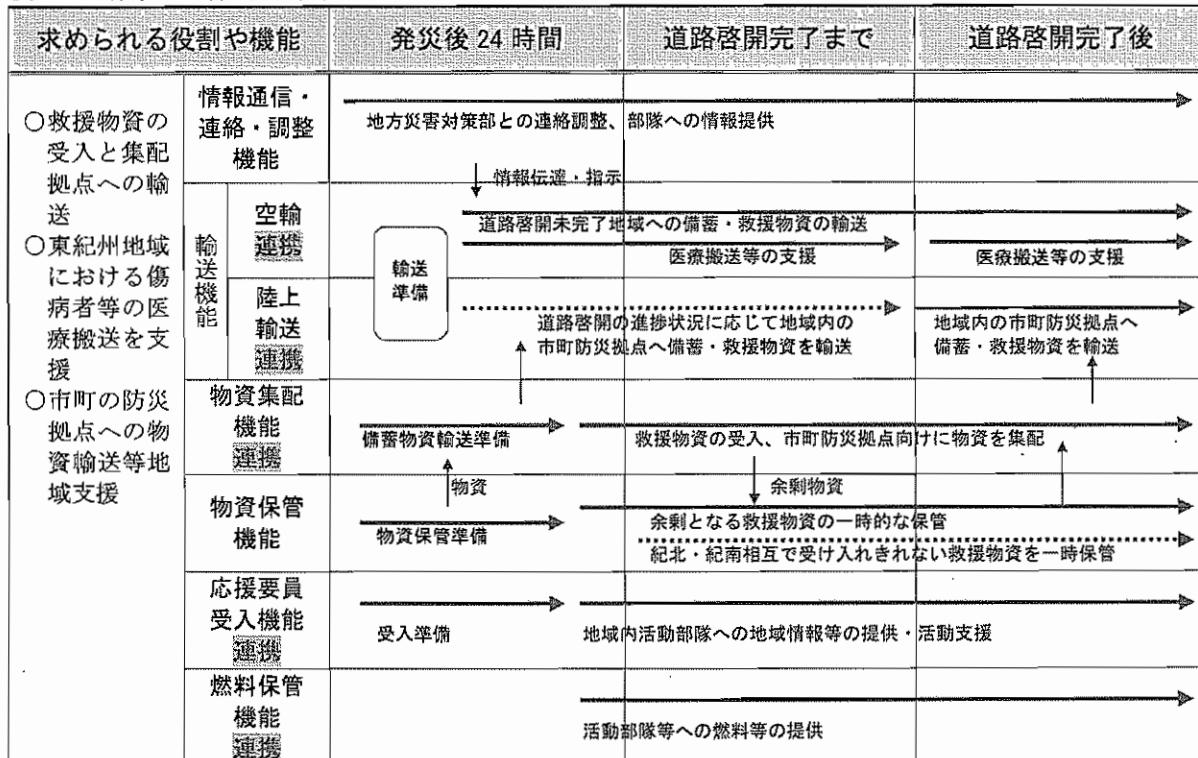
※連携…周辺施設との連携による機能

表 4-8 伊勢志摩拠点におけるフェーズ毎の役割と運用



※連携…周辺施設との連携による機能

表 4-9 東紀州（紀北・紀南）拠点におけるフェーズ毎の役割と運用



※連携…周辺施設との連携による機能

表 4-10 各広域防災拠点群のフェーズ毎の運用イメージ

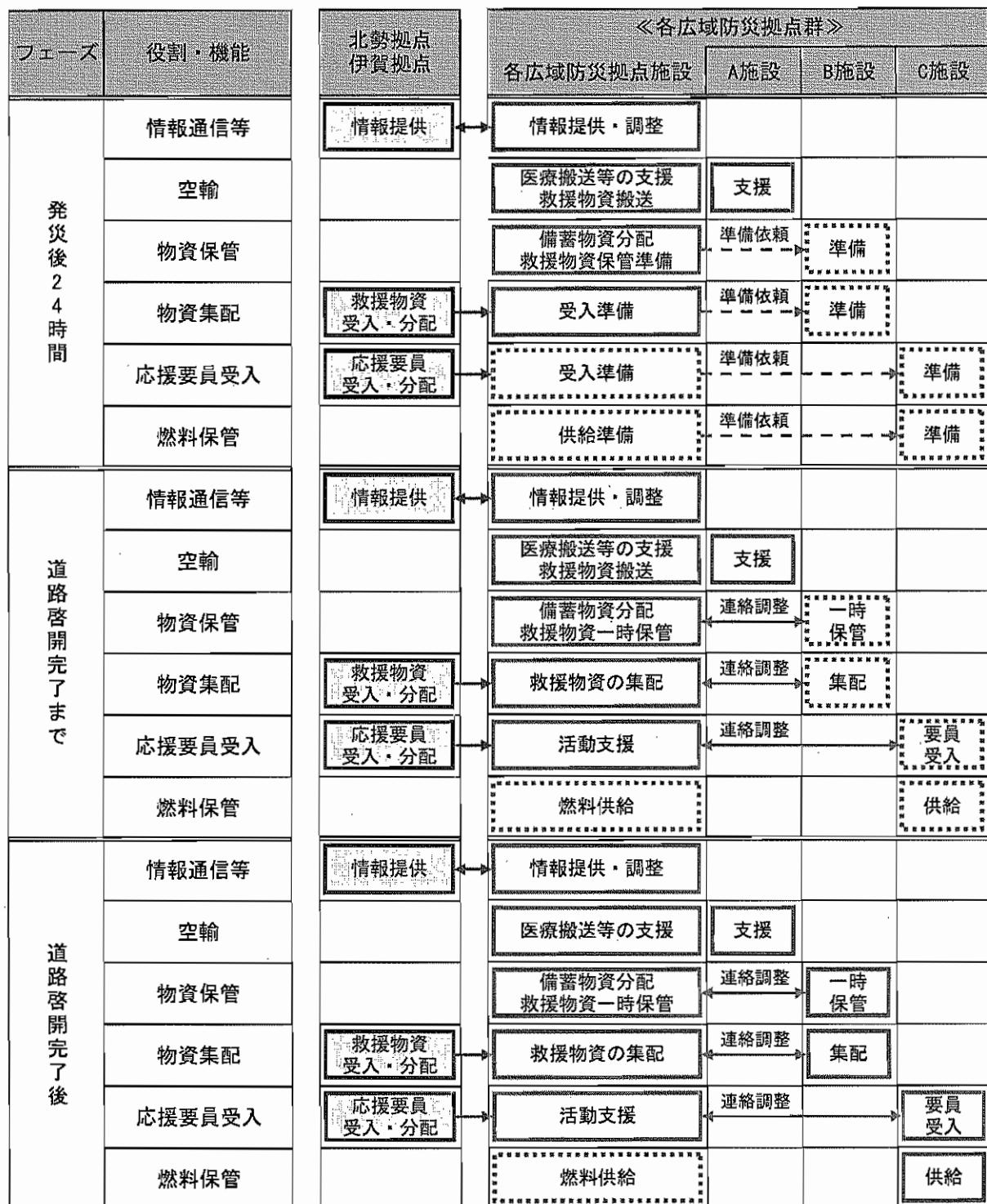


図 4-8 発災後 24 時間における各拠点の運用イメージ

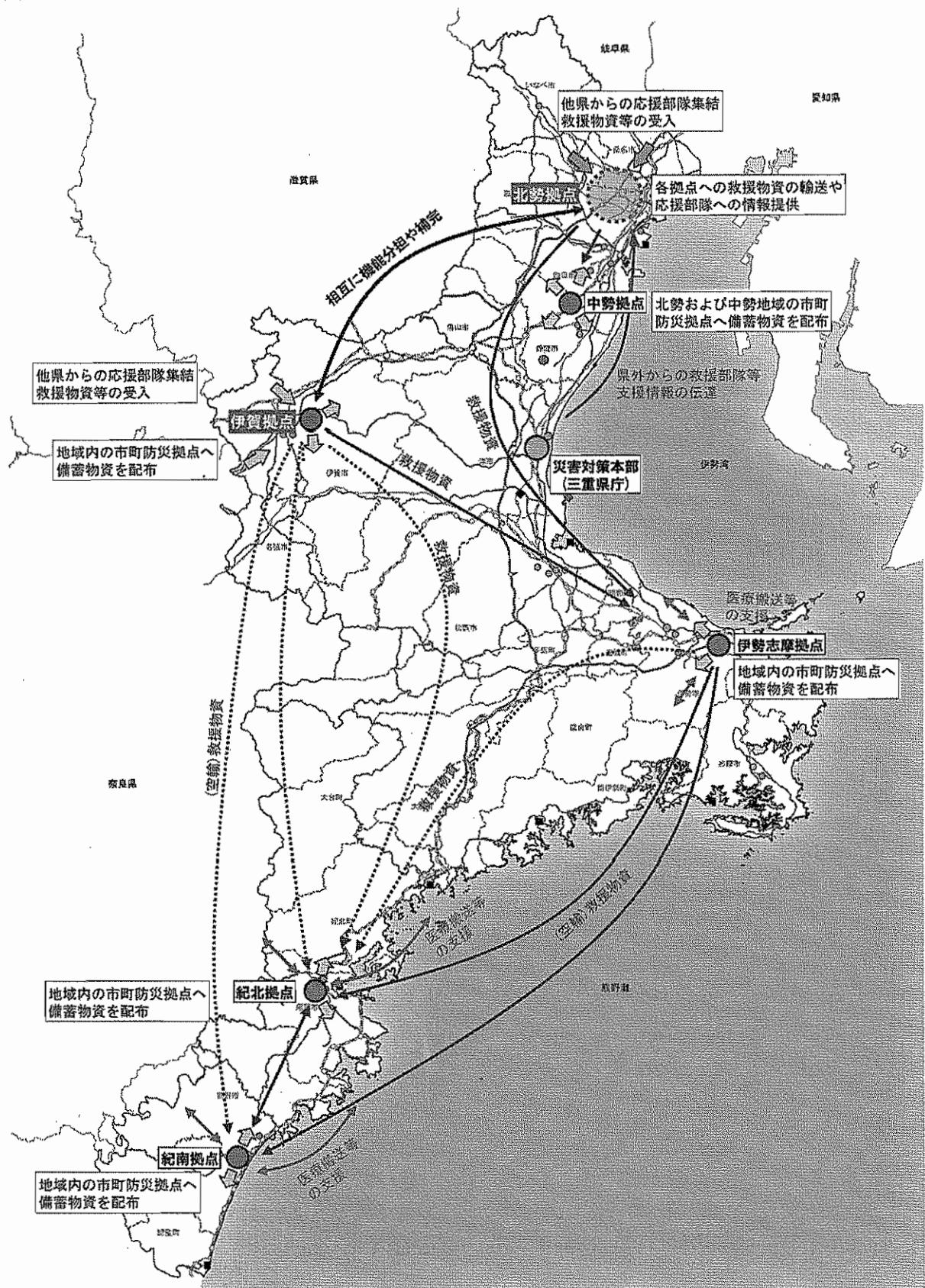


図 4-9 道路啓開完了までの各拠点の運用イメージ

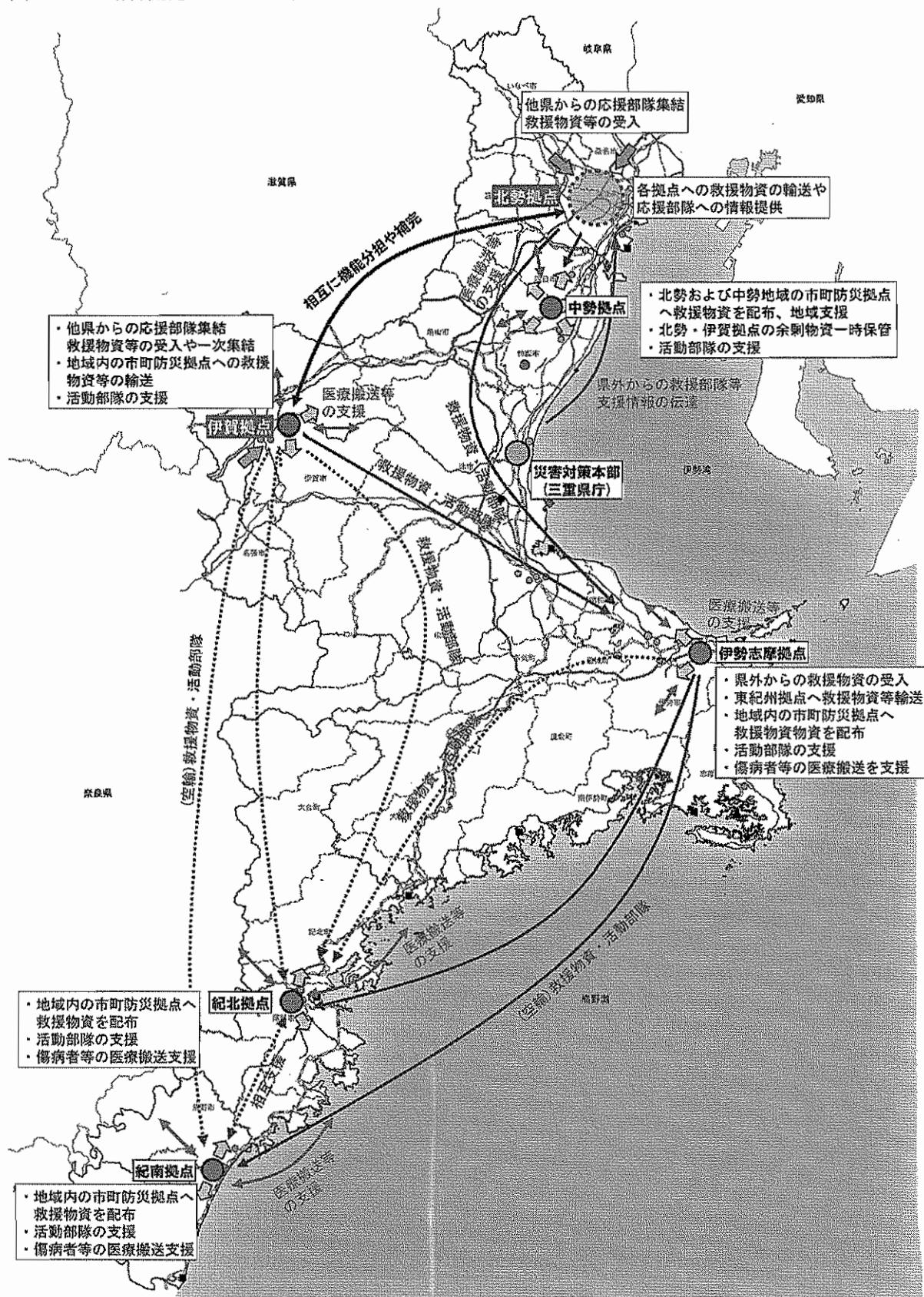
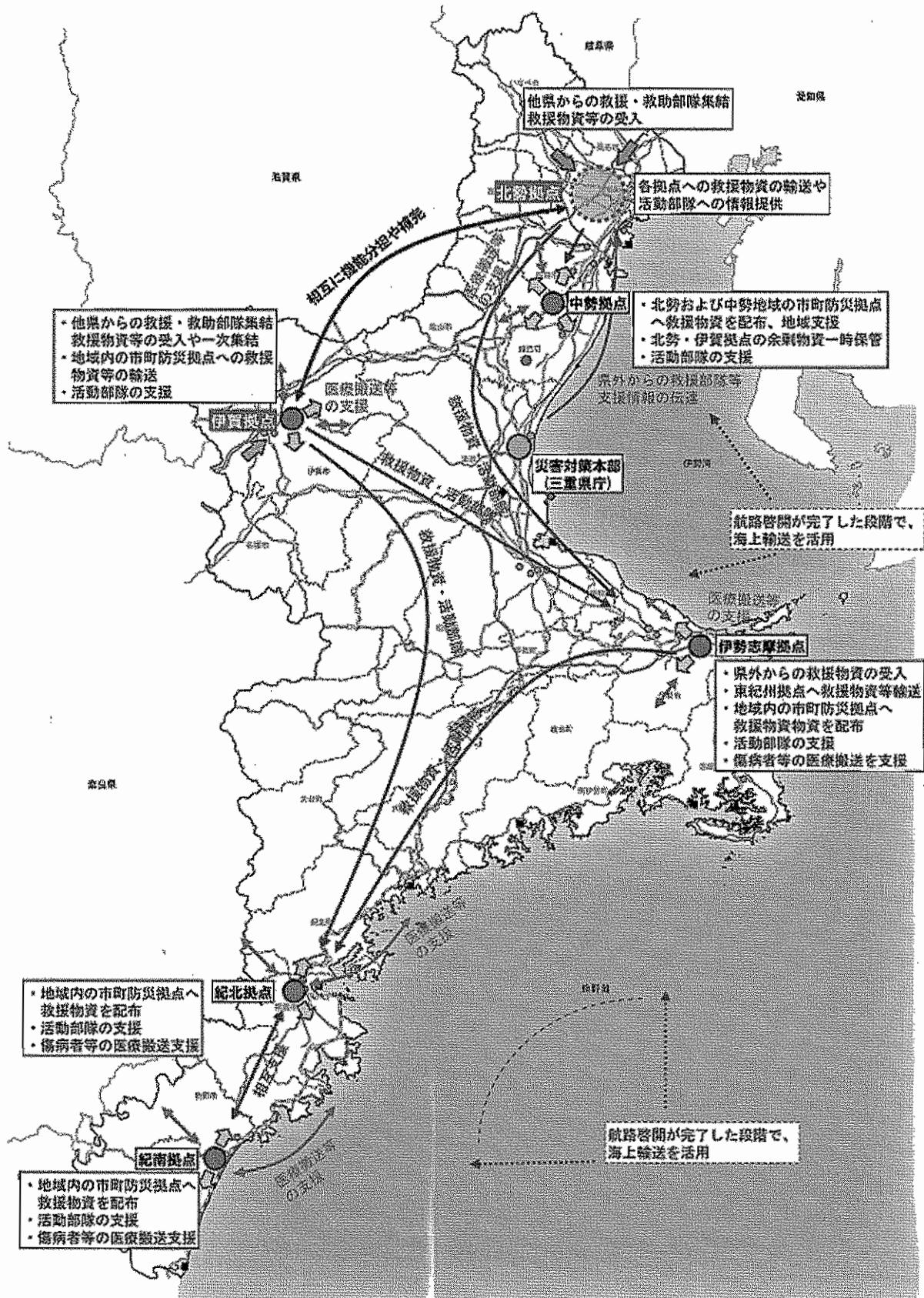


図 4-10 道路啓開完了後の各拠点の運用イメージ



第5章 北勢地域における広域防災拠点の整備

本章においては、前章までに検討した三重県の広域防災拠点のあり方に基づき、現在未整備の北勢地域における広域防災拠点の整備方針について検討する。

(1) 北勢拠点に求められる役割と機能

①求められる役割と機能

北勢地域における広域防災拠点については、広域防災拠点のあり方から、「県全体を統括するメイン拠点として、県外からの部隊や救援物資等の受入・調整を行いつつ、他の広域防災拠点を支援する」拠点として位置づけられる。

これを踏まえつつ、全県的、また地域支援の視点から、北勢拠点が担うべき役割や機能は次のように整理される。

[全県的な視点からの役割]

- 集結拠点：県外からの応援部隊が迅速に被災地へ進出するための前進目標となる。
- 情報拠点：県内の各地域からの被災状況や支援ニーズ等の情報や、県外からの救援物資や応援部隊等の集結状況への情報などを集約しながら、県内での救援物資の分配や部隊の活動などについて情報提供を行う。
- 物資拠点：県外からの救援物資の受入を行うとともに、各広域防災拠点に必要となる物資の集配、余剰となる物資の一次保管を行う。
- 輸送拠点：各防災拠点に向けてヘリコプターによる空輸や陸上輸送を行う。

[地域支援の視点からの役割]

- 情報拠点：北勢地域における支援ニーズの集約、地域内で活動する部隊への情報提供や部隊間の活動の調整などを行う。
- 物資拠点：備蓄物資や救援物資の市町防災拠点に向けた集配作業や陸上輸送を行うとともに、余剰物資の一時保管を行う。また、平常時から発災直後に必要となる物資や復旧活動等に必要な資機材などの備蓄を行う。
- 輸送拠点：北勢地域内において、道路啓開が未完了となっている地域へのヘリコプターによる物資輸送を行うとともに、傷病者等の医療搬送の支援を行う。
- 活動拠点：応援部隊の一時的な受入や活動部隊への物資補給などを行い、救出・救助・復旧活動をサポートする。
- 啓発拠点：平常時において、防災等に関する情報提供や意識啓発、また防災訓練などを行う場として活用する。

②北勢拠点の形成イメージ

i) 機能分担の考え方

北勢地域は他地域に比べて開発が進んでおり、広域防災拠点施設単独で全ての機能を満足できるだけの面積を有する施設を確保することは困難であるため、核となる拠点施設を中心として、周辺の施設との機能分担や機能補完などの連携を図ることにより、広域防災拠点の機能を形成することとする。

北勢拠点の機能を形成するにあたって、前項で整理された求められる各機能について、メインとなる拠点施設で担うべき機能や周辺の連携施設で担うべき機能を、拠点施設、または周辺施設で確保した場合の、運用上の利点や問題点などについて分類を行う。

各機能を拠点施設、または連携施設で確保した場合の利点や問題点などは、次のように整理される。

表 5-1 求められる機能を分担することによる利点や問題点など

機能	広域防災拠点施設で確保した場合	連携施設で確保した場合
連絡・調整 ・情報機能	※防災拠点を効率的に運用するために必要不可欠であることから、拠点施設で確保することが必要。	
空輸機能	○: 利用ニーズに応じた規模のヘリポートを確保することが可能。 △: 防災拠点間の物資輸送は陸上輸送が中心であり重要度はあまり高くない。 △: 道路啓開の進捗に応じて必要性が徐々に低下することも想定される。	○: ニーズ(必要時)に応じて利用が可能。 △: 物資の集配や保管を行う場所との間に輸送の必要が発生。 △: 喧送規模に応じて複数施設の確保が必要となる。
物資集配 ・物資保管 機能	○: 平常時、災害時を問わず、恒常に備蓄物資を保管することが可能。 ○: 物資の集配と保管を一体的に行うことが可能。 ×: 相当規模が必要。他機能の確保が困難。	○: 冷蔵など付加的な機能を有す施設の確保も可能。 ×: 連携施設本来の機能を果たすことが必要になるため、恒常的な利用が困難。
応援要員 受入機能	△: 情報収集・活動の調整等が目的であり、全ての部隊が集結に必要なスペースを確保する必要性は低い。 (指揮車のみの集結で可) ×: 集結に伴う混雑により物資輸送の滞留などの影響が懸念される。	○: 拠点での集結に伴う混雑による影響が軽減される。 △: 必要とされる規模からすると、1施設で確保することは困難であり、複数の連携施設の確保が必要。
宿泊滞在	○: 活動中の部隊間の情報共有や活動の調整、また物資等の補給などを容易に行うことが可能。 ×: 全ての部隊の受入には相当規模が必要であり、1施設での確保は困難。	○: 施設・野営地など部隊ニーズに応じた確保が可能。 △: 複数施設の確保と情報収集や活動調整を行うために拠点等への集結が必要。 ×: 施設本来の機能を果たす必要があるため、長期間にわたる機能確保は困難。
燃料等備蓄 ・補給機能	○: 部隊等への補給を容易に行える。 ×: 平常時は使用されないため、燃料等に劣化が生じることから、保管や運用方法において解決すべき問題が多い。	○: 燃料等の保管が容易である。 ×: 民間施設の場合、一般利用者への提供も必要となるため、優先的な利用を行うことが困難になる恐れがある。

ii) 広域防災拠点の形成イメージ

求められる機能を広域防災拠点施設で確保した場合、また連携施設で確保した場合の利点や問題点等を踏まえると、北勢拠点における機能分担は、次のように行うことが適当であると考えられる。

表 5-2 北勢拠点における機能分担の方向性

求められる機能		方向性等
連絡・調整・情報機能		○：広域防災拠点施設で確保する
空輸機能		△：物資輸送などの必要性は低いことから、連携施設で確保する。 ただし、緊急時に離発着可能な機能は確保する。
物資集配・物資保管機能		○：平常時における物資備蓄など、恒常的に利用することが必要であることから広域防災拠点施設で確保する。
応援要員 受入機能	一次集結	△：指揮車が集結可能な駐車スペース及び会議室のみ広域防災拠点施設で確保し、部隊集結に必要なスペースは連携施設で確保する。
宿泊・滞在		×：必要とされる規模（宿泊施設や滞在スペース）の確保は困難であり、連携施設で確保する。
燃料等備蓄・補給機能		△：燃料備蓄については保管に関する問題が多いことから、基本的に連携施設で確保する。

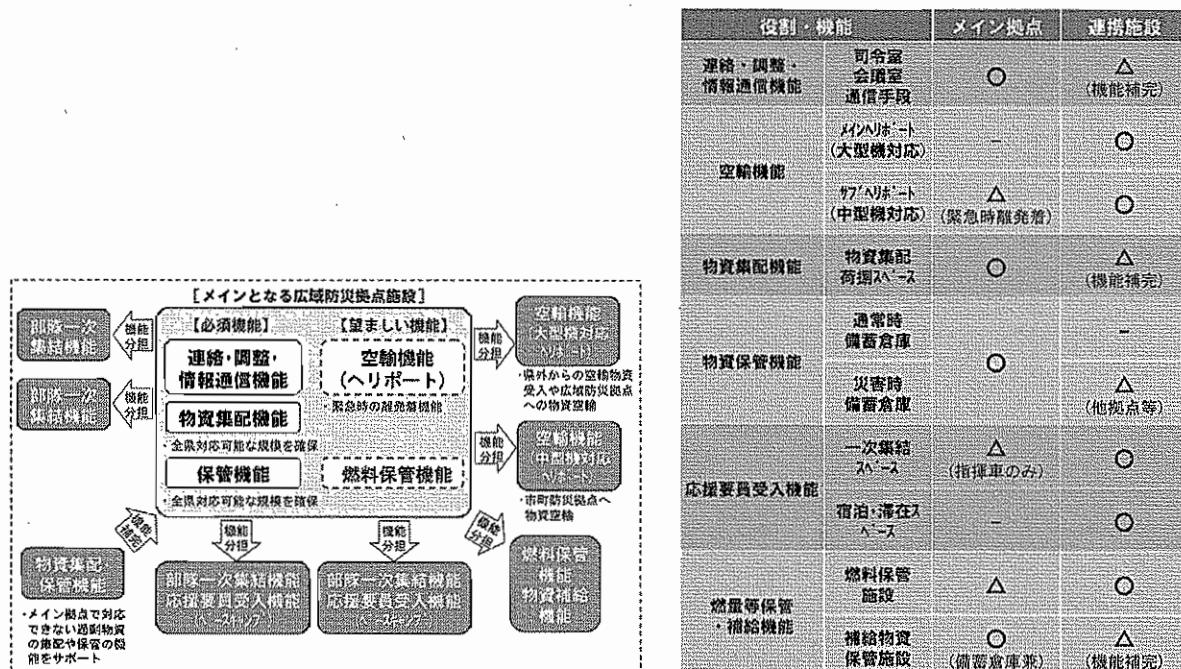


図 5-1 北勢拠点の形成イメージ

(2) 抛点候補地の選定

①役割や機能から必要となる条件

i) 選定条件の設定

北勢拠点の役割や求められる機能を踏まえ、候補地の選定について検討を行った。北勢拠点には、全県を統括するメイン拠点として、県外からの応援部隊や物資を受け入れ、後方支援拠点として各拠点や市町をサポートする役割が求められる。

これらの役割を果たすためには、①拠点が安全であること、②拠点での活動を円滑に行うことできること、③行政が保有する既存施設や土地の有効利用、施設整備における負担や整備をスムーズに進めるために、公有地であること、の3つの要件を満たすことが必要と考えられる。

のことから、候補地選定における前提条件を次のように設定した。

[候補地選定における前提条件]

- 拠点が安全であること → 災害危険区域（津波浸水区域、土砂災害危険区域、液状化危険区域等）に含まれていないこと
- 活動が円滑に行えること → 避難所指定されていないこと
- 公有地であること

また、県外からの応援部隊や救援物資等の受入、他の広域防災拠点の後方支援、周辺の施設との連携を図ることなどを考慮すると

- 高速道路など広域的なネットワークからのアクセスが容易であること
- 拠点施設へのアクセス道路の安全性や速達性が確保されていること
- 救援物資の受入や荷捌き、保管等を行うために必要となる十分なスペースが確保されること
- ヘリコプターによる空輸に対して、拠点周辺の安全性が確保されていること
- 周辺の公的施設等との連携が容易であること

の要件を満足することが必要である。

さらに、北勢地域の特徴として、

- 北勢地域は、陸路による全国からの応援部隊や救援物資の集結拠点となるため、広域幹線ネットワークとの連携が不可欠である。現在、東海環状自動車道の整備が進められており、将来的には、伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、東海環状自動車道、新名神高速道路の4ルートでの応援部隊や救援物資の集結を考慮した拠点配置が望ましい。
- 北勢地域は四日市コンビナートを抱えており、コンビナート火災発生への迅速な対応が求められる。
- についても配慮することが必要と考えられる。

配慮すべき要件などを踏まえ、候補地選定における評価項目及び評価の考え方を次のとおり整理した。

表 5-3 候補地選定における評価項目

評価項目		評価の考え方	
1. 高速道路へのアクセス性	十分条件	①ICからの距離	・近接する IC から拠点候補地への距離により評価
2. アクセス道路の状況	必要条件	①最低道路幅員の状況	・大型車がすれ違い可能な「5.5m以上」が確保されている
		②高さ制限箇所の状況	・消防車等の大型車が通行可能な「4.5m以上」の高さが確保されている
		③橋梁耐震改修状況	・アクセス道路上の橋梁は耐震改修済（改修予定）である
	十分条件	④道路幅員の状況	・道路幅員の確保状況により評価（片側2車線以上、片側1車線以上、5.5m以上）
		⑤沿道状況	・住宅地内の狭幅員街路の通過の有無（道路閉塞の危険性）により評価 ※住宅地内の片側1車線以上の街路・歩道整備済のある街路は、課題なしと評価
3. 候補地の状況	必要条件	①最低面積の確保	・最低 10,000 m ² 以上確保可能 ※搬送用ヘリコプターの離着陸に必要な面積：広域搬送拠点の選定要件より
		②敷地規模	・敷地規模・形状に応じて評価
	十分条件	③拠点活動の制限	・新規整備等、候補地内の拠点活動に制約がない場合は、優位に評価 ・候補地内の既存施設等により、拠点活動に制約がある場合は、劣位に評価
		④造成費の有無	・造成費の必要性の有無により評価
4. 候補地周辺の状況	十分条件	①避難施設等の隣接	・避難施設や避難指定場所の隣接の有無により評価 (避難施設に隣接している場合、避難者が流入し混乱する可能性があるため)
		②連携可能施設の有無	・候補地周辺に連携可能な施設がある場合は優位に評価
		③高層建築物等の有無	・ヘリコプターの運用に支障のある高層建築物、高圧線がある場合は評価しない
		④人口密集等の状況	・人口密集地又は住宅密集地に含まれていない

②拠点候補地の評価と選定

i) 拠点候補地の評価の流れ

前項で設定された、前提条件及び評価項目を用いて、拠点候補地の選定を行った。対象とする拠点候補地は、

①東海・東南海・南海地震災害対策活動計画（平成20年3月、三重県）において広域搬送拠点、活動拠点、物資拠点 の候補地としてあげられている箇所（54カ所）

※民有地は除く

②上記以外で北勢地域内の市町より提案された箇所（6カ所）

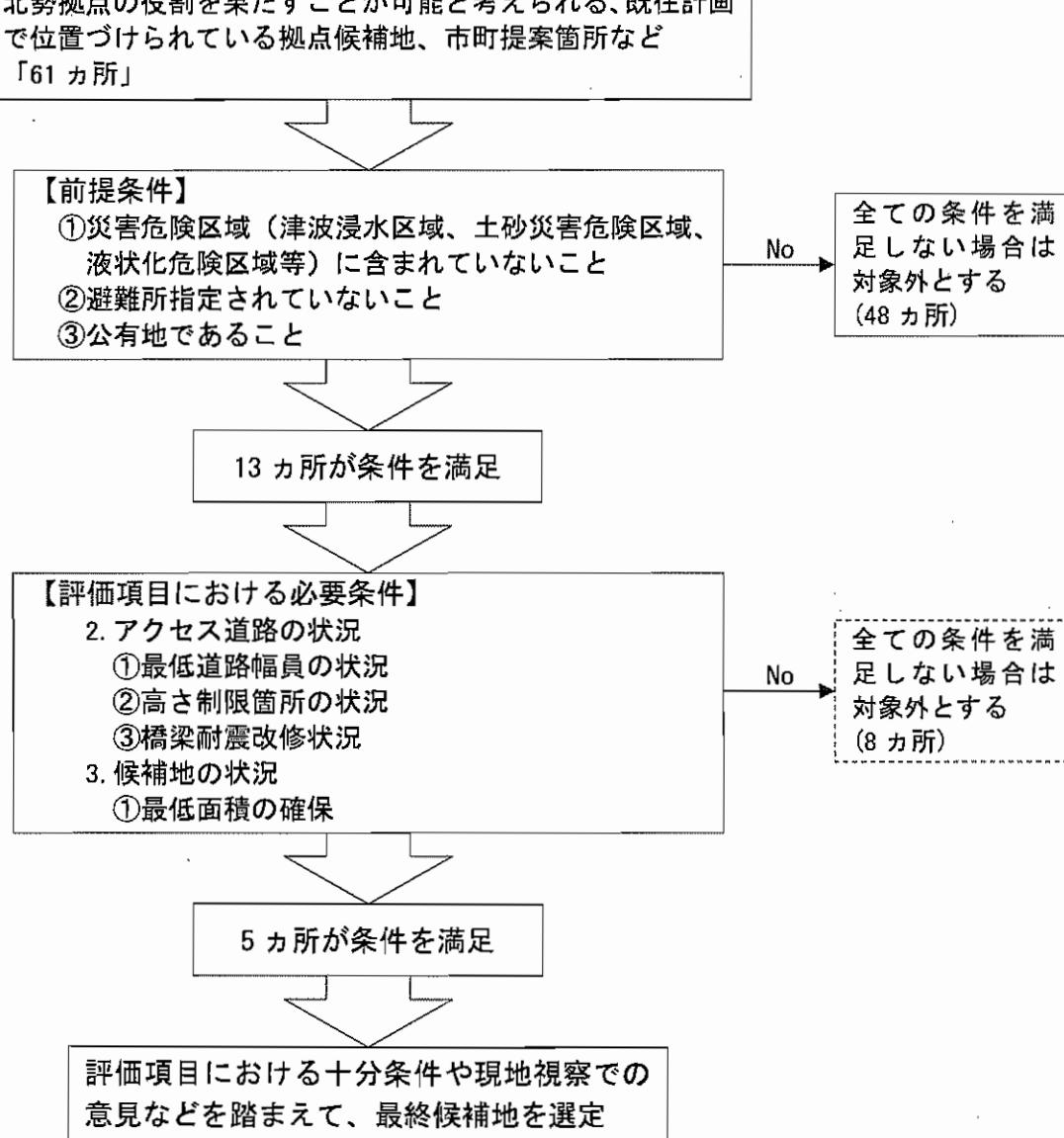
③北勢地域内で一定の面積確保が可能な県有地（1カ所）

を対象として選定を行った。

選定における流れを以下に示す。

図5-2 北勢拠点候補地選定の流れ

北勢拠点の役割を果たすことが可能と考えられる、既往計画で位置づけられている拠点候補地、市町提案箇所など
「61カ所」



ii) 前提条件による評価

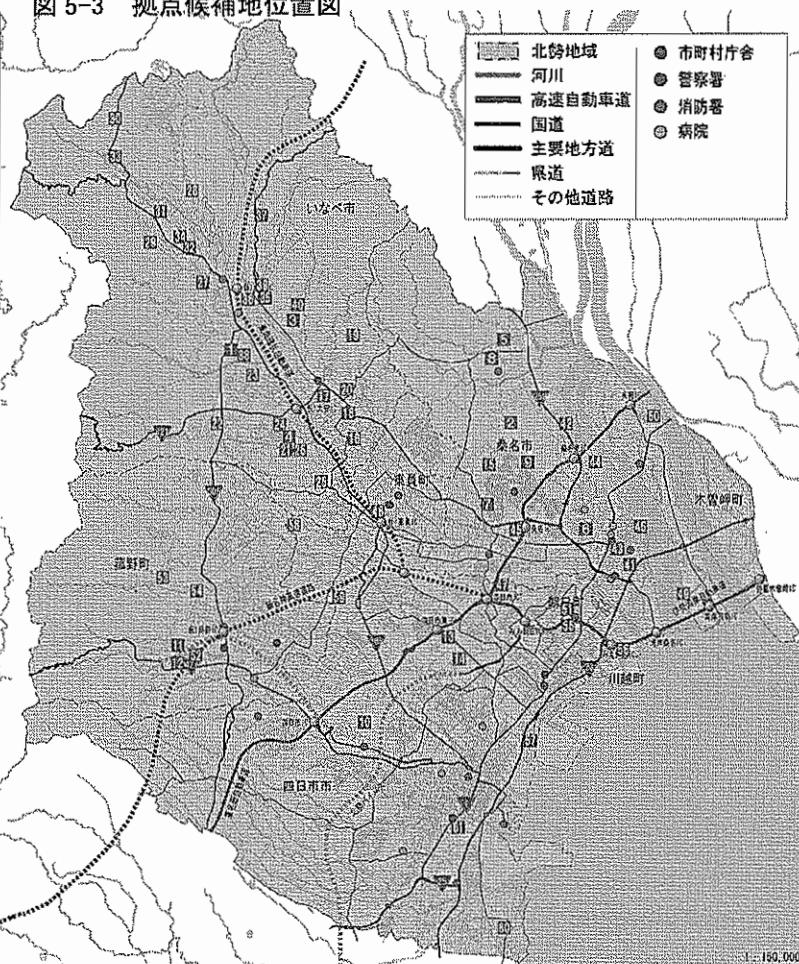
前提条件で示した①災害危険区域（津波浸水区域、土砂災害危険区域、液状化危険区域等）に含まれていないこと、②避難所指定されていないこと、③公有地であることにより候補地 61 カ所の評価を行った。

その結果、北勢中山グランドなど 13 カ所を候補地として選定した。

表 5-4 拠点候補地一覧

番号	名称	面積 (m ²)
1	北勢中山グランド	18,000
2	アリスパークグランド	15,780
3	北勢其原グランド	8,000
4	木太西部運動広場	4,000
5	旧多度町商工金融広場	2,239
6	立花公園テニスコート	1,647
7	桑名市提案①(見ヶ丘)	20,999
8	桑名市提案②(小山)	20,254
9	桑名市提案③(陽だまりの丘)	14,221
10	四日市市提案①(寺方町)	20,000
11	荒野町提案①(草野)	6,298
12	荒野町提案②(荒野)	1,561
13	四日市東IC周辺	17,000
14	北部墓地公園垂坂サッカー場、ソフトボール場	24,000
15	桑名市総合運動公園	15,000
16	東小学校運動場	4,000
17	西小学校運動場	4,000
18	員弁中学校運動場	12,000
19	員弁市之原野球場	11,000
20	員弁運動公園	32,000
21	大安中学校運動場	37,000
22	石櫻小学校運動場	6,000
23	丹生川小学校運動場	5,500
24	三黒小学校運動場	6,000
25	笠置小学校運動場	8,000
26	大安スポーツ公園運動場	12,100
27	東藤原小学校運動場	6,300
28	中里小学校運動場	4,000
29	西藤原小学校運動場	1,700
30	立田小学校運動場	3,200
31	白瀬小学校運動場	6,600
32	藤原第一野球場	9,600
33	藤原第二野球場	9,500
34	藤原運動場	28,000
35	北勢中学校運動場	17,000
36	阿下喜小学校運動場	7,000
37	十社小学校運動場	5,000
38	治田小学校運動場	6,000
39	阿下喜ひろば	6,000
40	山郷小学校運動場	2,000
41	桑名市江場テニスコート	5,247
42	桑名市深谷野球場	9,813
43	伝馬公園	2,800
44	桑名市北部野球場	10,875
45	桑名市福祉センター	2,000
46	桑名市九華公園野球場	11,917
47	山村浄水場	17,300
48	東員町ホーツ公園陸上競技場	30,000
49	白坊主山公園	2,849
50	長島運動公園(木曾川右岸)	76,970
51	朝日小学校グラウンド	15,000
52	大羽根園緑地	86,000
53	三重県民の森	20,600
54	朝明運動公園	53,000
55	三重県立川越高等学校	33,000
56	北勢沿岸流域下水道北部浄化センター	60,000
57	霞ヶ浦緑地	275,000
58	北勢中央公園	61,000
59	保々工業団地中央公園	13,068
60	楠緑地公園	76,000
61	四日市中央緑地	285,000

図 5-3 拠点候補地位置図

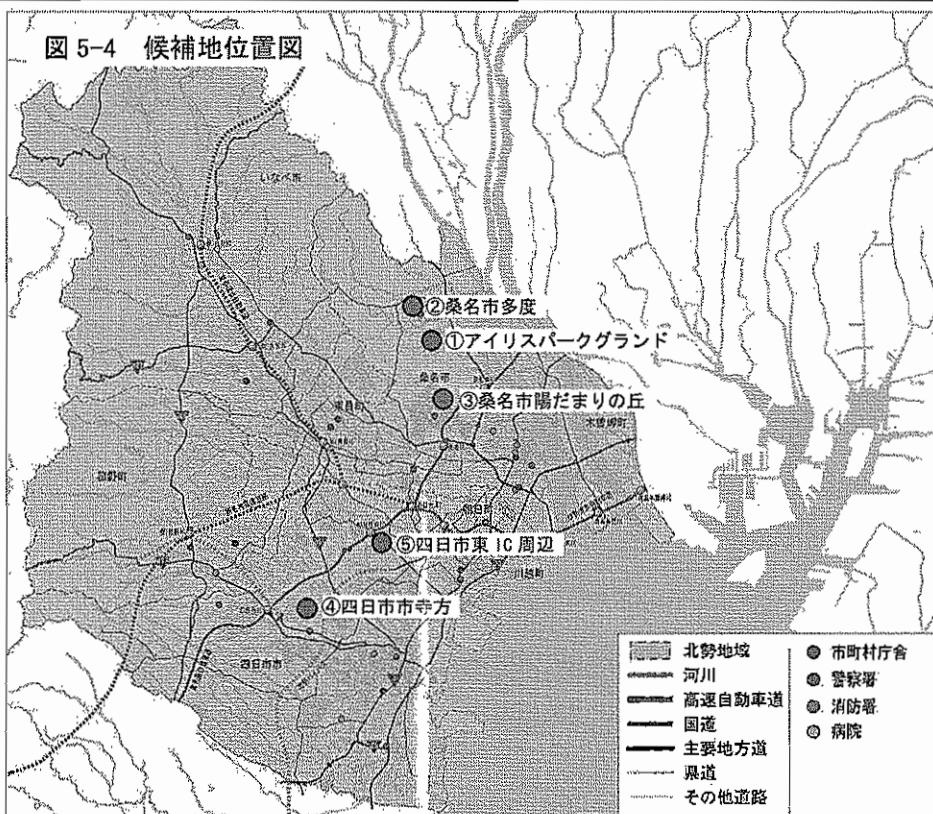


iii) 評価項目（必要条件）による選定

前提条件を満たす13カ所について、評価項目（必要条件）による評価を行った。その結果、必要条件を全て満足する箇所として、5カ所が選定された。

表 5-5 評価項目（必要条件）による候補地の評価一覧

	2. アクセス道路の状況				3. 候補地の状況	評価結果
	①最低道路幅員	②高さ制限箇所の状況	③橋梁耐震改修状況	④最低面積の確保		
1. 北勢中山グランド	×	○	×	○	×	×
2. アイリスパークグランド	○	○	○	○	○	○
3. 北勢其原グランド	×	○	○	×	×	×
4. 大安西部運動広場	×	○	×	×	×	×
5. 旧多度町商工会館広場	○	○	○	×	×	×
6. 立花公園テニスコート	○	○	○	×	×	×
7. 桑名市①(星見ヶ丘)	×	○	○	○	×	×
8. 桑名市②(多度町)	○	○	○	○	○	○
9. 桑名市③(陽だまりの丘)	○	○	○	○	○	○
10. 四日市市①(寺方町)	○	○	○	○	○	○
11. 茚野町①(千草)	×	○	△	×	×	×
12. 茚野町②(菰野)	○	○	○	×	×	×
13. 四日市東 IC周辺	○	○	○	○	○	○



iv) 候補地の選定

表 5-6 拠点候補地の評価一覧

		①アイリスパーク	②桑名市多度	③桑名市陽だまりの丘	④四日市市寺方町	⑤四日市東IC周辺
基本諸元等	規模(m ²)	15,780	20,254	14,221	20,000	17,000
	ICからの距離(km)	5.6	7.2	5.3	2.9	0.0
	法的制約等	・都市公園法による規制 ・現状のグランド等の利用を継続することが必要	・都市計画法(地区計画)による規制	・都市計画法(地区計画)による規制	・農地法による規制	・道路法による規制
	ヘリコプター運用上の制約等	・離着陸には問題ないが、グランドはスプリングラーがあるため着陸不可 ・大型車に対応した出入り口が必要	・運用上問題なし ・住宅地に隣接しているため騒音に対する地元への事前周知が必要	・候補地上空を高圧線が横切っているため運用は困難	・運用上問題なし (但し北側部分のみ、南側は運用困難) ・将来的に周囲の伐採協力が必要	・運用上問題なし ・造成時に建物が突出しないよう配慮が必要 ・県道からの進入路の大聖寺への対応が必要
	その他配慮事項等	・ICからのアクセス道路が住宅地内を通過するため、安全への配慮が必要	・ICからのアクセス道路が住宅地内を通過すること、また今後周囲に住宅地が立地することから安全への配慮が必要	・ICからのアクセス道路が住宅地内を通過すること、また今後周囲に住宅地が立地することから安全への配慮が必要	※民地であるため、今後の土地取得が必要	※現況山林であり、他の候補地に比べて造成費などが必要。 ※県道部が都市計画道路であるため、計画変更等手続きが必要 ※IC料金所への進入路の確保が必要
	アクセス道路の状況	道路幅員 国道部：片側2車線確保 その他：5.5m以上確保	国道部：片側1車線確保 その他：5.5m以上確保	国道部：片側1車線確保 その他：5.5m以上確保	国道部：片側1車線確保 その他：5.5m以上確保	-
	候補地の状況	沿道状況 ・住宅団地内を通過	・住宅団地内を通過	・住宅団地内を通過	-	-
	候補地の安全性	人口密集等の状況 該当なし	・周辺に住宅団地あり	・周辺に住宅団地あり	該当なし	該当なし
	避難施設等の隣接	近隣に避難施設あり	該当なし	該当なし	近隣に避難施設あり	該当なし
	造成の必要性	必要なし	整地などが必要	整地などが必要	整地などが必要	大規模な造成が必要
候補地の機能別評価	情報通信・連絡調整・決定機能	候補地での機能確保 (候補地への建物建設の可否)	×	○	○	○
	空輸機能	候補地での機能確保	△	△	×	○
	備蓄物資保管機能	施設連携可能機能 機能分担：3km未満 機能補完：5km未満	1	○	2	○
	物資集配機能	候補地での機能確保	×	○	○	○
	物資一時保管機能	候補地での機能確保	○	○	○	○
	応援要員受入機能	候補地での機能確保 (全部隊の受け入れ可否)	△	△	△	△
	燃料保管機能	候補地での機能確保	×	○	○	○
	連携可能施設	機能分担：3km未満 機能補完：5km未満	1	○	1	○
	連携可能施設	機能分担：3km未満 機能補完：5km未満	2	○	2	○
	連携可能施設	機能分担：3km未満 機能補完：5km未満	3	○	3	○

※候補地での機能確保の評価について

○：拠点候補地において当該機能に必要な施設や規模を確保することが可能。

△：拠点候補地において当該機能に必要な施設や規模のすべてを確保することができないもの、または必要な施設や規模を確保できても運用上問題が生じる可能性があるもの。

×：拠点候補地において当該機能に必要な施設や規模を確保することができないもの。

※連携可能施設の評価について

○：機能分担可能な連携施設あり、△：機能補完可能な連携施設のみあり、×：機能分担、または機能補完可能な施設なし

※機能分担：拠点に必要な規模が確保され、機能代替することが可能な施設(場所)。

機能補完：拠点に必要な規模は確保できていないが、拠点を補完する役割が期待される施設(場所)

表 5-7 候補地現地視察での意見

		候補地の状況について	位置・アクセス等について
桑名市	①アイリスパーク	×：既存施設の利用形態（新たな施設立地は困難） より拠点としての利用は不向き ×：グランドへのヘリの離発着はできない	×：高速ICからの距離があることからアクセス性や速達性にかける ×：アクセス道路が住宅地内を通過するため沿道環境の安全性確保が問題
	②多度	○：多度支所等周辺施設との連携が可能 ×：住宅地が隣接しているためヘリの運用や大型車両等の出入など安全面や環境面が問題	
	③陽だまりの丘	※視察対象外	
四日市市	④寺方	○：消防署（燃料保管）など周辺施設との連携が可能。 △：隣接する介護施設についてボランティア等の宿泊など連携施設として利用が考えられる反面、避難所として利用され、拠点運用に支障が出ることも懸念される。	○：高速ICに近接しており、北勢拠点の役割（物資や応援の受け入れ）への対応に適している。 ○：候補地へのアクセス道路の北側延伸により、四日市東IC周辺施設との連携も容易になる。
	⑤四日市東IC周辺	○：四日市大学などの周辺施設との連携が可能。 ○：物流団地などとも協定により連携が図られれば、物資集配等の機能を補完可能である。 ○：周辺に住宅地等がなく環境面で拠点に適している △：ICに隣接しているため車両等の集結に伴う滞留が懸念される。 ×：造成費用がかかるとともに、造成後の形状が悪い ×：高速道路に隣接しているため、ヘリの離発着に伴うわき見運転などによる交通事故が懸念される。	○：高速ICに隣接し、四日市JCTに近接していることから、部隊等の集結が容易であり、北勢拠点の役割（物資や応援の受け入れ）への対応に適している ○：高速からのアクセスの他、四日市港へ直線道路でアクセス可能なことも評価される。 ○：将来的には北勢バイパスの整備により、中央分署などとの連携も容易になる。

※③桑名市陽だまりの丘については、拠点へのアクセス路が生活道路であり、北勢拠点に求められる役割（県外からの物資受け入れや応援部隊の集結など）を果たす上で、安全性の面で問題が大きいと考えられることから、候補地検討WGでの検討を踏まえて、視察対象より除外。

評価項目（必要条件）を満足する 5ヶ所の候補地について、北勢拠点として求められる機能や連携施設の評価、また、検討委員会委員による現地視察での意見などを踏まえ、第3回広域防災拠点等構想検討委員会において、四日市市寺方及び四日市東 IC周辺の 2カ所が拠点候補地として選定された。

しかし、これら2カ所の候補地については、それぞれに調整すべき事項があるため、最終的な候補地の決定については、県と四日市市との協議に委ねられることとなった。

第6章 今後の検討事項

本章においては、今後、この基本構想〔改訂版〕の基本方針に則り、三重県の広域防災拠点がより効果的に機能を発揮していくために必要となる課題について整理した。

イ) 拠点運用に関わる管理や運営体制の構築

広域防災拠点施設は、平常時には教育や訓練等での利用を除き、常時使用される施設ではないが、災害時には迅速に施設機能を立ち上げ、運用していくことが求められる。

このため、平常時における活用方法や管理方法などの内容や、災害時における施設運用の信頼性を確保するための施設や設備の更新など維持管理（補修）項目やその更新期間を定めた維持管理計画を作成し、それに応じて適切な施設の維持管理運営を行うことが必要である

また、災害時に円滑な施設運用を行うために、各広域防災拠点の役割を踏まえて、行政職員の役割、応援部隊の役割、ボランティアの役割などを明確にするとともに、物資の輸送方法や手段、必要となる車両等の手配なども考慮した運営計画を作成することが必要である。

ロ) 周辺施設との連携に関する課題

これからの中城防災拠点は広域防災拠点施設だけでなく、周辺の施設との連携により広域防災拠点を形成していくことが求められる。このため、周辺の連携可能な施設について、その規模や機能などの諸元を確認した上で、災害時における利用方法や協力体制などを、施設管理者と調整を行いながら、適宜連携協定等の締結を進めていく必要がある。

ハ) 燃料確保に関する課題

災害時における救援・復旧活動や、県外からの広域応援部隊の活動を支援し、円滑に活動を進めるためには、燃料の確保が必要不可欠である。燃料については、平時の管理方法などクリアすべき問題が多いことから、各広域防災拠点周辺の公的施設や民間施設との連携により確保することを基本とするが、今後、広域防災拠点への一定量の燃料備蓄についても検討する必要がある。

ニ) 備蓄資機材に関する課題

地域の特性を踏まえつつ、既存施設を最大限に生かし、各広域防災拠点の役割を発揮するためには、現在見直し中の被害想定調査結果が出た後には、その結果に従い広域防災拠点毎に必要となる資機材について見直しを行い、整備を進めていく必要がある。

ホ) 大規模災害時の受入計画の作成

東日本大震災のような大規模災害の発生時には、自衛隊災害派遣部隊や広域緊急援助隊、緊急消防援助隊をはじめ、国内外を問わず、広域的な地域からの応援部隊やボランティアなどを受け入れることとなる。このため、こういった応援部隊の受け入れや被災地での活動などを円滑に進めるために、今後策定される南海トラフ巨大地震の応急対策活動計画等との整合を図りながら、国や自治体、関係機関等との連携を含めた、受入体制（計画）を構築しておく必要がある。

へ) 多様な被災形態に応じたオペレーションの確立

様々な災害の発生に応じたシミュレーションを行うことで、新たな広域防災拠点の役割や必要となる資機材、管理・運営体制など、検証を行っていくことが必要である。

《全県被災時における物資の陸上輸送におけるシミュレーション例》

県外からの救援物資の受入を行うとともに、被災地域内の各市町の防災拠点に輸送し支援を行うことは、広域防災拠点における主要な役割と位置づけられる。

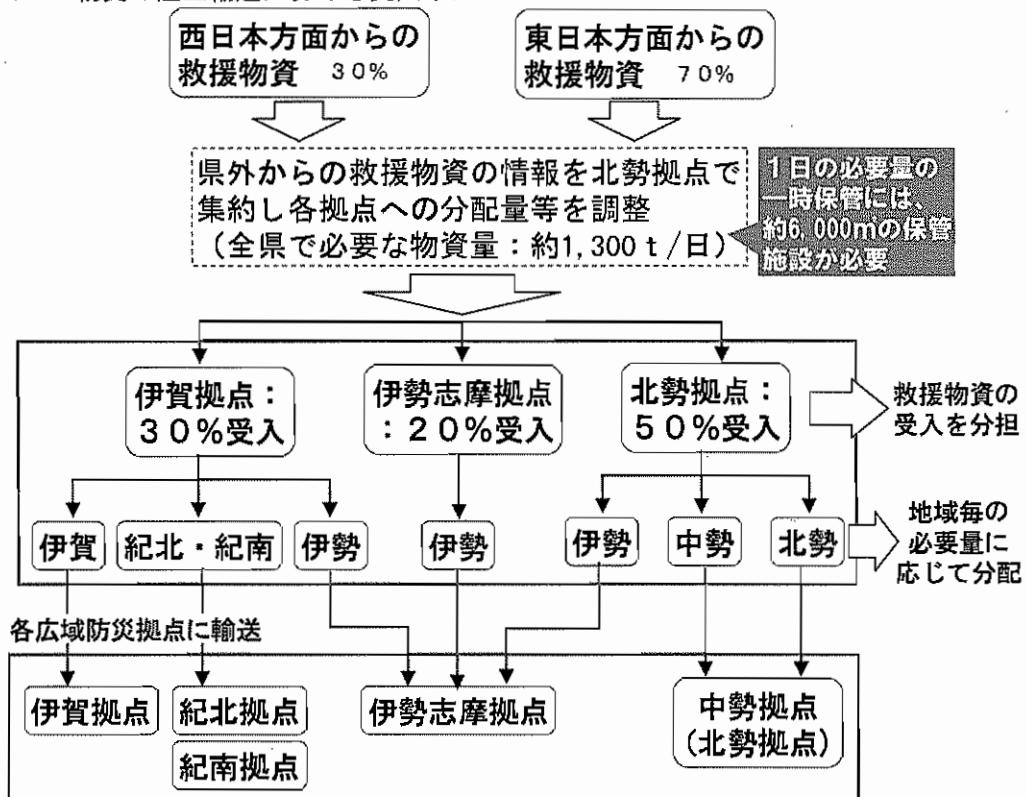
しかしながら、既存の拠点施設規模では、救援物資の荷捌きなどの集配を行うことは可能であるが、余剰物資等を一時保管するための倉庫などの施設は不足している状況にある。

一方、これらの救援物資を受入窓口となる北勢拠点において全て受け持つことは困難であり、拠点相互で連携し、機能分担を図ることが必要である。

救援物資は主に東日本方面からの流入が想定されることから、北勢拠点で受入を行いながら、伊賀拠点や伊勢志摩拠点への分配量を調整し、機能分担を図りながら、適切な物資受入を行っていくことが求められる。

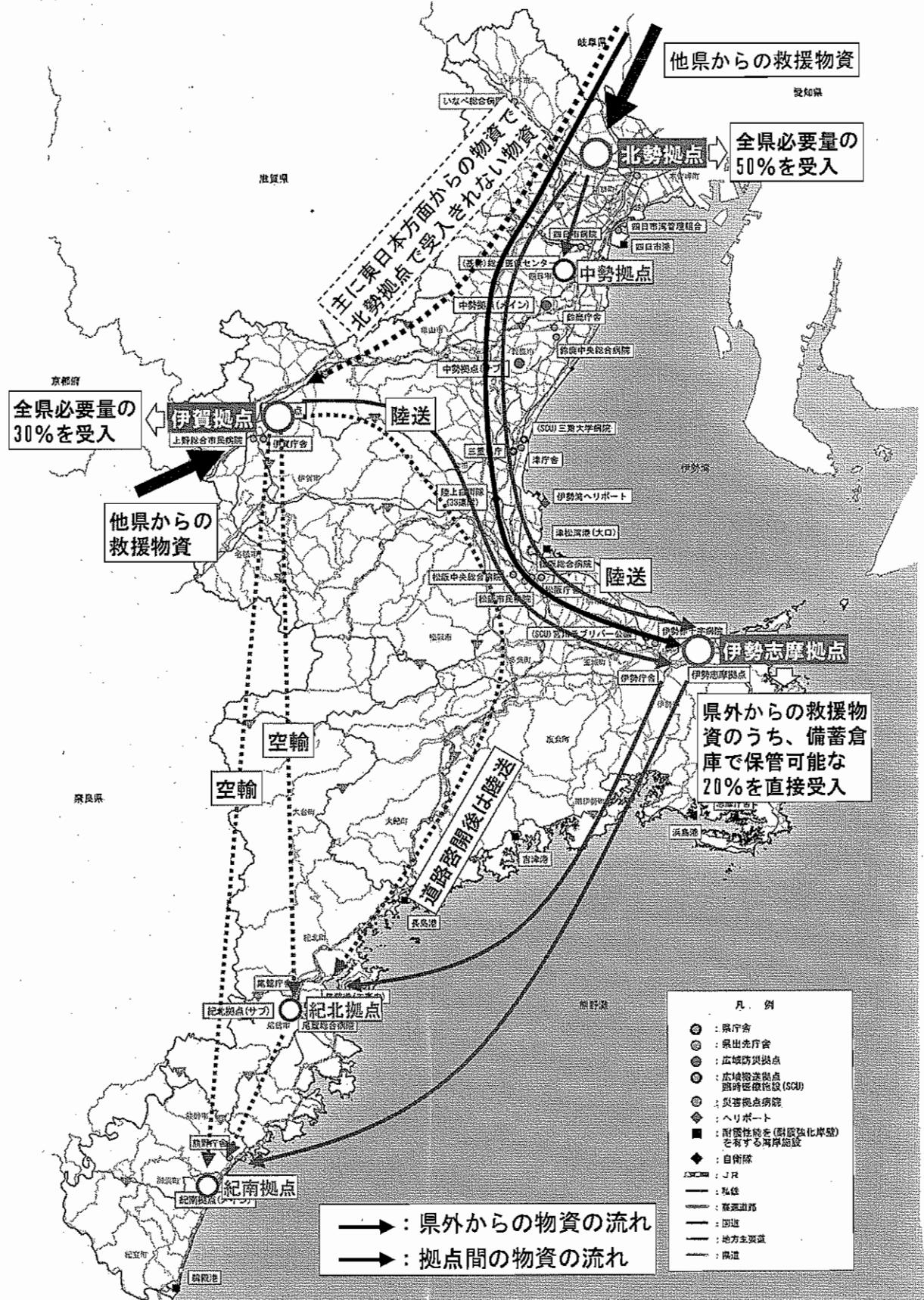
さらに、道路啓開と同様に航路啓開も復旧活動に応じて進んでくると考えられる。このため、航路啓開の進捗に応じて、利用可能となった港湾施設による海上輸送も想定しながら物資の受入や輸送について検討することが必要である。

図 6-1 物資の陸上輸送における受入イメージ



※北勢拠点が受け持つ地域
支援分については、中勢
拠点で受持つことにより
北勢拠点を全県的な対応
に特化させることが可能

図 6-2 物資の陸上輸送の流れ



むすび

私たちは、東日本大震災の教訓を三重県の防災行政のために活かすことが、東北で犠牲になられた多くの方々に酬いることになると確信して、この基本構想〔改訂版〕の検討を進めてきた。そのため、東日本大震災という厳しい現実を常に脳裏に浮かべながら、可能な限り具体的なイメージを持って検討を進めてきところである。

災害発生直後から求められる様々なニーズに対応するためには、広域防災拠点施設だけでは不可能であり、広域防災拠点施設を中心に、各地域にある施設との連携が重要である、との論も、そうしたイメージの中から生まれている。こうした周辺施設との連携については、あらかじめ協定を締結することによって、いざ災害発生という際に迅速に対応できることから、協定締結に向けた作業を順次進めていきたいと思う。

また、災害発生時に求められる機能は地域によって異なり、災害発生後の経過時間によっても異なることから、その結果、広域防災拠点が担うべき役割も、地域や時間の経過によって異なることとなる。こうした観点から、今回、各地域や経過時間ごとに求められるニーズと、各広域防災拠点の強みと弱みを整理することによって、各広域防災拠点の役割を明確化した。このこともやはり、具体的なイメージ無しでは論じることができないものであった。

この基本構想〔改訂版〕においては、このように、可能な限り具体的に検討を進め、課題の整理に努めてきたつもりだが、第6章に記述したとおり、まだまだ残された課題も多い。何より、北勢拠点の整備もこれからである。それについては、今後公表される予定の、南海トラフを震源とする巨大地震に関する被害想定の内容も踏まえながら検討していく必要がある。できるだけ早く、かつ、できるだけ慎重に検討を進めていきたい。

もちろん、他の課題についても、私たちは、引き続き検討を続け、災害対応体制の充実を図りたいと考える。かけがえのない命と私たちの愛すべき三重の地を守るために。

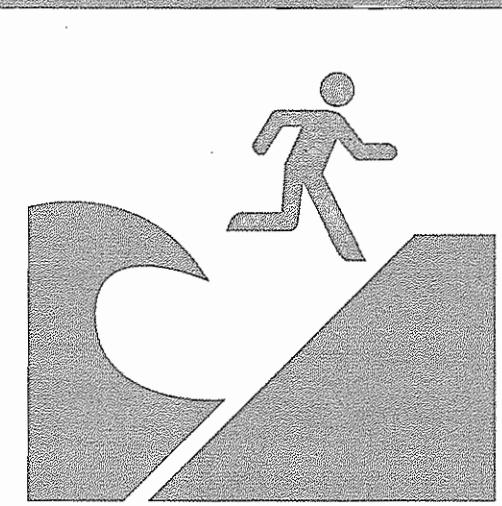
()班

あなたの情報

フリガナ 名前 :	(世帯主)
〒 519-4325	
住所 : 熊野市有馬町	番地
自宅電話番号 : ()	—
携帯電話番号 : ()	—
メールアドレス :	
勤務先・学校等 :	
明治 大正 生年月日 : 昭和 平成	
血液型 : 型 (RH+ · RH-)	
アレルギー、治療中の疾病、薬剤等	

熊野市有馬町 芝園地区

三重県沿岸地域 TSUNAMI 避難計画 Myまつぶラン



三重県・熊野市

家族・友人の連絡先

災害時の安否確認方法について、
事前に家族で話し合っておきましょう。

名前	
住所	
電話番号	
メール	

名前	
住所	
電話番号	
メール	

(ご近所の方)

名前	
住所	
電話番号	
メール	



もしも！災害

災害発生

① 身を守る！

② 火を消す！

③ 扉を開ける！

④ 非常持ち出し袋！

⑤ 安全な場所へ！

⑥ 避難場所へ移動！

非常持ち出し袋の点検



避難時に持つて逃げるものを書き出しましょう。

- 飲料水 ○ _____
- 非常食 ○ _____
- 懐中電灯 ○ _____
- 携帯ラジオ ○ _____
- お薬 ○ _____
- 貴重品 ○ _____
- 生理用品 ○ _____
- 介護手帳 ○ _____
- 障害者手帳 ○ _____
- ティッシュペーパー ○ _____

例)
○ 懐中電灯

必要なものが
入っているかどうか
確認しましょう！

何が必要か
災害時をイメージして
考えてみましょう！

使用可能かどうかも
確認しましょう！

Check

- 消費期限は確認してありますか？
- 電池は使用可能ですか？
替えの電池はありますか？
- マッチ・ライター等は使用可能ですか？
- 季節に合わせた点検を行っていますか？
(防寒具、タオル等)

その他、チェックすべきことがあれば書いておきましょう。

地震への備え

① 家具類の転倒・落下の防止

② けがの防止対策(避難路の確保)

③ 家屋の強度確認(耐震診断、補強)

④ 消火の備えをしておこう

⑤ 火災発生の防止対策をしておこう

⑥ 非常用品を備えておこう

⑦ 家族で話し合っておこう

⑧ 防災環境を把握(防災隣組)

⑨ 過去の地震の教訓を学んでおこう

⑩ 防災の知識・技術を身につけておこう



「2006三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))三重県市町総合事務組合」(承認番号:三総合地第157号)